資料６－２

特定小売供給約款変更認可申請書

2022 年 11 月 24 日

東 北 電 力 株 式 会 社

特定小売供給約款変更認可申請書

東北電販戦第 13 号
2022 年 11 月 24 日

経済産業大臣　西村　康稔　殿

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力株式会社
取締役社長
社長執行役員　樋口　康二郎

平成 26 年改正法附則第 18 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙　特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	2023 年 4 月 1 日

別　紙

特 定 小 売 供 給 約 款

2023 年 4 月 1 日実施

東北電力株式会社

特定小売供給約款

目　　次

Ⅰ　総　　則

1　適　　用 …… 1

2　供給約款の認可および変更 …… 1

3　定　　義 …… 1

4　単位および端数処理 …… 3

5　実 施 細 目 …… 4

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み …… 5

7　需給契約の成立および契約期間 …… 5

8　需 要 場 所 …… 6

9　需給契約の単位 …… 6

10　供給の開始 …… 7

11　供給の単位 …… 7

12　承諾の限界 …… 7

13　需給契約書の作成 …… 7

Ⅲ　契約種別および料金

14　契 約 種 別 …… 9

15　定 額 電 灯 …… 9

16　従 量 電 灯 …… 12

17　臨 時 電 灯 …… 18

18　公衆街路灯 …… 23

19　低 圧 電 力 …… 27

20　臨 時 電 力 …… 31
21　農事用電力 …… 33
Ⅳ　料金の算定および支払い
22　料金の適用開始の時期 …… 38
23　検　針　日 …… 38
24　料金の算定期間 …… 39
25　使用電力量の計量 …… 39
26　料金の算定 …… 41
27　日 割 計 算 …… 42
28　料金の支払義務および支払期日 …… 42
29　料金その他の支払方法 …… 44
30　延 滞 利 息 …… 45
31　保　証　金 …… 46
Ⅴ　使用および供給
32　適正契約の保持 …… 48
33　力率の保持 …… 48
34　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 48
35　供給の停止 …… 49
36　供給停止の解除 …… 50
37　供給停止期間中の料金 …… 50
38　違　約　金 …… 51
39　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 51
40　制限または中止の料金割引 …… 52
41　損害賠償の免責 …… 53
42　設備の賠償 …… 53
Ⅵ　契約の変更および終了
43　需給契約の変更 …… 54

44　名義の変更 …… 54
45　需給契約の廃止 …… 54
46　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 …… 55
47　解　約　等 …… 57
48　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 57
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担
49　供給方法および工事 …… 58
50　工事費負担金等相当額の申受け等 …… 58

附　　則 …… 61
別　　表 …… 65

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

⑴　当社が，一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

⑵　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県

2　供給約款の認可および変更

⑴　この供給約款は，電気事業法附則第 18 条第 1 項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。

⑵　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。

3　定　　義

次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　低　　圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

⑵　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑶　小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さま

の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑷　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑸　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑹　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑺　契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

⑻　契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

⑼　契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑽　夏　　季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

⑾　そ の 他 季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

⑿　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

⒀　貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⒁　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および

離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

⑵　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

⑶　契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，19（低圧電力）⑷を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力を0.5キロワットといたします。

⑷　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

⑸　力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契 約 の 申 込 み

6　需給契約の申込み

⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

⑵　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

⑶　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

⑵　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ　お客さまの需要場所が，電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，イ，ロおよびハにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8　需 要 場 所

需要場所は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，1 需要場所について 1 契約種別を適用して，1 需給契約を結びます。

⑴　1 需要場所において，次の 2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別（⑵の場合は，2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別，臨時電力，農事用電力

⑵　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

⑶　災害による被害を防ぐための措置,温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置,または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない,お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたとき。

10　供給の開始

⑴　当社は,お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には,お客さまと協議のうえ需給開始日を定め,供給準備その他必要な手続きを経たのち,すみやかに電気を供給いたします。

⑵　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって,あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には,その理由をお知らせし,あらためてお客さまと協議のうえ,需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は,託送約款等に定めるところにより,原則として,1需給契約につき,1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12　承諾の限界

当社は,法令,電気の需給状況,当該一般送配電事業者等の供給設備の状況,料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には,需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で,お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは,電気の需給に関する必要な事項について,需給契約書を作成いたし

ます。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><th>需　要　区　分</th><th colspan="2">契　約　種　別</th></tr>
<tr><td rowspan="9">電灯需要</td><td colspan="2">定　額　電　灯</td></tr>
<tr><td rowspan="3">従　量　電　灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="3">臨　時　電　灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td>C</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公　衆　街　路　灯</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="5">電　力　需　要</td><td colspan="2">低　圧　電　力</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨　時　電　力</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農　事　用　電　力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
</table>

15　定 額 電 灯

⑴　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある

場合には，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

⑶　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金)⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1　契　約　に　つ　き	60 円 50 銭

ロ　電灯料金

⑴　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	126 円 81 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	233 円 81 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	447 円 82 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	661 円 83 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,089 円 85 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	1,089 円 85 銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	391 円 79 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	724 円 17 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	724 円 17 銭

16　従 量 電 灯

⑴　従量電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

㈠　使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

㈡　定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。

ハ　契約電流

㈠　契約電流は，５アンペアといたします。

㈡　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによ

って算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	382円77銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31円79銭

⑵　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

⑴　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

⑵　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，⑴に該当し，かつ，⑵の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルト

または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

⑴　契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

⑵　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサ

ービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペア	385 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	577 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	770 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,155 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,540 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,925 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,310 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31 円 79 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 68 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	42 円 89 銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	382 円 77 銭

⑶ 従量電灯Ｃ

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに

適用いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(イ)に該当し，かつ，(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表4(契約負荷設備の総容量の算定)

によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	385円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31円79銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	38円68銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	42円89銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整)⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整)⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	12円35銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	24円74銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	24円74銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	247円31銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	247円31銭

ニ　そ の 他

⑴　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で,契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯Ｂ

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電流が 40 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(ｲ) 契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当該一般送配電事業者等は,契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には,当該一般送配電事業者等は,電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は,別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調

整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 10 アンペアにつき	418 円 00 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１ キロワット時につき	45 円 56 銭

ニ その他

(ｲ) 当該一般送配電事業者等は,原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で,契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

⑶ 臨時電灯Ｃ

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金)⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は,別表 2(燃料費調整)⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整)⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑴　基本料金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	418 円 00 銭

⑵　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1　キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	45 円 56 銭

ハ　そ の 他

⑴　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

⑵　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で,契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の

日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯Ａ

イ 適用範囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものと

し，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整)⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑷ 需要家料金

需要家料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1　契　約　に　つ　き	55 円 00 銭

⑸ 電灯料金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	119 円 82 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	222 円 04 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	426 円 48 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	630 円 92 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,039 円 80 銭
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	1,039 円 80 銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

⑹ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。

なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	370円34銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	687円87銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	687円87銭

ハ　そ の 他

(ｲ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2)　公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約容量が1キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ)　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金)⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表2(燃料費調整)⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整)⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑴　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	352円00銭

⑵　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1　キロワット時につき	31円02銭

(ハ)　最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1　契約につき	356円37銭

ホ　その他

(イ)　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。

19　低圧電力

(1)　適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについ

ても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

⑶　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　契 約 電 力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の㈠の係数を乗じてえた値の合計に㈡の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，㈡の係数を乗じないものといたします。

㈠　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,323円30銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1キロワット時につき	29円29銭	27円84銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表6(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は，基本料金を5パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85 パーセントとみなします。

⑹　そ　の　他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20　臨 時 電 力

⑴　適 用 範 囲

動力を使用し，契約使用期間が 1 年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

⑵　契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

⑶　料　　金

契約電力が，5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）⑴ニに

よって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット 1日につき	293円87銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

⑷　基本料金

基本料金は，1月につき19（低圧電力）⑸イの該当料金の20パーセ

ントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，19（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

⑵　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
1 キロワット時につき	32 円 48 銭	30 円 75 銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

⑷　そ　の　他

イ　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

21　農事用電力

⑴　農事用電力Ａ（かんがい排水用電力）

イ　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則

として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金)⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈠によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整)⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整)⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

㈠　基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によ

って算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	685 円 30 銭

⑵　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	25 円 20 銭	24 円 12 銭

⑶　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ　そ の 他

⑴　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

⑵　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

⑶　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

⑵　農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

イ　適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

⑴　２月１日から５月 31 日までの４月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を 30 日以上継続して設定するものであるこ

と。

(ﾛ) 契約電力が5キロワット以下であること。

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ハ　料　　金

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

契約電力1キロワットにつき	最初の30日まで	10,327円52銭
	30日をこえる1日につき	344円25銭

ニ　そ の 他

(ｲ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(ﾛ) 契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には，当社は，契約設定期間を前後 1 月以内の範囲で変更することがあります。ただし，この場合であっても，契約設定期間の範囲は 4 月を上回らないものといたします。

(ﾊ) 当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

22　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23　検　針　日

検針日は，次により，当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当該一般送配電事業者等は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

⑵　お客さまが不在等のため当該一般送配電事業者等が検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当該一般送配電事業者等は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

⑷　⑶イの場合で，当該一般送配電事業者等が検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑸　⑶ロの場合で，当該一般送配電事業者等が検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24　料金の算定期間

⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

⑵　定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）⑺の場合の料金の算定期間は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25　使用電力量の計量

⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑸および⑹の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　23（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　23（検針日）⑷の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ　23（検針日）⑸の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の 1 月平均値によるものとし，次回の検針の結果の 1 月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

⑵　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位といたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

⑶　当該一般送配電事業者等は，使用電力量を供給電圧と同位の電圧で計量

いたします。

⑷　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

⑸　当該一般送配電事業者等が計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，⑹の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

⑹　計量器の故障等によって当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑺　従量制供給のお客さまについて，当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑻　当該一般送配電事業者等は，記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26　料金の算定

⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　24（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。

⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27　日 割 計 算

⑴　当社は，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表８（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表８（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表８（日割計算の基本算式）⑴ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表８（日割計算の基本算式）⑴ニにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

⑵　26（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，26（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑶　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表８（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。

⑷　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28　料金の支払義務および支払期日

⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）⑷の

場合の料金または 25（使用電力量の計量）⑴イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の計量）⑹の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，25（使用電力量の計量）⑺の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　29（料金その他の支払方法）⑹の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって当該一般送配電事業者等が需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力Ａのお客さまの 1 年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の 2 月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

⑵　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

⑶　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

⑷　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この

場合のそれぞれの料金の支払期日は，⑶にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29　料金その他の支払方法

⑴　料金については毎月，工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い

込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑸　23（検針日）⑷の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，⑴にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

⑺　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

⑻　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂについては，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

30　延滞利息

⑴　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，⑵の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を29（料金その他の支払方法）⑴イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

⑵　45（需給契約の廃止）⑵または 47（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は，この限りではありません。

⑶　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

⑷　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（⑵の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。

31　保　証　金

⑴　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

⑴　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期

日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，次により，保証金に利息を付します。

イ 利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

32　適正契約の保持

当社は,お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33　力率の保持

⑴　需要場所の負荷の力率は,託送約款等に定めるところにより,原則として,電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は,それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は,進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，託送約款等に定めるところにより，取り付けていただきます。

34　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴　需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

⑵　託送約款等によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

⑷　計量器の検針または計量値の確認

⑸　35（供給の停止），45（需給契約の廃止）または47（解約等）により必要な処置

⑹　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務

⑺　その他託送約款等によって，当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35　供給の停止

⑴　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合

ハ　託送約款等に反して，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

ニ　その他託送約款等に定めのある場合

⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社の求めに応じ，当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，当社は，供給停止の5日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金

を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ　その他託送約款等に定めのある場合

リ　お客さまがその他この供給約款に反した場合

36　供給停止の解除

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当該一般送配電事業者等が，すみやかに電気の供給を再開いたします。

37　供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した

場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

38　違　約　金

⑴　お客さまが 35（供給の停止）⑶ロからへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

⑵　⑴の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

39　供給の中止または使用の制限もしくは中止

⑴　次の場合には，当該一般送配電事業者等が，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

イ　当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　電気の需給上または保安上必要がある場合

ニ　その他託送約款等に定めのある場合

⑵　⑴の場合には，当該一般送配電事業者等が，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

40　制限または中止の料金割引

⑴　当社は，39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって，当該一般送配電事業者等が定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

⑵　⑴による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，料金の算定期間の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

⑶　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても⑴および⑵に準じて割引を行ない料

金を算定いたします。

41　損害賠償の免責

⑴　39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑵　35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または 47（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

42　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

43　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

44　名義の変更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

45　需給契約の廃止

⑴　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

⑵　需給契約は，47（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

46　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

⑴　お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力Ｂのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで

契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ　契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

⑵　⑴の場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき工事費の

精算にかかわる請求を受けた場合は，当社は，お客さまから当該金額を申し受けます。

47　解　約　等

⑴　35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

⑵　お客さまが，45（需給契約の廃止）⑴による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

48　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

49　供給方法および工事

⑴　当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。

⑵　託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および集合住宅等の場合で建物内に計量器等を取り付けた場合の必要な事項等については，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。

⑶　当該一般送配電事業者等の供給設備，計量器等および電流制限器等を施設または取り付ける場合の施設場所または取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。

⑷　当社が当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき電気の供給または計量にあたり必要な設備等の施設または取付けを求められた場合には，当該設備等は，原則として，お客さまの負担で施設または取り付けていただきます。この場合には，当社および当該一般送配電事業者等が当該設備等を無償で使用できるものといたします。

50　工事費負担金等相当額の申受け等

⑴　当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等にかかわる工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

⑵　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，お客さまと当社との間で，工事着手前に契約書を作成いたします。

⑶　当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額にかかわる工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，お客さまと工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

⑷　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。

附　　則

附　　則

1　この供給約款の実施期日

この供給約款は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

2　標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数60ヘルツで供給いたします。

新潟県　妙高市および糸魚川市

3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

⑴　従量電灯のお客さまで，共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1 需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，⑵により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

⑵　料金は，16（従量電灯）⑴ニ，⑵ニおよび⑶ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

4　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則５（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受けて脱穀調整のために動力を毎回30日以上の期間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴　料　　金

料金は，１年（毎年９月１日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および農事用電力Ｂに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 ＼ 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の30日まで	5,103円82銭	7,761円25銭	12,776円73銭	17,894円37銭	3,668円15銭
30日をこえる1日につき	51円06銭	87円85銭	186円70銭	287円75銭	99円95銭

ただし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，農事用電力Ｂに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，農事用電力Ｂに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，農事

用電力Ｂに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700 円を上回る場合は，農事用電力Ｂに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価および離島基準単価は，次のとおりといたします。

	契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
基準単価	1 日につき	36 銭 2 厘	72 銭 4 厘	1 円 44 銭 8 厘	2 円 17 銭 1 厘	72 銭 4 厘
離島基準単価	1 日につき	2 厘	3 厘	8 厘	1 銭 1 厘	3 厘

⑵　支払義務発生日

料金の支払義務発生日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

⑶　その他の事項については，本則の農事用電力Ａに準ずるものといたします。

5　この供給約款の実施にともなう切替措置

⑴　この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合，契約期間の終期は，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の 2 第 1 項に定める指定区域として指定される場合を除き，この供給約款の実施期日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日といたします。

⑵　この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

⑶　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は,各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は,各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は,最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，最低料金適用電力量とは，1 契約につき最初の 7 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で,お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は,次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は,その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は,イにかかわらず,イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定さ

れた金額から，再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。

⑵ 定額制供給の場合は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，⑴にいう検針日は，応当日といたします。

2 燃料費調整

⑴ 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0247$

$\beta = 0.2573$

$\gamma = 0.8912$

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (85{,}400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400 円を上回り，かつ，128,100 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 85{,}400\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ハ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 128,100 円を上回る場合

平均燃料価格は，128,100 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (128{,}100\text{円} - 85{,}400\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ロ)の

場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ニ　燃料費調整額

⑴　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

⑵　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

⑵　基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

⑴　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	85 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 70 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 41 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 12 銭 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 54 銭 5 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	8 円 54 銭 5 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 55 銭 2 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 10 銭 4 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円 10 銭 4 厘

(ロ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 9 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 37 銭 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 37 銭 7 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 44 銭 8 厘

(ニ) 農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の基準単

価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円60銭5厘

ロ　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22銭0厘

⑶　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および⑴ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

3　離島ユニバーサルサービス調整

⑴　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(57,700\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が57,700円を上回り，かつ，86,600円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 57,700\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が86,600円を上回る場合

離島平均燃料価格は，86,600円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(86,600\text{円} - 57,700\text{円}) \times \frac{(2)\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ロ)の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(イ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(イ)にいう検針日は，応当日といたします。

ニ　離島ユニバーサルサービス調整額

(ｲ)　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

離島ユニバーサルサービス調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ﾛ)　従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2)　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	4 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	1 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	2 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	4 銭 3 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	4 銭 3 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 銭 5 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	2 銭 5 厘

(ロ) 臨時電灯Ａ

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	7 厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	8 厘

(ニ) 農事用電力Ｂ（育苗温床用電力）

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合

の離島基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１銭３厘

ロ　従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１厘

⑶　離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格および⑴ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をお知らせいたします。

４　契約負荷設備の総容量の算定

⑴　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

⑴　住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。

１差込口につき　　50ボルトアンペア

⑵　⑴以外の場合

１差込口につき　　100ボルトアンペア

⑵　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5　負荷設備の入力換算容量

⑴　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入　力（ボルトアンペア）	入　力（ワット）
高　力　率　型	管灯の定格消費電力(ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×125 パーセント
低　力　率　型	管灯の定格消費電力(ワット)×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次 電 圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入　力（ボルトアンペア）		入 力（ワット）
	高　力　率　型	低　力　率　型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入　力(ボルトアンペア)	入　力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水 銀 灯

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入　力（ボルトアンペア）		入 力(ワット)
	高　力　率　型	低　力　率　型	
40 以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

⑵　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入　力（ボルトアンペア）		入 力(ワット)
	高　力　率　型	低　力　率　型	
35 以下	－	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 〃	－	180	
65 〃	－	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換 算 容 量 （ 入 力 〔 キ ロ ワ ッ ト 〕 ）
出力（馬力）　× 93.3 パーセント
出力（キロワット）×125.0 パーセント

⑶　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別〔携帯型および移動型を含みます。〕	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力〔キロボルトアンペア〕）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95以下	20以下	1
		20超過　30以下	1.5
		30〃　50〃	2
		50〃　100〃	3
		100〃　200〃	4
		200〃　300〃	5
		300〃　500〃	7.5
		500〃　1,000〃	10
	95超過100以下	200以下	5
		200超過　300以下	6
		300〃　500〃	8
		500〃　1,000〃	13.5
	100超過125以下	500以下	9.5
		500超過1,000以下	16
	125超過150以下	500以下	11
		500超過1,000以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5〃　3〃		3

⑷　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は,次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格1次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

ロ　イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した1次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

⑸　そ　の　他

イ　⑴, ⑵, ⑶および⑷によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6　加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times \left[\text{電熱器総容量}\right] + 90\text{パーセント} \times \left[\text{力率90パーセントの機器総容量}\right] + 80\text{パーセント} \times \left[\text{力率80パーセントの機器総容量}\right]}{\text{機器総容量}}$$

7　契約容量および契約電力の算定方法

従量電灯Ｃまたは低圧電力のお客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には，契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

⑴　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボル

トの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。

⑵　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8　日割計算の基本算式

⑴ 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$\text{1 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）⑴ハに該当する場合は，

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

⑴　従量電灯Ａ

$$\text{最低料金適用電力量} = 7 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

⑵　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃ

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$第2段階料金適用電力量＝180キロワット時\times\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)および(ロ)の

$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$は，$\frac{日割計算対象日数}{暦日数}$といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Ａのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

⑵　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑶　定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）⑺の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの⑴イおよびロにいう検針期間の日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第21条第2項の規定にもとづく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表

３　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第１から第８までにより作成した書類

（様式第１）
第１表　営業費総括表
第３表　事業報酬総括表
第４表　控除収益総括表
（様式第２）
第１表　営業費明細表
第２表　事業報酬明細表
第４表　事業報酬明細表
第５表　控除収益明細表
（様式第３）部門整理表
（様式第４）販売費整理表
（様式第５）送配電非関連費明細表
（様式第６）送配電非関連需要明細表
（様式第７）送配電非関連費及び送配電関連費等計算表
（様式第８）
第１表　特定需要原価等と料金収入の比較表

東　北　電　力　株　式　会　社

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

当社は，2013 年９月の電気料金改定以降，電力小売全面自由化による販売競争の激化や再生可能エネルギーの普及・拡大などに伴う電力需給構造の変化など，経営環境が激変する中においても，徹底した経営効率化を進め，継続してコスト競争力の強化を図りながら，電力の安定供給に努めてまいりました。

そのような中，2021 年２月および 2022 年３月に発生した福島県沖を震源とする地震により，当社の火力発電所などにおいて甚大な設備被害に見舞われるとともに，2022 年２月のロシアによるウクライナ侵攻を受け，燃料価格や卸電力取引市場の価格が高騰していることなどから，当社は 2022 年度の連結決算において，２年連続の純損失となる見通しとなり，自己資本比率も東日本大震災直後を下回る水準まで低下する見込みです。

このままでは安定的な燃料調達や，電力設備の更新・修繕などへの投資を十分に行うことができず，電力の安定供給に影響を及ぼしかねない非常に厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ，当社では，既に自由化部門のお客さまの電気料金について，本年 11 月以降，「高圧以上の電気料金単価見直し」および「低圧自由料金プランの燃料費調整制度における上限設定の廃止」を実施させていただいておりますが，規制部門のお客さまの電気料金については，需要家保護の観点から，その性質に鑑み，可能な限り現行の水準を維持するよう努めてまいりました。

しかしながら，本年６月以降は，燃料価格が燃料費調整制度の回収上限を超過する水準で推移・拡大し，その超過分を当社が負担する，いわゆる「逆ザヤ」の状態が続いております。

また，電力需給構造の変化により，現行の電気料金収入では固定費の回収を賄いきれない状況も継続しております。これにより，自由化部門および規制部門ごとの部門別収支において，2021 年度までは黒字を維持してきた規制部門につきましても，当年度の最終損益が 550 億円程度の赤字に転落する見通しとなっております。

こうしたことから，当社は，大変苦渋の決断ではありましたが，規制料金について，本日，最大限の経営効率化の実施を前提に，2023 年４月１日からの平均 32.94％の値上げを申請させていただきました。

以下，電気料金値上げの理由，お客さまのご負担軽減に向けた取組みおよびお客さまにご理解をいただくための取組みについて申し上げます。

Ⅰ．電気料金値上げ申請の理由

１．燃料価格等の高騰や需給構造変化に伴う費用の増加

2016 年４月以降の電力小売全面自由化による販売競争の激化に対し，効率性が低下した発電設備を順次停止・廃止してまいりましたが，この数年間で世界的な脱炭素の流れの中でカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みが加速し，再生可能エネルギーや省エネが普及・拡大する一方，火力発電設備の稼働率が低下するなど，電力需給の構造変化が進んでおり，安定供給に供する電源の固定費を十分に賄えなくなっています。

さらに，2022 年２月のロシアによるウクライナ侵攻により，石炭や LNG など全ての燃料種の価格が急騰し，加えて円安も加速していることから，卸電力取引市場の価格（スポット市場価格）も高い水準で推移しており，電力の調達コストが大幅に増加している状況にあります。

燃料価格や卸電力取引価格が高い水準にとどまることが見込まれる中，今後も火力燃料費や購入電力料のコスト増が当面継続することが想定されます。具体的には，2023 年度から 2025 年度までの 3 ヶ年平均の燃料費は 1 兆 1,299 億円と 2013 年度の前回改定時と比較して 6,360 億円の増加，購入電力料は 8,963 億円と 2013 年度の前回改定時と比較して 5,423 億円の増加となる見込みです。

２．経営効率化の取組みによる原価低減

当社は，これまで電力小売全面自由化による販売競争の激化や，エネルギー政策の動向・燃料価格の変動など事業環境の大きな変化がある中においても，経費全般にわたる効率化に取り組み，企業グループ全体での安定供給に努めてまいりました。

当社はこれまで，2013 年の前回改定以降，継続して経営効率化に取り組み，前回改定時に織り込んだ効率化から 848 億円の経営効率化の深掘りを実現いたしました。また，今回の電気料金値上げの申請にあたり，深掘りした 848 億円の効率化の取り組みを継続していくことに加え，さらなる今後の経営効率化努力を最大限反映し，原価算定期間において，年平均 311 億円（東北電力ネットワークを除く当社単体）の効率化を織り込んでおります。

今後，これまで行ってきた，既存業務の深掘りや，調達改革委員会を中心とした資材調達コストの一層の削減に向けた取り組みに加え，DX の推進など新技術を活用した効率化，働き方改革を通じた業務運営の効率化の取り組みを通じて，中長期的に効果が持続するコスト低減に取り組み，財務・収益基盤の安定化を図りながら，東北・新潟地域における電力の安定供給に，引き続き寄与してまいります。

具体的には，以下の経営効率化施策に取り組んでまいります。

（１）人件費

人件費については，2013 年４月より実施している基準賃金（月例給与）の削減を継続するとともに，業務効率化・採用数抑制等による人員効率化を進めており，継続的に人件費全般にわたる効率化に努めております。

今後も，安全確保を最優先に電力を安定的に供給し，東北地域を支える強い使命感や高いモチベーションを持ち，中長期ビジョン実現に向けた，専門的な知識や技能，高度な資格等を有する人材の確保・育成にも留意しながら，さらなる効率化に取り組んでまいります。

（２）燃料費

2022 年 12 月に営業運転を開始する上越火力発電所１号機において，新たに開発した「強制空冷燃焼器システム採用次世代ガスタービン」を導入することにより，上越火力発電所１号機では，当社が国内初の事業用コンバインドサイクル発電設備として運転を開始した東新潟火力発電所３号系列を基準として，約３割の熱効率向上をはかり，世界最高水準となる 63%以上の熱効率実現を目指し，さらなる燃料費削減に取り組んでまいります。

また，ロシアによるウクライナ侵攻を受け，世界的に全ての燃料種の価格が急騰している中，足元においては，石油火力の秋田火力発電所４号を活用することが効率的な設備運用や，電力の安定供給に資すると判断し，設備の経年化も考慮した上で，廃止する時期を１年程度遅らせることとしております。

（３）設備投資・修繕費

高効率発電設備の開発推進と経年設備の休廃止により，電源設備の最適化を図るとともに，小型ドローンや人工知能（AI）を活用した発電所の設備点検の自動化や設備保全を一元的に管理するシステムの導入による効率化を進めてまいりました。さらに，取締役を委員長とする「調達改革委員会」を設置・運営し，工事・点検周期の見直しや工事仕様の合理化などに加え，資材・役務調達の競争拡大を進めることで効率化に努めてまいります。

（４）その他経費

普及開発関係費ではイメージ広告やオール電化販売関連，および寄付金を精査するとともに，事業団体費や研究費の支出においては，電力の安定供給の観点や費用の優先度を考慮してまいります。

３．電気料金値上げの必要性

前述のとおり，当社におきましては2023年度以降も最大限の経営効率化に取り組んでまいりますが，燃料価格や卸電力取引価格の高騰による燃料費，購入電力料の増加を吸収することができず，規制部門において，2023年度から2025年度までの3ヶ年平均で必要となる3,494億円のコストに対し，当該期間に現行の料金を継続した場合の収入は燃料費調整制度の上限価格設定の影響もあり，2,628億円にとどまると想定されます。

このまま財務体質が悪化し続けた場合，自己資本が毀損し事業の継続性に疑念が生じることや会社の信用力を示す格付けの引下げなどにより資金調達に支障が出ることで，安定的な燃料調達や，電力設備の更新・修繕などへの投資を十分に行うことができず，電力の安定供給に影響を及ぼすおそれがあります。このような事態を避けるべく，当社としては，最大限の経営効率化の実施を前提に，平均32.94%の電気料金の値上げを申請する次第であります。

当社といたしましては，引き続き徹底した経営効率化に取り組み，お客さまに安定的に電気をお届けするとともに，少しでもお客さまのご負担軽減につながるよう，電気の効率的なご利用方法などのご提案に取り組んでまいります。

Ⅱ．お客さまのご負担軽減に向けた取組み

１．お客さまのご負担軽減に向けて

従量電灯の電気料金にはご使用量の増加に伴い料金単価が上昇する３段階料金を導入しており，今回の値上げでは毎日の生活に必要不可欠な照明や冷蔵庫などの電気ご使用量に相当する第１段階料金の値上げ幅を抑制しております。

なお，省エネルギー推進の観点から，第３段階料金については値上げ幅を大きくしております。

２．電気・ガス価格激変緩和対策への取組み

10 月 28 日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にもとづき実施されることとされている電気・ガス価格激変緩和対策について，低圧のお客さまについては１ｋＷｈあたり７円を軽減する措置を講じることとなっており，本措置はお客さまのご負担軽減に直接資する措置であるため，当社としてもその円滑な実施に向けて最大限取り組んでまいります。

３．節電や電気料金の節約につながるご提案活動

現在，経済産業省補助事業「電気利用効率化促進対策事業」と連動し，「冬の節電チャレンジキャンペーン」を展開しております。本活動は，節電にご協力いただいたお客さまに特典を進呈する取組みですが，来年度も，節電を通してお客さまのご負担軽減につながる活動を行うよう，検討してまいります。

Ⅲ．お客さまにご理解をいただくための取組み

今回の料金値上げ申請にあたりまして，料金値上げの必要性や経営効率化への取組み，また，お客さまのご負担を少しでも軽減できる情報などを積極的に発信してまいります。

１．お客さま・各種団体さまへの丁寧なご説明

ご家庭を含む規制部門のお客さまにつきましては，当社ホームページ内に専用サイトを開設し，申請に至った背景，電気料金値上げの申請内容，経営効率化への取組み等をお知らせするとともに，対象のお客さまに対してダイレクトメールを郵送し個別に値上げ申請の内容についてご説明をしてまいります。また，各種団体さまも含め，お客さま訪問時やお問い合わせ等お客さまとのあらゆる接触機会を通じて，丁寧な説明に努めてまいります。

２．お客さまの省エネや節約につながる情報のご紹介

お客さまが電気を効率よくお使いいただけるよう，電気機器ごとの上手な使用方法や節約目標に合わせた電気の上手な使い方といった省エネや節電の方法など，お客さまのお役に立つ情報について当社ホームページ等を活用しご紹介してまいります。

以上，電気料金の値上げの理由，お客さまのご負担軽減に向けた取組み，お客さまにご理解を頂くための取組み等について申し述べました。
事情ご賢察のうえ，ご認可いただきますようお願いいたします。

以　　上

２　特定小売供給約款の変更の内容
および新旧比較表

特定小売供給約款の変更の内容

特定小売供給約款の変更につきましては，以下の見直しを行ないました。

・一般送配電事業の分社化にともなう託送供給に係る供給条件の明確化に必要となる変更
・配電事業，指定区域供給および複数需要場所１引込等の電気事業制度の変更にともない必要となる変更
・需給契約の契約期間を年度単位に統一
・料金その他の支払方法における当社事務所収納に係る見直し
・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等のお知らせにおける当社事務所掲示に係る見直し
・その他の今日的見直し

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年 10 月 1 日実施	特定小売供給約款　2023 年 4 月 1 日実施
特定小売供給約款 ~~令和元~~年 ~~10~~ 月 1 日実施 東北電力株式会社	特定小売供給約款 2023 年 4 月 1 日実施 東北電力株式会社

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
特定小売供給約款	特定小売供給約款
目　　次	目　　次
Ⅰ　総　　則	Ⅰ　総　　則
1　適　　用…… 1	1　適　　用…… 1
2　供給約款の~~届出~~および変更…… 1	2　供給約款の認可および変更…… 1
3　定　　義…… 1	3　定　　義…… 1
4　単位および端数処理…… 3	4　単位および端数処理…… 3
5　実 施 細 目…… 4	5　実 施 細 目…… 4
Ⅱ　契約の申込み	Ⅱ　契約の申込み
6　需給契約の申込み…… 5	6　需給契約の申込み…… 5
7　需給契約の成立および契約期間…… 5	7　需給契約の成立および契約期間…… 5
8　需 要 場 所…… 6	8　需 要 場 所…… 6
9　需給契約の単位…… ~~7~~	9　需給契約の単位…… 6
10　供給の開始…… ~~8~~	10　供給の開始…… 7
11　供給の単位…… ~~8~~	11　供給の単位…… 7
12　承諾の限界…… ~~8~~	12　承諾の限界…… 7
13　需給契約書の作成…… ~~8~~	13　需給契約書の作成…… 7
Ⅲ　契約種別および料金	Ⅲ　契約種別および料金
14　契 約 種 別…… ~~10~~	14　契 約 種 別…… 9
15　定 額 電 灯…… ~~10~~	15　定 額 電 灯…… 9
16　従 量 電 灯…… 12	16　従 量 電 灯…… 12
17　臨 時 電 灯…… 18	17　臨 時 電 灯…… 18
18　公衆街路灯…… ~~22~~	18　公衆街路灯…… 23
19　低 圧 電 力…… ~~26~~	19　低 圧 電 力…… 27
20　臨 時 電 力…… ~~29~~	20　臨 時 電 力…… 31
21　農事用電力…… ~~31~~	21　農事用電力…… 33
Ⅳ　料金の算定および支払い	Ⅳ　料金の算定および支払い
22　料金の適用開始の時期…… ~~35~~	22　料金の適用開始の時期…… 38
23　検　針　日…… ~~35~~	23　検　針　日…… 38
24　料金の算定期間…… ~~36~~	24　料金の算定期間…… 39
25　使用電力量の計量…… ~~36~~	25　使用電力量の計量…… 39
26　料金の算定…… ~~38~~	26　料金の算定…… 41

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款 2023年4月1日実施
27 日割計算 ~~38~~	27 日割計算 42
28 料金の支払義務および支払期日 ~~39~~	28 料金の支払義務および支払期日 42
29 料金その他の支払方法 ~~41~~	29 料金その他の支払方法 44
30 延滞利息 ~~42~~	30 延滞利息 45
31 保証金 ~~43~~	31 保証金 46
Ⅴ 使用および供給	Ⅴ 使用および供給
32 適正契約の保持 ~~45~~	32 適正契約の保持 48
33 力率の保持 ~~45~~	33 力率の保持 48
34 需要場所への立入りによる業務の実施 ~~45~~	34 需要場所への立入りによる業務の実施 48
~~35 電気の使用にともなうお客さまの協力 46~~	
~~36~~ 供給の停止 ~~47~~	35 供給の停止 49
~~37~~ 供給停止の解除 ~~48~~	36 供給停止の解除 50
~~38~~ 供給停止期間中の料金 ~~48~~	37 供給停止期間中の料金 50
~~39~~ 違約金 ~~48~~	38 違約金 51
~~40~~ 供給の中止または使用の制限もしくは中止 ~~49~~	39 供給の中止または使用の制限もしくは中止 51
~~41~~ 制限または中止の料金割引 ~~49~~	40 制限または中止の料金割引 52
~~42~~ 損害賠償の免責 ~~50~~	41 損害賠償の免責 53
~~43~~ 設備の賠償 ~~51~~	42 設備の賠償 53
Ⅵ 契約の変更および終了	Ⅵ 契約の変更および終了
~~44~~ 需給契約の変更 ~~52~~	43 需給契約の変更 54
~~45~~ 名義の変更 ~~52~~	44 名義の変更 54
~~46~~ 需給契約の廃止 ~~52~~	45 需給契約の廃止 54
~~47~~ 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 ~~53~~	46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 55
~~48~~ 解約等 ~~55~~	47 解約等 57
~~49~~ 需給契約消滅後の債権債務関係 ~~56~~	48 需給契約消滅後の債権債務関係 57
Ⅶ 供給方法~~および~~工事	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担
~~50 需給地点および施設 57~~	
~~51 架空引込線 58~~	
~~52 地中引込線 59~~	
~~53 連接引込線等 60~~	
~~54 中高層集合住宅等への供給方法 61~~	
~~55 引込線の接続 61~~	
~~56 計量器等の取付け 61~~	
~~57 電流制限器等の取付け 62~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~58　専用供給設備 …… 62~~	
	49　供給方法および工事 …… 58
~~Ⅷ　工事費の負担~~	
~~59　一般供給設備の工事費負担金 …… 64~~	
~~60　特別供給設備の工事費負担金 …… 66~~	
~~61　供給設備を変更する場合の工事費負担金 …… 67~~	
~~62　特別供給設備等の工事費の算定 …… 67~~	
~~63　工事費負担金の申受および精算 …… 68~~	
~~64　臨時工事費 …… 70~~	
~~65　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け …… 71~~	
	50　工事費負担金等相当額の申受け等 …… 58
~~Ⅸ　保　　安~~	
~~66　保安の責任 …… 72~~	
~~67　調　　査 …… 72~~	
~~68　調査等の委託 …… 72~~	
~~69　調査に対するお客さまの協力 …… 73~~	
~~70　保安に対するお客さまの協力 …… 73~~	
~~71　検査または工事の受託 …… 73~~	
~~72　自家用電気工作物 …… 74~~	
附　　則 …… ~~75~~	附　　則 …… 61
別　　表 …… ~~87~~	別　　表 …… 65
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
1　適　　用	**1　適　　用**
⑴　当社が，特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。	⑴　当社が，一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
⑵　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県	⑵　この供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県
2　供給約款の届出および変更	**2　供給約款の認可および変更**
⑴　この供給約款は，電気事業法附則第~~16~~条第~~3~~項の規定~~によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第7項の規定~~にもとづき，経済産業大臣~~に届け出た~~ものです。	⑴　この供給約款は，電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき，経済産業大臣の認可を受けたものです。
⑵　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，こ	⑵　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，こ

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
の供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。	の供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の特定小売供給約款によります。
3　定　　義 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ⑴　低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 ~~⑵　高　　圧~~ ~~標準電圧6,000ボルトをいいます。~~ ~~⑶~~　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 ~~⑷~~　小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 ~~⑸~~　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 ~~⑹~~　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 ~~⑺~~　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 ~~⑻~~　契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。 ~~⑼~~　契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 ~~⑽~~　契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 ~~⑾~~　夏　　季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 ~~⑿~~　そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 ~~⒀~~　再生可能エネルギー発電促進賦課金 ~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法~~（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める	**3　定　　義** 次の言葉は，この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 ⑴　低　　圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。 ⑵　電　　灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 ⑶　小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。 ⑷　動　　力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 ⑸　契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 ⑹　契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 ⑺　契 約 電 流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。 ⑻　契 約 容 量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。 ⑼　契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 ⑽　夏　　季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 ⑾　そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 ⑿　再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をい

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
賦課金をいいます。 ~~⒁~~　貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 ~~⒂~~　平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。	います。 ⒀　貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 ⒁　平均燃料価格算定期間<u>および離島平均燃料価格算定期間</u> 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格<u>および離島平均燃料価格</u>を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
4　単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 ⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑵　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑶　契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，19（低圧電力）⑷を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力を0.5キロワットといたします。 ⑷　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑸　力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。	**4　単位および端数処理** この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。 ⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑵　契約容量の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑶　契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，19（低圧電力）⑷を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力を0.5キロワットといたします。 ⑷　使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑸　力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ⑹　料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。
5　実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	**5　実 施 細 目** この供給約款の実施上必要な細目的事項は，この供給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
6　需給契約の申込み ⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 ⑵　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 ⑶　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 ~~⑷　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。~~	**6　需給契約の申込み** ⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの供給約款およびお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 ⑵　契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1 年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 ⑶　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
7　需給契約の成立および契約期間 ⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ⑵　契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期	**7　需給契約の成立および契約期間** ⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ⑵　契約期間は，次によります。 イ　契約期間は，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
間をいいます。）の満了の日までといたします。	間をいいます。）の満了の日までといたします。 三　お客さまの需要場所が，電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は，イ，ロおよびハにかかわらず，当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
8　需 要 場 所 ~~(1)　当社は，原則として，1構内をなすものは1構内を1需要場所とし，これによりがたい場合には，(2)および(3)によります。~~ ~~なお，1構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。~~ ~~(2)　当社は，1建物をなすものは1建物を1需要場所とし，これによりがたい場合には，(3)によります。~~ ~~なお，1建物をなすものとは，独立した1建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，1建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の需要場所といたします。~~ ~~(3)　構内または建物の特殊な場合には，次によります。~~ ~~イ　居住用の建物の場合~~ ~~1建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1需要場所といたします。~~ ~~(イ)　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。~~ ~~(ロ)　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~(ハ)　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。~~ ~~ロ　居住用以外の建物の場合~~ ~~1建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として1需要場所といたします。~~ ~~ハ　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合~~ ~~1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，ロに準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限りイに準ずるものといたします。~~	**8　需 要 場 所** 需要場所は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~ニ　その他~~ ~~構内に属さず，かつ，建物から独立して施設される街路灯等の場合は，施設場所を1需要場所とすることができます。~~	
9　需給契約の単位 当社は，次の場合を除き，1需要場所について1契約種別を適用して，1需給契約を結びます。 ⑴　1需要場所において，次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（⑵の場合は，2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別，臨時電力，農事用電力 ⑵　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合	**9　需給契約の単位** 当社は，次の場合を除き，1需要場所について1契約種別を適用して，1需給契約を結びます。 ⑴　1需要場所において，次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（⑵の場合は，2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別，臨時電力，農事用電力 ⑵　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 ⑶　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当該一般送配電事業者等が技術上，保安上適当と認めたとき。
10　供給の開始 ⑴　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 ⑵　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。	**10　供給の開始** ⑴　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾した場合には，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。 ⑵　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11　供給の単位 当社は，~~次の場合を除き，~~1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。 ~~⑴　53（連接引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合~~ ~~⑵　その他技術上，経済上やむをえない場合~~	**11　供給の単位** 当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。
12　承諾の限界 当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。	**12　承諾の限界** 当社は，法令，電気の需給状況，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。
13　需給契約書の作成 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とす	**13　需給契約書の作成** 特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とす

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

るときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電灯需要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	A
		B
		C
	臨　時　電　灯	A
		B
		C
	公　衆　街　路　灯	A
		B
電　力　需　要	低　圧　電　力	
	臨　時　電　力	
	農　事　用　電　力	A
		B

15　定 額 電 灯

⑴　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2　線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

⑶　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表1（再生可能エ

特定小売供給約款　2023年4月1日実施

るときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電灯需要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	A
		B
		C
	臨　時　電　灯	A
		B
		C
	公　衆　街　路　灯	A
		B
電　力　需　要	低　圧　電　力	
	臨　時　電　力	
	農　事　用　電　力	A
		B

15　定 額 電 灯

⑴　適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2　線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

⑶　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

⑷　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表1（再生可能エ

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

ネルギー発電促進賦課金)⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	~~60円50銭~~

ロ　電灯料金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	~~71円50銭~~
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	~~123円20銭~~
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	~~226円60銭~~
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	~~330円00銭~~
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	~~536円80銭~~
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	~~536円80銭~~

(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕

特定小売供給約款　2023年4月1日実施

ネルギー発電促進賦課金)⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	60円50銭

ロ　電灯料金

(ｲ)　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	126円81銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	233円81銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	447円82銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	661円83銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,089円85銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,089円85銭

(ﾛ)　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ)　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。
<table><tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>~~226円60銭~~</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>~~393円80銭~~</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>~~393円80銭~~</td></tr></table></td><td>によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。
<table><tr><td>50ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>391円79銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき</td><td>724円17銭</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>724円17銭</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>**16　従量電灯**
⑴　従量電灯Ａ
イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ)　使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。
(ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。
ハ　契約電流
(ｲ)　契約電流は，5アンペアといたします。
(ﾛ)　~~当社~~は，契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，~~当社~~は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金
料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</td><td>**16　従量電灯**
⑴　従量電灯Ａ
イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ)　使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。
(ﾛ)　定額電灯を適用できないこと。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。
ハ　契約電流
(ｲ)　契約電流は，5アンペアといたします。
(ﾛ)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じた電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ　料　　金
料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3(離</td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>

最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	~~261円80銭~~
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	~~18円58銭~~

⑵　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，~~当社~~の供給設備の状況等から~~当社~~が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，~~当社~~は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3　線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　~~当社~~は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，~~当社~~は，電流制限器等または電流を制限

</td><td>

島ユニバーサルサービス調整)⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の7キロワット時まで	382円77銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31円79銭

⑵　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が10アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であること。

(ﾛ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3　線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ)　契約電流は，10アンペア，15アンペア，20アンペア，30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ)　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事

</td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>する計量器を取り付けないことがあります。</td><td>業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</td></tr>
<tr><td>ニ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</td><td>ニ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</td></tr>
<tr><td>⑴　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電流10アンペア</td><td>~~330円00銭~~</td></tr><tr><td>契約電流15アンペア</td><td>~~495円00銭~~</td></tr><tr><td>契約電流20アンペア</td><td>~~660円00銭~~</td></tr><tr><td>契約電流30アンペア</td><td>~~990円00銭~~</td></tr><tr><td>契約電流40アンペア</td><td>~~1,320円00銭~~</td></tr><tr><td>契約電流50アンペア</td><td>~~1,650円00銭~~</td></tr><tr><td>契約電流60アンペア</td><td>~~1,980円00銭~~</td></tr></table></td><td>⑴　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約電流10アンペア</td><td>385円00銭</td></tr><tr><td>契約電流15アンペア</td><td>577円50銭</td></tr><tr><td>契約電流20アンペア</td><td>770円00銭</td></tr><tr><td>契約電流30アンペア</td><td>1,155円00銭</td></tr><tr><td>契約電流40アンペア</td><td>1,540円00銭</td></tr><tr><td>契約電流50アンペア</td><td>1,925円00銭</td></tr><tr><td>契約電流60アンペア</td><td>2,310円00銭</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑵　電力量料金
電力量料金は，その1 月の使用電力量によって算定いたします。
<table><tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>~~18円58銭~~</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>~~25円33銭~~</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td>~~29円28銭~~</td></tr></table></td><td>⑵　電力量料金
電力量料金は，その1 月の使用電力量によって算定いたします。
<table><tr><td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>31円79銭</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td><td>38円68銭</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td><td>42円89銭</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>⑶　最低月額料金
⑴および⑵によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1 月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定</td><td>⑶　最低月額料金
⑴および⑵によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1 月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定</td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	~~261円80銭~~

⑶ 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，~~当社~~の供給設備の状況等から~~当社~~が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，~~当社~~は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または~~当社~~の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(ｲ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表~~3~~（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント

特定小売供給約款 2023年4月1日実施

された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	382円77銭

⑶ 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(ｲ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
50キロボルトアンペアをこえる部分につき　65パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき　65パーセント
(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。	(ﾛ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
ホ　料　　金	ホ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ)　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	(ｲ)　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約容量1キロボルトアンペアにつき　~~330円00銭~~	契約容量1キロボルトアンペアにつき　385円00銭
(ﾛ)　電力量料金 電力量料金は，その1 月の使用電力量によって算定いたします。	(ﾛ)　電力量料金 電力量料金は，その1 月の使用電力量によって算定いたします。
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき　~~18円58銭~~	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき　31円79銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき　~~25円33銭~~	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき　38円68銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき　~~29円28銭~~	300キロワット時をこえる1キロワット時につき　42円89銭
17　臨時電灯	**17　臨時電灯**
(1)　臨時電灯Ａ	(1)　臨時電灯Ａ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その	電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	~~7円91銭~~
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	~~15円82銭~~
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	~~15円82銭~~
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	~~158円18銭~~
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	~~158円18銭~~

ニ　そ の 他

特定小売供給約款　2023年4月1日実施

総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	12円35銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	24円74銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	24円74銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	247円31銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	247円31銭

ニ　そ の 他

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
㈠　~~当社~~は，原則として供給設備を常置いたしません。	㈠　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。
㈡　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。	㈡　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。
㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。	㈢　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。
⑵　臨時電灯Ｂ	⑵　臨時電灯Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1　年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1　年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　契約電流	ロ　契約電流
㈠　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。	㈠　契約電流は，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。
㈡　~~当社~~は，契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，~~当社~~は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	㈡　当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ハ　料　　金	ハ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
㈠　基本料金	㈠　基本料金

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
契約電流10アンペアにつき　~~363円00銭~~	契約電流10アンペアにつき　418円00銭
(ﾛ)　電力量料金	(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。	電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。
1キロワット時につき　~~32円22銭~~	1キロワット時につき　45円56銭
ニ　そ の 他	ニ　そ の 他
(ｲ)　~~当社~~は，原則として供給設備を常置いたしません。	(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。	(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。
(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。	(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。
(3)　臨時電灯Ｃ	(3)　臨時電灯Ｃ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。	電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。
ロ　料　　金	ロ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
(ｲ)　基本料金	(ｲ)　基本料金
基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく	基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>~~363円00銭~~</td></tr></table>(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
<table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>~~32円22銭~~</td></tr></table>ハ　そ の 他
(ｲ)　~~当社~~は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。
(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。</td><td>電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。
<table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>418円00銭</td></tr></table>(ﾛ)　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
<table><tr><td>１キロワット時につき</td><td>45円56銭</td></tr></table>ハ　そ の 他
(ｲ)　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。
(ﾛ)　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。
(ﾊ)　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>**18　公衆街路灯**
(1)　公衆街路灯Ａ
イ　適用範囲
公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。
ロ　料　　金
料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表２　（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</td><td>**18　公衆街路灯**
(1)　公衆街路灯Ａ
イ　適用範囲
公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表５〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。
ロ　料　　金
料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表２　（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表３（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの</td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

(ｲ) 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	~~55円00銭~~

(ﾛ) 電灯料金

a 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	~~64円52銭~~
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	~~111円43銭~~
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	~~205円26銭~~
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	~~299円09銭~~
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	~~486円75銭~~
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	~~486円75銭~~

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	~~205円15銭~~
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	~~357円50銭~~
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	~~357円50銭~~

ハ その他

特定小売供給約款 2023年4月1日実施

とし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需要家料金

需要家料金は，1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭

(ﾛ) 電灯料金

a 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	119円82銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	222円04銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	426円48銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	630円92銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,039円80銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,039円80銭

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	370円34銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	687円87銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	687円87銭

ハ その他

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
㈠　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。	㈠　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。
㈡　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。	㈡　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。
⑵　公衆街路灯Ｂ	⑵　公衆街路灯Ｂ
イ　適用範囲	イ　適用範囲
公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。	公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。
㈠　契約容量が1 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。	㈠　契約容量が1 キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。
㈡　公衆街路灯Ａを適用できないこと。	㈡　公衆街路灯Ａを適用できないこと。
ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数	ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2 線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。	供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2 線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
ハ　契約容量	ハ　契約容量
契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1 キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。	契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が1 キロボルトアンペア未満の場合は，1キロボルトアンペアといたします。
ニ　料　　金	ニ　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサ

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
⑴　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　~~297円00銭~~ ⑵　電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　~~17円68銭~~ ⑶　最低月額料金 ⑴および⑵によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1　月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 1契約につき　~~235円40銭~~ ホ　そ の 他 ⑴　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ⑵　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。	ービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 ⑴　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 契約容量1キロボルトアンペアにつき　352円00銭 ⑵　電力量料金 電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。 1キロワット時につき　31円02銭 ⑶　最低月額料金 ⑴および⑵によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1　月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 1契約につき　356円37銭 ホ　そ の 他 ⑴　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ⑵　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。
19　低 圧 電 力 ⑴　適 用 範 囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，~~当社~~の供給設備の状況等から~~当社~~が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，~~当社~~は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することが	**19　低 圧 電 力** ⑴　適 用 範 囲 動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。 ロ　1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 ただし，1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当該一般送配電事業者等は，お客

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>
あります。
⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流3 相3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
⑶　契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
⑷　契 約 電 力
イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。
(ｲ)　契約負荷設備のうち
<table>
<tr><td rowspan="3">最大の入力のものから</td><td>最初の２台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr>
<tr><td>次の２台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr>
<tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr>
</table>
(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち
<table>
<tr><td>最初の６キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr>
<tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr>
<tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr>
<tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr>
</table>
ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
⑸　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計
</td><td>
さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
⑵　供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流3 相3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。
⑶　契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。
⑷　契 約 電 力
イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。
(ｲ)　契約負荷設備のうち
<table>
<tr><td rowspan="3">最大の入力のものから</td><td>最初の２台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr>
<tr><td>次の２台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr>
<tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr>
</table>
(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち
<table>
<tr><td>最初の６キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr>
<tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr>
<tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr>
<tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr>
</table>
ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
なお，当社または当該一般送配電事業者等は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
⑸　料　　金
料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計
</td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</td><td>といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</td></tr>
<tr><td>イ　基本料金
基本料金は，　1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>~~1,265円00銭~~</td></tr></table>ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。<table><tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1キロワット時につき</td><td>~~15円95銭~~</td><td>~~14円50銭~~</td></tr></table>ハ　力率割引および割増し
電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表~~5~~(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（⑷ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，~~別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の~~基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものにつ</td><td>イ　基本料金
基本料金は，　1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。<table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,323円30銭</td></tr></table>ロ　電力量料金
電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。
なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。<table><tr><td></td><td>夏季料金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1キロワット時につき</td><td>29円29銭</td><td>27円84銭</td></tr></table>ハ　力率割引および割増し
電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表6(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（⑷ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を5パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，</td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
いては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1 月の力率は，85パーセントとみなします。 ニ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。 ⑹　そ　の　他 変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。	取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。 なお，まったく電気を使用しないその1 月の力率は，85パーセントとみなします。 ニ　そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。 ⑹　そ　の　他 変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
20　臨 時 電 力 ⑴　適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ⑵　契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ⑶　料　　金 契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2 （燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	**20　臨 時 電 力** ⑴　適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 ⑵　契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ⑶　料　　金 契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ　定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を下回る場合は，別表2 （燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものと

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

契約電力1キロワット1日につき	~~200円20銭~~

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき19（低圧電力）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，19（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~19円14銭~~	~~17円40銭~~

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

特定小売供給約款　2023年4月1日実施

いたします。

契約電力1キロワット1日につき	293円87銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(ｲ)　基本料金

基本料金は，1月につき19（低圧電力）⑸イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，19（低圧電力）⑸イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円48銭	30円75銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
⑷　そ　の　他 イ　~~当社~~は，原則として供給設備を常置いたしません。 ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。	⑷　そ　の　他 イ　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。 ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。 ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
21　農事用電力 ⑴　農事用電力Ａ（かんがい排水用電力） イ　適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ　契約電力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈹によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。 ㈠　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を	**21　農事用電力** ⑴　農事用電力Ａ（かんがい排水用電力） イ　適用範囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 ロ　契約電力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 ハ　料　　金 料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈹によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。 ㈠　基本料金 基本料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお，1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，1年の基本料金の合計は，電気を

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	~~627円00銭~~

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	~~11円86銭~~	~~10円78銭~~

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ その他

(ｲ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，~~当社~~は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗温床用電力）

イ 適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 2月1日から5月31日までの4月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであること。

(ﾛ) 契約電力が5キロワット以下であること。

ロ 契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ハ 料　金

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額お

特定小売供給約款 2023年4月1日実施

使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	685円30銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	25円20銭	24円12銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ その他

(ｲ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗温床用電力）

イ 適用範囲

農事用の育苗温床のために電熱を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 2月1日から5月31日までの4月の間（以下「契約設定期間」といいます。）に契約使用期間を30日以上継続して設定するものであること。

(ﾛ) 契約電力が5キロワット以下であること。

ロ 契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ハ 料　金

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額お

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>
よび別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。
<table>
<tr><td rowspan="2">契約電力1キロワットにつき</td><td>最初の30日まで</td><td>~~5,269円11銭~~</td></tr>
<tr><td>30日をこえる1日につき</td><td>~~175円64銭~~</td></tr>
</table>
ニ　そ の 他
⑴　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
⑵　契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には，当社は，契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし，この場合であっても，契約設定期間の範囲は4月を上回らないものといたします。
⑶　~~当社~~は，原則として供給設備を常置いたしません。
⑷　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
</td><td>
よび別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を下回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を上回る場合は，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。
なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。
<table>
<tr><td rowspan="2">契約電力1キロワットにつき</td><td>最初の30日まで</td><td>10,327円52銭</td></tr>
<tr><td>30日をこえる1日につき</td><td>344円25銭</td></tr>
</table>
ニ　そ の 他
⑴　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
⑵　契約設定期間が気象条件等により実際の育苗の期間と著しく異なる場合には，当社は，契約設定期間を前後1月以内の範囲で変更することがあります。ただし，この場合であっても，契約設定期間の範囲は4月を上回らないものといたします。
⑶　当該一般送配電事業者等は，原則として供給設備を常置いたしません。
⑷　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。
</td></tr>
<tr><td>
Ⅳ　料金の算定および支払い

22　料金の適用開始の時期
料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
</td><td>
Ⅳ　料金の算定および支払い

22　料金の適用開始の時期
料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
</td></tr>
<tr><td>23　検　針　日</td><td>23　検　針　日</td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 ⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（~~当社~~がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 ⑵　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 ⑶　~~当社~~は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ~~ロ　非常変災等の場合~~ ~~ハ~~　その他特別の事情がある場合~~で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。~~ ⑷　⑶イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 ⑸　⑶ロ~~またはハ~~の場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	検針日は，次により，当該一般送配電事業者等が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 ⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当該一般送配電事業者等は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。 ⑵　お客さまが不在等のため当該一般送配電事業者等が検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 ⑶　当該一般送配電事業者等は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ　その他特別の事情がある場合 ⑷　⑶イの場合で，当該一般送配電事業者等が検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 ⑸　⑶ロの場合で，当該一般送配電事業者等が検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
24　料金の算定期間 ⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 ⑵　定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）⑺の場合の料金の算定期間は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	**24　料金の算定期間** ⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 ⑵　定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）⑺の場合の料金の算定期間は，⑴に準ずるものといたします。この場合，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
25　使用電力量の計量	**25　使用電力量の計量**

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑸および⑹の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。	⑴　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに⑸および⑹の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。
イ　23（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。	イ　23（検針日）⑵の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
ロ　23（検針日）⑷の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。	ロ　23（検針日）⑷の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
ハ　23（検針日）⑸の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。	ハ　23（検針日）⑸の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
⑵　計量器の読みは，次によります。	⑵　計量器の読みは，次によります。
イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。	イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。
ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位といたします。	ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位といたします。
ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。	ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。
⑶　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。	⑶　当該一般送配電事業者等は，使用電力量~~は~~を~~，~~供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
⑷　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。	⑷　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
⑸　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，⑹	⑸　当該一般送配電事業者等が計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ⑹　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，~~別表8（使用電力量の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。 ⑺　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，~~別表8（使用電力量の協定）を基準として~~，お客さまと当社との協議によって定めます。 ⑻　記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	における使用電力量は，⑹の場合を除き，取付および取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ⑹　計量器の故障等によって当該一般送配電事業者等が使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 ⑺　従量制供給のお客さまについて，当該一般送配電事業者等が検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。 ⑻　当該一般送配電事業者等は，記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
26　料金の算定 ⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　24（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。 ⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	**26　料金の算定** ⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ　24（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5日を上回り，または下回るとき。 ⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
27　日 割 計 算 ⑴　当社は，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表~~9~~（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~9~~（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表~~9~~（日割計算の基本算式）⑴ロにより日割計算をいたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表~~9~~（日割計算の基本算式）⑴ニにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 ⑵　26（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きま	**27　日 割 計 算** ⑴　当社は，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表8（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。 ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）⑴ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分については，別表8（日割計算の基本算式）⑴ロにより日割計算をいたします。 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）⑴ニにより算定いたします。 ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 ⑵　26（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きま

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
す。 　また，26（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 ⑶　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表~~9~~（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。 ⑷　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	す。 　また，26（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 ⑶　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表8（日割計算の基本算式）⑴イにより日割計算をいたします。 ⑷　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
28　料金の支払義務および支払期日 ⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）⑷の場合の料金または25（使用電力量の計量）⑴イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の計量）⑹の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 　なお，25（使用電力量の計量）⑺の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ　29（料金その他の支払方法）⑹の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ホ　農事用電力Ａのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 ⑵　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 ⑶　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 　なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 ⑷　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望	**28　料金の支払義務および支払期日** ⑴　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）⑷の場合の料金または25（使用電力量の計量）⑴イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の計量）⑹の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 　なお，25（使用電力量の計量）⑺の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ　29（料金その他の支払方法）⑹の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって<u>当該一般送配電事業者等が</u>需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。 ホ　農事用電力Ａのお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。 ⑵　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。 ⑶　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。 　なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。 ⑷　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，⑶にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，⑶にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
29　料金その他の支払方法 ⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，~~料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは~~当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 ⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 ⑸　23（検針日）⑷の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 ⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，⑴にかかわらず，当社の指定する支払期ごと	**29　料金その他の支払方法** ⑴　料金については毎月，工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。 ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ⑵　お客さまが料金を⑴イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　⑴イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　⑴ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ　⑴ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ⑶　当社は，⑴にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，⑵にかかわらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 ⑷　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 ⑸　23（検針日）⑷の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 ⑹　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，⑴にかかわらず，当社の指定する支払期ごと

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
に支払っていただくことがあります。 ⑺　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 ⑻　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂについては，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。	に支払っていただくことがあります。 ⑺　料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお，当社は，前受金について利息を付しません。 ⑻　臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂについては，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。 また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。
30　延 滞 利 息 ⑴　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，⑵の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を29（料金その他の支払方法）⑴イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 ⑵　~~46~~（需給契約の廃止）⑵または~~48~~（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は，この限りではありません。 ⑶　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ⑷　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（⑵の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。	**30　延 滞 利 息** ⑴　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，⑵の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を29（料金その他の支払方法）⑴イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。 ⑵　45（需給契約の廃止）⑵または47（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は，この限りではありません。 ⑶　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金にかかわる消費税等相当額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 ⑷　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（⑵の場合は，消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。
31　保　証　金	**31　保　証　金**

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
⑴　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 ⑵　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 ⑶　当社は，保証金の預かり期間を2 年以内で設定いたします。 なお，⑷により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。 ⑷　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて⑴によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 ⑸　当社は，次により，保証金に利息を付します。 イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。 ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。 ⑹　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。	⑴　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。 (ｲ)　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 (ﾛ)　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 ⑵　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 ⑶　当社は，保証金の預かり期間を2 年以内で設定いたします。 なお，⑷により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。 ⑷　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて⑴によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 ⑸　当社は，次により，保証金に利息を付します。 イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。 ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。 ⑹　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。
Ⅴ　使用および供給 **32　適正契約の保持** 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	Ⅴ　使用および供給 **32　適正契約の保持** 当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
33　力率の保持 ⑴　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。	**33　力率の保持** ⑴　需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，~~別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として~~取り付けていただきます。	⑵　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお，進相用コンデンサは，託送約款等に定めるところにより，取り付けていただきます。
34　需要場所への立入りによる業務の実施 当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 ⑴　需給地点に至るまでの~~当社~~の供給設備または計量器等需要場所内の~~当社~~の電気工作物の設計，施工，改修または検査 ⑵　~~70（保安に対するお客さまの協力）~~によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 ⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ⑷　計量器の検針または計量値の確認 ⑸　~~36~~（供給の停止），~~46~~（需給契約の廃止）~~⑴~~または~~48~~（解約等）により必要な処置 ⑹　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更~~もしくは~~終了等に必要な業務~~または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務~~	**34　需要場所への立入りによる業務の実施** 当社または当該一般送配電事業者等は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。 ⑴　需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査 ⑵　託送約款等によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務 ⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ⑷　計量器の検針または計量値の確認 ⑸　35（供給の停止），45（需給契約の廃止）または47（解約等）により必要な処置 ⑹　その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務 ⑺　その他託送約款等によって，当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務
~~35　電気の使用にともなうお客さまの協力~~ ~~⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。~~ ~~イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合~~ ~~ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合~~ ~~ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合~~ ~~ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合~~ ~~(2)　お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。~~	
~~36~~　供給の停止 (1)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，~~当社は，そのお客さまについて~~電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ　お客さまの需要場所内の~~当社~~の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，~~当社~~に重大な損害を与えた場合 ハ　~~55（引込線の接続）~~に反して，~~当社~~の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合 (2)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，~~当社は，そのお客さまについて~~電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，~~当社は，そのお客さまについて~~電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ホ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。	**35　供給の停止** (1)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ　お客さまの需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当該一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合 ハ　託送約款等に反して，当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合 ニ　その他託送約款等に定めのある場合 (2)　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社の求めに応じ，当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，当社は，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ　この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3)　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止することがあります。 イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ホ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
へ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ト　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 チ　~~35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない~~場合 ⑷　お客さまがその他この供給約款に反した場合~~には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。~~	へ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 ト　34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 チ　その他託送約款等に定めのある場合 リ　お客さまがその他この供給約款に反した場合
~~37~~　供給停止の解除 ~~36~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，~~当社は~~，すみやかに電気の供給を再開いたします。	**36　供給停止の解除** 35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当該一般送配電事業者等が，すみやかに電気の供給を再開いたします。
~~38~~　供給停止期間中の料金 ~~36~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。	**37　供給停止期間中の料金** 35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。
~~39~~　違　約　金 ⑴　お客さまが~~36~~（供給の停止）⑶ロからへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 ⑵　⑴の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 ⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。	**38　違　約　金** ⑴　お客さまが35（供給の停止）⑶ロからへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。 ⑵　⑴の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 ⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。
~~40~~　供給の中止または使用の制限もしくは中止 ⑴　~~当社は，~~次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 ~~イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合~~ ~~ロ　当社の電気工作物~~に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合 ~~ハ　当社の電気工作物の~~修繕，変更その他の工事上やむをえない場合	**39　供給の中止または使用の制限もしくは中止** ⑴　次の場合には，当該一般送配電事業者等が，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。 イ　当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合 ロ　当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~ニ　非常変災の場合~~ ホ　~~その他~~保安上必要がある場合 ⑵　⑴の場合には，~~当社は~~，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。	ハ　電気の需給上または保安上必要がある場合 ニ　その他託送約款等に定めのある場合 ⑵　⑴の場合には，当該一般送配電事業者等が，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。
~~41~~　制限または中止の料金割引 ⑴　当社は，~~40~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 ロ　割 引 率 1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。 ハ　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。 ⑵　⑴による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上~~当社~~がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは，料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。 ⑶　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても⑴および⑵に準じて割引を行ない料金を算定いたします。	**40　制限または中止の料金割引** ⑴　当社は，39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって，当該一般送配電事業者等が定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。 イ　割引の対象 定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，26（料金の算定）⑴イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 ロ　割 引 率 1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。 ハ　制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。 ⑵　⑴による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当該一般送配電事業者等がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは，料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。 ⑶　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても⑴および⑵に準じて割引を行ない料金を算定いたします。
~~42~~　損害賠償の免責 ⑴　~~40~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社	**41　損害賠償の免責** ⑴　39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）⑴によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑵　~~36~~（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または~~48~~（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑶　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑵　35（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合または47（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 ⑶　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
~~43~~　設備の賠償 お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の~~当社~~の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した~~場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。~~ ~~⑴　修理可能の場合~~ ~~修理費~~ ~~⑵　亡失または修理不可能の場合~~ ~~帳簿価額と取替工費との合計額~~	**42　設備の賠償** お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
~~44~~　需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**43　需給契約の変更** お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
~~45~~　名義の変更 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。	**44　名義の変更** 相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。
~~46~~　需給契約の廃止 ⑴　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 ~~当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。~~ ⑵　需給契約は，~~48~~（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。	**45　需給契約の廃止** ⑴　お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。 ⑵　需給契約は，47（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	ロ　当社または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
~~47~~　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力Ｂのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料~~金および工事費~~をお客さまに精算していただきます。ただし，~~当社~~が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 ~~(1)~~　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合 ~~イ~~　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ~~ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。~~ ~~(2)~~　契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合 ~~イ~~　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ~~ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費とし~~	**46　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算** (1)　お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力Ｂのお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし，当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~て算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。~~	
~~(3)~~ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 ~~イ~~ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。 ~~ロ 当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。~~	ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。
~~(4)~~ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合 ~~イ~~ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ~~ロ 当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差~~額を申し受けます。	二 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (2) (1)の場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき工事費の精算にかかわる請求を受けた場合は，当社は，お客さまから当該金額を申し受けます。
~~48~~ 解　約　等	**47 解　約　等**
(1) ~~36~~（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定め	(1) 35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
た期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑵　お客さまが，~~46~~（需給契約の廃止）⑴による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，~~当社~~が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 ⑵　お客さまが，45（需給契約の廃止）⑴による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
~~49~~　需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	**48　需給契約消滅後の債権債務関係** 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。
Ⅶ　供給方法~~および~~工事 **~~50　需給地点および施設~~** ~~⑴　電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。~~ ~~⑵　需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。~~ ~~イ　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合~~ ~~ハ　1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。~~ ~~ニ　52（地中引込線）⑷により地中引込線によって電気を供給する場合~~ ~~ホ　その他特別の事情がある場合~~ ~~⑶　需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。~~ ~~なお，当社は，お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~⑷　付帯設備（⑶によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を~~	**Ⅶ　供給方法，工事~~および~~工事費の負担** **49　供給方法および工事** ⑴　当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。 ⑵　託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および集合住宅等の場合で建物内に計量器等を取り付けた場合の必要な事項等については，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。 ⑶　当該一般送配電事業者等の供給設備，計量器等および電流制限器等を施設または取り付ける場合の施設場所または取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。 ⑷　当社が当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき電気の供給または計量にあたり必要な設備等の施設または取付けを求められた場合には，当該設備等は，原則として，お客さまの負担で施設または取り付けていただきます。この場合には，当社および当該一般送配電事業者等が当該設備等を無償で使用できるものといたします。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~無償で使用できるものといたします。~~	
~~**51　架空引込線**~~ ~~(1)　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~(2)　需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~(3)　引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~(4)　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~ ~~イ　当社は，お客さまの引込小柱を使用して，他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合，その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。~~ ~~ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~	
~~**52　地中引込線**~~ ~~(1)　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。~~ ~~イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点~~ ~~ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点~~ ~~なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。~~ ~~(2)　(1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。~~ ~~イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所~~ ~~ロ　建物の3階以下にある場所~~ ~~ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所~~ ~~(3)　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。~~ ~~イ　鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）~~ ~~ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール~~ ~~ハ　その他イまたはロに準ずる設備~~ ~~(4)　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，(1)に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~	
~~53~~　連接引込線等 ~~(1)　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。~~ ~~なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。~~ ~~(2)　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。~~ ~~イ　当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。~~	
~~**54　中高層集合住宅等への供給方法**~~ ~~中高層集合住宅等の場合で，1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには，当社は，原則として1共同引込みをもって電気を供給いたします。~~ ~~なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を供給いたします。この場合，変圧器の2次側接続点までは，当社が施設いたします。~~	
~~**55　引込線の接続**~~ ~~当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。~~ ~~なお，お客さまの希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。~~	
~~**56　計量器等の取付け**~~ ~~(1)　料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。），その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の2次配線，通信装置，通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。~~ ~~なお，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。~~ ~~イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合~~ ~~ロ　変成器の2次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合~~ ~~(2)　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。~~ ~~なお，計量器，その付属装置および区分装置は，原則として屋外に取り付けます。~~ ~~(3)　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(4)　当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。~~ ~~(5)　お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。~~	
~~**57　電流制限器等の取付け**~~ ~~(1)　需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。~~ ~~(2)　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。~~ ~~(3)　お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。~~	
~~**58　専用供給設備**~~ ~~(1)　当社は，次の場合には，60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。~~ ~~イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合~~ ~~ロ　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合~~ ~~ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合~~ ~~(2)　(1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。~~ ~~(3)　当社は，供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。~~ ~~イ　2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。~~ ~~ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合~~	
~~**Ⅷ　工　事　費　の　負　担**~~ ~~**59　一般供給設備の工事費負担金**~~ ~~(1)　お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，~~	**50　工事費負担金等相当額の申受け等** (1)　当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

~~これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。~~

~~区　　分~~	~~単　　位~~	~~金　　額~~
~~架空配電設備の場合~~	~~超過こう長1メートルにつき~~	~~3,410円00銭~~
~~地中配電設備の場合~~	~~超過こう長1メートルにつき~~	~~27,720円00銭~~

~~なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。~~

~~(2)　工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。~~

~~(3)　工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。~~

~~(4)　2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。~~

~~イ　2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。~~

~~ロ　2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。~~

~~(5)　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は，次により算定いたします。~~

~~イ　地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。~~

~~ロ　架空配電設備の超過こう長は，架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。~~

~~架空配電設備の超過こう長~~

~~＝架空配電設備の工事こう長~~

~~＝（地中配電設備の無償こう長－地中配電設備の工事こう長）~~

特定小売供給約款　2023年4月1日実施

の供給にともなう工事等にかかわる工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2)　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，お客さまと当社との間で，工事着手前に契約書を作成いたします。

(3)　当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額にかかわる工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，お客さまと工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。

(4)　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
×架空配電設備の無償こう長／地中配電設備の無償こう長 (6) 次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 イ 配電設備 発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。 ロ 工事こう長 別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。 なお，単位は，1メートルとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合をいいます。 イ 定額電灯，臨時電灯Ａおよび公衆街路灯Ａの場合の契約負荷設備の総容量 ロ 契約電流 ハ 契約容量 ニ 契約電力 なお，供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。	
60 特別供給設備の工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。 (1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合 ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず，地中配電設備を施設する場合 ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~ニ　その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合~~ ~~また，この場合も 59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。~~ ~~(2)　58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額~~ ~~なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，58（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~	
~~**61　供給設備を変更する場合の工事費負担金**~~ ~~(1)　新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，55（引込線の接続），56（計量器等の取付け）または 57（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~(2)　35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~	
~~**62　特別供給設備等の工事費の算定**~~ ~~60（特別供給設備の工事費負担金）および 61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。~~ ~~(1)　工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。~~ ~~イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。~~ ~~ロ　材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。~~ ~~ハ　撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。~~ ~~ニ　お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，64（臨時工事費）に準じて算定いたします。~~ ~~(2)　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。~~ ~~(3)　60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で，その工事費を 59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，(1)および(2)にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設され~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~る配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。~~ ~~(4)　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。~~ ~~イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合~~ ~~工事費×使用回線数／施設回線数~~ ~~ロ　管路等を利用して電気を供給する場合~~ ~~工事費×使用孔数／施設孔数－予備孔数~~	
~~63~~　工事費負担金の申受けおよび精算 ~~(1)　当社は，工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合，需給開始日までに申し受けます。~~ ~~(2)　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。~~ ~~(3)　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。~~ ~~イ　59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(イ)　設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合~~ ~~(ロ)　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合~~ ~~ロ　60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。~~ ~~(イ)　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合~~ ~~(ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）~~ ~~(ハ)　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合~~ ~~(4)　当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。~~ ~~なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~をお返しいたします。~~ ~~(5)　居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。~~ ~~　また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものといたします。~~	
~~64~~　臨時工事費 ~~(1)　17（臨時電灯），20（臨時電力）または21（農事用電力）(2)によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。~~ ~~　なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。~~ ~~(2)　臨時工事費を申し受ける場合は，59（一般供給設備の工事費負担金），60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。~~ ~~(3)　新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。~~ ~~(4)　臨時工事費の精算は，63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。~~	
~~65~~　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け ~~　供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を申し受けます。~~ ~~　なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。~~	
~~Ⅸ　保　　安~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~66　保安の責任~~ ~~当社は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。~~	
~~67　調　　査~~ ~~(1)　当社は，法令で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。~~ ~~なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。~~ ~~(2)　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。~~ ~~イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定~~ ~~ロ　接地抵抗値の測定~~ ~~ハ　点検~~ ~~(3)　当社は，(1)の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，お客さまにお知らせいたします。~~ ~~なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。~~	
~~68　調査等の委託~~ ~~(1)　当社は，67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。~~ ~~(2)　当社は，(1)によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，お客さまにお知らせいたします。~~	
~~69　調査に対するお客さまの協力~~ ~~(1)　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。~~ ~~(2)　当社は，67（調査）(1)により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。~~	
~~70　保安に対するお客さまの協力~~ ~~(1)　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。~~ ~~イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合~~ ~~ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~(2)　お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。~~	
~~71~~　検査または工事の受託 ~~(1)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。~~ ~~(2)　(1)の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。~~ ~~(3)　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。~~ ~~(4)　(3)の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷個所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。~~	
~~72~~　自家用電気工作物 ~~お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。~~ ~~(1)　67（調査）~~ ~~(2)　68（調査等の委託）~~ ~~(3)　69（調査に対するお客さまの協力）~~ ~~(4)　71（検査または工事の受託）~~	
附　　則 **1　この供給約款の実施期日** この供給約款は，~~令和元~~年~~10~~月1日から実施いたします。	**附　　則** **1　この供給約款の実施期日** この供給約款は，2023年4月1日から実施いたします。
2　標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数60ヘルツで供給いたします。 新潟県　妙高市および糸魚川市	**2　標準周波数についての特別措置** この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については，当分の間，標準周波数60ヘルツで供給いたします。 新潟県　妙高市および糸魚川市
~~3　需要場所についての特別措置~~ ~~(1)　適　　用~~ ~~イ　8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~物（以下「原需要場所」といいます。）において，ロに定める特例設備を新たに使用する際に，ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，8（需要場所）にかかわらず，当分の間，1原需要場所につき，ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り，1需要場所といたします。ただし，電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所において，当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で，ロ(イ)に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等のお客さまから，急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は，新たに使用するものとみなします。）際に，この特別措置の適用の申出があり，かつ，各特例区域等が次のいずれにも該当するときは，急速充電設備等について，8（需要場所）にかかわらず，当分の間，当該それぞれのサービスエリア等につき，それぞれ1特例区域等に限り，1需要場所といたします。~~ ~~(イ)　特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また，ロ(ロ)に定める特例設備の場合は，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。~~ ~~(ロ)　次の事項について，非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。~~ ~~a　非特例区域等について，8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。~~ ~~b　当社が特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~(ハ)　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。~~ ~~(ニ)　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。~~ ~~(ホ)　当社が非特例区域等における業務を実施するため，34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。~~ ~~ロ　特例設備は，次のものをいいます。~~ ~~(イ)　急速充電設備等~~ ~~電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。~~ ~~(ﾛ)　認定発電設備等~~ ~~電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。~~ ~~(2)　工事費の負担~~ ~~特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。~~ ~~なお，Ⅷ（工事費の負担）の適用については，60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。~~	
4　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2)　料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。	**3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い** (1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，1需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。 なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ　1建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2)　料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。 イ　基本料金 基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。 ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。
~~5~~　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則5(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特	**4　農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置** この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則5(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

別措置）の適用を受けて脱穀調整のために動力を毎回30日以上の期間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴ 料　　金

料金は，1年（毎年9月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および農事用電力Ｂに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力／契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の30日まで	~~4,401円12銭~~	~~6,356円48銭~~	~~9,966円57銭~~	~~13,679円44銭~~	~~2,263円38銭~~
30日をこえる1日につき	~~27円64銭~~	~~41円02銭~~	~~93円04銭~~	~~147円25銭~~	~~53円12銭~~

ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が~~31,400円~~を下回る場合は，農事用電力Ｂに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回る場合は，農事用電力Ｂに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	~~36銭4厘~~	~~72銭7厘~~	~~1円45銭4厘~~	~~2円18銭1厘~~	~~72銭7厘~~

⑵ 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の30日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開

特定小売供給約款　2023年4月1日実施

別措置）の適用を受けて脱穀調整のために動力を毎回30日以上の期間を限り継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は，次のとおりといたします。

⑴ 料　　金

料金は，1年（毎年9月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および農事用電力Ｂに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力／契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の30日まで	5,103円82銭	7,761円25銭	12,776円73銭	17,894円37銭	3,668円15銭
30日をこえる1日につき	51円06銭	87円85銭	186円70銭	287円75銭	99円95銭

ただし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が85,400円を下回る場合は，農事用電力Ｂに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が 85,400円を上回る場合は，農事用電力Ｂに準じて算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を下回る場合は，農事用電力Ｂに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表3（離島ユニバーサルサービス調整）⑴イによって算定された離島平均燃料価格が 57,700円を上回る場合は，農事用電力Ｂに準じて算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。この場合，基準単価および離島基準単価は，次のとおりといたします。

	契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
基準単価	1日につき	36銭2厘	72銭4厘	1円44銭8厘	2円17銭1厘	72銭4厘
離島基準単価	1日につき	2厘	3厘	8厘	1銭1厘	3厘

⑵ 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の30日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
⑶　その他の事項については，本則の農事用電力Ａに準ずるものといたします。</td><td>始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
⑶　その他の事項については，本則の農事用電力Ａに準ずるものといたします。</td></tr>
<tr><td>~~6~~　この供給約款の実施にともなう切替措置
~~Ⅷ（工事費の負担）に定める工事費負担金等については，当該需給契約の需給開始日（61〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は，工事完成日といたします。）が令和元年10月1日以降であるものから，この供給約款を適用いたします。~~</td><td>5　この供給約款の実施にともなう切替措置
⑴　この供給約款実施の際現に旧供給約款の適用を受けている場合，契約期間の終期は，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂの場合またはお客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合を除き，この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日といたします。
⑵　この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。</td></tr>
<tr><td>~~7　消費税法の改正にともなう経過措置~~
~~社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける，令和元年9月30日以前から需給契約が継続し，令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については，次のとおりといたします。~~
~~⑴　Ⅲ（契約種別および料金）の料金率については，15（定額電灯）⑷，16（従量電灯）⑴ニ，⑵ニもしくは⑶ホ，17（臨時電灯）⑴ハ，⑵ハもしくは⑶ロ，18（公衆街路灯）⑴ロもしくは⑵ニ，19（低圧電力）⑸，20（臨時電力）⑶または21（農事用電力）⑴ハもしくは⑵ハにかかわらず，次のとおりといたします。~~
~~イ　定額電灯~~
~~(イ)　需要家料金~~
<table><tr><td>~~1契約につき~~</td><td>~~59円40銭~~</td></tr></table>~~(ロ)　電灯料金~~
<table><tr><td>~~10ワットまでの1灯につき~~</td><td>~~70円20銭~~</td></tr><tr><td>~~10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき~~</td><td>~~120円96銭~~</td></tr><tr><td>~~20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき~~</td><td>~~222円48銭~~</td></tr><tr><td>~~40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき~~</td><td>~~324円00銭~~</td></tr><tr><td>~~60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき~~</td><td>~~527円04銭~~</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施		特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに~~	~~527円04銭~~	
~~(ハ)　小型機器料金~~		
~~50ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~222円48銭~~	
~~50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~386円64銭~~	
~~100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに~~	~~386円64銭~~	
~~ロ　従量電灯~~		
~~(イ)　従量電灯A~~		
~~最低料金~~	~~1契約につき最初の7キロワット時まで~~	~~257円04銭~~
~~電力量料金~~	~~上記をこえる1キロワット時につき~~	~~18円24銭~~
~~(ロ)　従量電灯B~~		
~~a　基本料金~~		
~~契約電流10アンペア~~	~~324円00銭~~	
~~契約電流15アンペア~~	~~486円00銭~~	
~~契約電流20アンペア~~	~~648円00銭~~	
~~契約電流30アンペア~~	~~972円00銭~~	
~~契約電流40アンペア~~	~~1,296円00銭~~	
~~契約電流50アンペア~~	~~1,620円00銭~~	
~~契約電流60アンペア~~	~~1,944円00銭~~	
~~b　電力量料金~~		
~~最初の120キロワット時までの1キロワット時につき~~	~~18円24銭~~	
~~120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき~~	~~24円87銭~~	
~~300キロワット時をこえる1キロワット時につき~~	~~28円75銭~~	
~~c　最低月額料金~~		
~~1契約につき~~	~~257円04銭~~	
~~(ハ)　従量電灯C~~		
~~a　基本料金~~		
~~契約容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~324円00銭~~	
~~b　電力量料金~~		
~~最初の120キロワット時までの1キロワット時につき~~	~~18円24銭~~	
~~120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき~~	~~24円87銭~~	
~~300キロワット時をこえる1キロワット時につき~~	~~28円75銭~~	
~~ハ　臨時電灯~~		
~~(イ)　臨時電灯A~~		
~~総容量が50ボルトアンペアまでの場合~~	~~7円77銭~~	
~~総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合~~	~~15円53銭~~	
~~総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに~~	~~15円53銭~~	
~~総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合~~	~~155円30銭~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施		特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに~~	~~155円30銭~~	
~~(ロ)　臨時電灯B~~		
~~a　基本料金~~		
~~契約電流10アンペアにつき~~	~~356円40銭~~	
~~b　電力量料金~~		
~~1キロワット時につき~~	~~31円63銭~~	
~~(ハ)　臨時電灯C~~		
~~a　基本料金~~		
~~契約容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~356円40銭~~	
~~b　電力量料金~~		
~~1キロワット時につき~~	~~31円63銭~~	
~~ニ　公衆街路灯~~		
~~(イ)　公衆街路灯A~~		
~~a　需要家料金~~		
~~1契約につき~~	~~54円00銭~~	
~~b　電灯料金~~		
~~10ワットまでの1灯につき~~	~~63円34銭~~	
~~10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき~~	~~109円40銭~~	
~~20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき~~	~~201円53銭~~	
~~40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき~~	~~293円65銭~~	
~~60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき~~	~~477円90銭~~	
~~100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに~~	~~477円90銭~~	
~~c　小型機器料金~~		
~~50ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~201円42銭~~	
~~50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~351円00銭~~	
~~100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに~~	~~351円00銭~~	
~~(ロ)　公衆街路灯B~~		
~~a　基本料金~~		
~~契約容量1キロボルトアンペアにつき~~	~~291円60銭~~	
~~b　電力量料金~~		
~~1キロワット時につき~~	~~17円36銭~~	
~~c　最低月額料金~~		
~~1契約につき~~	~~231円12銭~~	
~~ホ　低圧電力~~		
~~(イ)　基本料金~~		
~~契約電力1キロワットにつき~~	~~1,242円00銭~~	
~~(ロ)　電力量料金~~		

	~~夏季料金~~	~~その他季料金~~
~~1キロワット時につき~~	~~15円66銭~~	~~14円23銭~~

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施

~~ヘ　臨時電力~~

~~(イ)　定額制供給の場合~~

~~契約電力1キロワット1日につき~~	~~196円56銭~~

~~(ロ)　従量制供給の場合~~

	~~夏季料金~~	~~その他季料金~~
~~1キロワット時につき~~	~~18円79銭~~	~~17円09銭~~

~~ト　農事用電力~~

~~(イ)　農事用電力A~~

~~a　基本料金~~

~~契約電力1キロワットにつき~~	~~615円60銭~~

~~b　電力量料金~~

	~~夏季料金~~	~~その他季料金~~
~~1キロワット時につき~~	~~11円64銭~~	~~10円58銭~~

~~(ロ)　農事用電力B~~

~~契約電力1キロワットにつき~~	~~最初の30日まで~~	~~5,173円31銭~~
	~~30日をこえる1日につき~~	~~172円44銭~~

~~(2)　附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(1)の料金率および基準単価については，附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(1)にかかわらず，次のとおりといたします。~~

~~イ　料金率~~

~~契約電力~~ / ~~契約使用期間~~	~~0.5キロワット~~	~~1キロワット~~	~~2キロワット~~	~~3キロワット~~	~~3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに~~
~~最初の30日まで~~	~~4,321円10銭~~	~~6,240円91銭~~	~~9,785円36銭~~	~~13,430円72銭~~	~~2,222円23銭~~
~~30日をこえる1日につき~~	~~27円14銭~~	~~40円27銭~~	~~91円35銭~~	~~144円57銭~~	~~52円15銭~~

~~ロ　基準単価~~

契約電力	~~0.5キロワット~~	~~1キロワット~~	~~2キロワット~~	~~3キロワット~~	~~3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに~~
~~1日につき~~	~~35銭7厘~~	~~71銭4厘~~	~~1円42銭8厘~~	~~2円14銭2厘~~	~~71銭4厘~~

~~(3)　別表2（燃料費調整）(2)の基準単価については，別表2（燃料費調整）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。~~

~~イ　定額制供給の場合~~

~~(イ)　定額電灯および公衆街路灯A~~

~~電灯~~	~~10ワットまでの1灯につき~~	~~84銭3厘~~
	~~10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき~~	~~1円68銭6厘~~

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施

	~~20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき~~	~~3円37銭3厘~~
	~~40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき~~	~~5円05銭9厘~~
	~~60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき~~	~~8円43銭2厘~~
	~~100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに~~	~~8円43銭2厘~~
~~小型機器~~	~~50ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~2円51銭9厘~~
~~小型機器~~	~~50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき~~	~~5円03銭7厘~~
~~小型機器~~	~~100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに~~	~~5円03銭7厘~~

~~(ロ)~~　臨時電灯~~A~~

~~総容量が50ボルトアンペアまでの場合~~	~~6銭8厘~~
~~総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合~~	~~13銭6厘~~
~~総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに~~	~~13銭6厘~~
~~総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合~~	~~1円35銭9厘~~
~~総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに~~	~~1円35銭9厘~~

~~(ハ)~~　~~臨時電力~~

~~契約電力1キロワット1日につき~~	~~1円42銭8厘~~

~~(ニ)~~　~~農事用電力B（育苗温床用電力）~~

~~契約電力1キロワット1日につき~~	~~2円57銭0厘~~

~~ロ~~　~~従量制供給の場合~~

~~1キロワット時につき~~	~~21銭7厘~~

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法~~第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および~~回避可能費用単価等を定める告示~~により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ~~当社の事務所に掲示いたします~~。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。	定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。	ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。
⑶　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定	⑶　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。	イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。
⑴　定額制供給の場合	⑴　定額制供給の場合
a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。	a　定額電灯および公衆街路灯Ａ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。
b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。	b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。
⑵　従量制供給の場合	⑵　従量制供給の場合
再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，最低料金適用電力量とは，1契約につき最初の7キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，最低料金適用電力量とは，1契約につき最初の7キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。
ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。	ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。
⑴　⑵の場合を除き，お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所	⑴　⑵の場合を除き，お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令~~に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。	で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。 (ﾛ)　定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。
2　燃料費調整 (1)　燃料費調整額の算定 ｲ　平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝ 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 α＝~~0.1152~~ β＝~~0.2714~~ γ＝~~0.7386~~ なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ﾛ　燃料費調整単価	**2　燃料費調整** (1)　燃料費調整額の算定 ｲ　平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ Ａ＝ 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 Ｂ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 Ｃ＝ 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0247 β＝0.2573 γ＝0.8912 なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ﾛ　燃料費調整単価

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~31,400円~~を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\cancel{31,400\text{円}} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~31,400円~~を上回り，かつ，~~47,100円~~以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \cancel{31,400\text{円}}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が ~~47,100円~~を上回る場合

平均燃料価格は，~~47,100円~~といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\cancel{47,100\text{円}} - \cancel{31,400\text{円}}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前

特定小売供給約款 2023年4月1日実施

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ｲ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (85,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 85,400円を上回り，かつ，128,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 85,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ﾊ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 128,100円を上回る場合

平均燃料価格は，128,100円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (128,100\text{円} - 85,400\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

10月31日までの期間	日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 （翌年が閏年となる場合は， 翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

特定小売供給約款 2023年4月1日実施

10月31日までの期間	日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

基準単価は，各契約負荷設備ごとに1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	~~85銭9厘~~
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	~~1円71銭7厘~~
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	~~3円43銭5厘~~
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	~~5円15銭2厘~~
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	~~8円58銭8厘~~
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	~~8円58銭8厘~~
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	~~2円56銭5厘~~
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	~~5円13銭0厘~~
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	~~5円13銭0厘~~

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	~~6銭9厘~~
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	~~13銭9厘~~
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	~~13銭9厘~~
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	~~1円38銭4厘~~
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	~~1円38銭4厘~~

(ハ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	~~1円45銭4厘~~

(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	~~2円61銭8厘~~

ロ 従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

特定小売供給約款 2023年4月1日実施

基準単価は，各契約負荷設備ごとに1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの1灯につき	85銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円70銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円41銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	5円12銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円54銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	8円54銭5厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円55銭2厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1機器につき	5円10銭4厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	5円10銭4厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭9厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭8厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭8厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円37銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円37銭7厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円44銭8厘

(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円60銭5厘

ロ 従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
1キロワット時につき　~~22銭1厘~~ ⑶　燃料費調整単価等の掲示 当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および⑴ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。	1キロワット時につき　22銭0厘 ⑶　燃料費調整単価等のお知らせ 当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および⑴ロによって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。
	3　離島ユニバーサルサービス調整 ⑴　離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ　離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 離島平均燃料価格＝A×α A＝ 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 α＝1.0000 なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (ｲ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が57,700円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(57{,}700\text{円}-\text{離島平均燃料価格}) \times \dfrac{⑵の離島基準単価}{1{,}000}$ (ﾛ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が57,700円を上回り，かつ，86,600円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(\text{離島平均燃料価格}-57{,}700\text{円}) \times \dfrac{⑵の離島基準単価}{1{,}000}$

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
	㈹　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が86,600円を上回る場合離島平均燃料価格は，86,600円といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ (86,600円－57,700円)　×　㈵の離島基準単価 / 1,000 ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 ㈠　各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，㈺の場合を除き，次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）</td><td></td></tr>
</table>
(ﾛ)　定額制供給の場合は，各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。
ニ　離島ユニバーサルサービス調整額
(ｲ)　定額制供給の場合
ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ
離島ユニバーサルサービス調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。
ｂ　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ
離島ユニバーサルサービス調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。
(ﾛ)　従量制供給の場合
離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，最低料金適用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。
(2)　離島基準単価
離島基準単価は，離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。
イ　定額制供給の場合
(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ
離島基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。
<table>
<tr><td rowspan="3">電灯</td><td>10ワットまでの１灯につき</td><td>4厘</td></tr>
<tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td>9厘</td></tr>
<tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td>1銭8厘</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施

	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	4銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
小型機器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	2銭5厘

(ロ) 臨時電灯A

離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8厘

(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）

離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は，契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1銭3厘

ロ 従量制供給の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をお知らせいたします。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

3　契約負荷設備の総容量の算定

⑴　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ)　住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき　　50ボルトアンペア

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

1 差込口につき　　100ボルトアンペア

⑵　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4　負荷設備の入力換算容量

⑴　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149 〃	60	60

特定小売供給約款　2023年4月1日実施

4　契約負荷設備の総容量の算定

⑴　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(ｲ)　住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき　　50ボルトアンペア

(ﾛ)　(ｲ)以外の場合

1 差込口につき　　100ボルトアンペア

⑵　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5　負荷設備の入力換算容量

⑴　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149 〃	60	60

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水 銀 灯

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入 力（ボルトアンペア）		入力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

⑵　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入 力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
35以下	－	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45 〃	－	180	
65 〃	－	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　× 93.3パーセント
出力（キロワット）×125.0パーセント

特定小売供給約款　2023年4月1日実施

1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水 銀 灯

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入 力（ボルトアンペア）		入力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

⑵　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(ｲ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ﾛ)　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入 力(ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
35以下	－	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45 〃	－	180	
65 〃	－	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換　算　容　量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　× 93.3パーセント
出力（キロワット）×125.0パーセント

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

⑶　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力〔キロボルトアンペア〕）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95以下	20以下	1
		20超過　30以下	1.5
		30 〃　50 〃	2
		50 〃　100 〃	3
		100 〃　200 〃	4
		200 〃　300 〃	5
		300 〃　500 〃	7.5
		500 〃　1,000 〃	10
	95超過100以下	200以下	5
		200超過　300以下	6
		300 〃　500 〃	8
		500 〃　1,000 〃	13.5
	100超過125以下	500以下	9.5
		500超過1,000以下	16
	125超過150以下	500以下	11
		500超過1,000以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5 〃　3 〃		3

⑷　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×　70パーセント

ロ　イ以外の場合

特定小売供給約款　2023年4月1日実施

⑶　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力〔キロボルトアンペア〕）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95以下	20以下	1
		20超過　30以下	1.5
		30 〃　50 〃	2
		50 〃　100 〃	3
		100 〃　200 〃	4
		200 〃　300 〃	5
		300 〃　500 〃	7.5
		500 〃　1,000 〃	10
	95超過100以下	200以下	5
		200超過　300以下	6
		300 〃　500 〃	8
		500 〃　1,000 〃	13.5
	100超過125以下	500以下	9.5
		500超過1,000以下	16
	125超過150以下	500以下	11
		500超過1,000以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5 〃　3 〃		3

⑷　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×　70パーセント

ロ　イ以外の場合

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施

入力（キロワット） ＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア） × 70パーセント

⑸ そ の 他

イ ⑴，⑵，⑶および⑷によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

~~5~~ 加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times (\text{電熱器総容量}) + 90\text{パーセント} \times (\text{力率90パーセントの機器総容量}) + 80\text{パーセント} \times (\text{力率80パーセントの機器総容量})}{\text{機器総容量}}$$

~~6 進相用コンデンサ取付容量基準~~

~~進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。~~

~~⑴ 照明用電気機器~~

~~イ けい光灯~~

~~進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。~~

~~使用電圧（ボルト）~~	~~管灯の定格消費電力（ワット）~~	~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~	
		~~50ヘルツ~~	~~60ヘルツ~~
~~100~~	~~10~~	~~4.5~~	~~3.5~~
	~~15~~	~~5.5~~	~~4.5~~
	~~20~~	~~9~~	~~5.5~~
	~~30~~	~~11~~	~~9~~
	~~40~~	~~17~~	~~14~~
	~~60~~	~~21~~	~~17~~
	~~80~~	~~30~~	~~25~~
	~~100~~	~~36~~	~~30~~
~~200~~	~~40~~	~~4.5~~	~~3.5~~
	~~60~~	~~5.5~~	~~4.5~~
	~~80~~	~~7~~	~~5.5~~

特定小売供給約款 2023年4月1日実施

入力（キロワット） ＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア） × 70パーセント

⑸ そ の 他

イ ⑴，⑵，⑶および⑷によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント} \times (\text{電熱器総容量}) + 90\text{パーセント} \times (\text{力率90パーセントの機器総容量}) + 80\text{パーセント} \times (\text{力率80パーセントの機器総容量})}{\text{機器総容量}}$$

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施

	~~100~~	~~9~~	~~7~~

~~ロ　ネオン管灯~~

~~2次電圧（ボルト）~~	~~変圧器容量（ボルトアンペア）~~	~~コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)~~	
		~~50ヘルツ~~	~~60ヘルツ~~
~~3,000~~	~~80~~	~~30~~	~~20~~
~~6,000~~	~~100~~	~~50~~	~~30~~
~~9,000~~	~~200~~	~~75~~	~~50~~
~~12,000~~	~~300~~	~~100~~	~~50~~
~~15,000~~	~~350~~	~~150~~	~~75~~

~~ハ　水銀灯（標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。）~~

~~出力（ワット）~~	~~コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)~~	
	~~100ボルト~~	~~200ボルト~~
~~50以下~~	~~30~~	~~7~~
~~100 〃~~	~~50~~	~~9~~
~~250 〃~~	~~75~~	~~15~~
~~300 〃~~	~~100~~	~~20~~
~~400 〃~~	~~150~~	~~30~~
~~700 〃~~	~~250~~	~~50~~
~~1,000 〃~~	~~300~~	~~75~~

~~(2)　誘導電動機~~

~~イ　個々にコンデンサを取り付ける場合~~

~~(イ)　単相誘導電動機~~

~~使用電圧（ボルト）~~		~~100~~				~~200~~			
~~電動機定格出力~~	~~馬力~~	~~1/8~~	~~1/4~~	~~1/2~~	~~1~~	~~1/8~~	~~1/4~~	~~1/2~~	~~1~~
	~~キロワット~~	~~0.1~~	~~0.2~~	~~0.4~~	~~0.75~~	~~0.1~~	~~0.2~~	~~0.4~~	~~0.75~~
~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~	~~50ヘルツ~~	~~50~~	~~75~~	~~75~~	~~100~~	~~20~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~
	~~60ヘルツ~~	~~40~~	~~50~~	~~75~~	~~100~~	~~20~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~

~~(ロ)　3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）~~

~~電動機定格出力~~	~~馬力~~	~~1/4~~	~~1/2~~	~~1~~	~~2~~	~~3~~	~~5~~	~~7.5~~	~~10~~	~~15~~	~~20~~	~~25~~	~~30~~	~~40~~	~~50~~
	~~キロワット~~	~~0.2~~	~~0.4~~	~~0.75~~	~~1.5~~	~~2.2~~	~~3.7~~	~~5.5~~	~~7.5~~	~~11~~	~~15~~	~~18.5~~	~~22~~	~~30~~	~~37~~
~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~	~~50ヘルツ~~	~~15~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~	~~50~~	~~75~~	~~100~~	~~150~~	~~200~~	~~250~~	~~300~~	~~400~~	~~500~~	~~600~~
	~~60ヘルツ~~	~~10~~	~~15~~	~~20~~	~~30~~	~~40~~	~~50~~	~~75~~	~~100~~	~~150~~	~~200~~	~~250~~	~~300~~	~~400~~	~~500~~

~~ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合~~

~~やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。~~

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>

~~(3)　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）~~

~~イ　交流アーク溶接機~~

<table>
<tr><td>~~溶接機最大入力（キロボルトアンペア）~~</td><td>~~3以上~~</td><td>~~5以上~~</td><td>~~7.5以上~~</td><td>~~10以上~~</td><td>~~15以上~~</td><td>~~20以上~~</td><td>~~25以上~~</td><td>~~30以上~~</td><td>~~35以上~~</td><td>~~40以上~~</td><td>~~45以上50未満~~</td></tr>
<tr><td>~~コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）~~</td><td>~~100~~</td><td>~~150~~</td><td>~~200~~</td><td>~~250~~</td><td>~~300~~</td><td>~~400~~</td><td>~~500~~</td><td>~~600~~</td><td>~~700~~</td><td>~~800~~</td><td>~~900~~</td></tr>
</table>

~~ロ　交流抵抗溶接機~~

~~イの容量の50パーセントといたします。~~

~~(4)　その他~~

~~(1)，(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。~~

</td><td></td></tr>
<tr><td>

7　契約容量および契約電力の算定方法

従量電灯Ｃまたは低圧電力のお客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には，契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2　線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

</td><td>

7　契約容量および契約電力の算定方法

従量電灯Ｃまたは低圧電力のお客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合には，契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2　線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

</td></tr>
<tr><td>

~~8~~　使用電力量の協定

~~使用電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。~~

~~(1)　過去の使用電力量による場合~~

~~次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流，契約容量または契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。~~

~~イ　前月または前年同月の使用電力量による場合~~

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

~~ロ　前3月間の使用電力量による場合~~

$$\text{前3月間の使用電力量}$$

</td><td></td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~前3月間の料金の算定期間の日数~~ ~~×協定の対象となる期間の日数~~ ~~(2)　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合~~ ~~使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。~~ ~~(3)　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。~~ ~~取替後の計量器によって計量された使用電力量 / 取替後の計量器によって計量された期間の日数~~ ~~×協定の対象となる期間の日数~~ ~~(4)　参考のために取り付けた計量器の計量による場合~~ ~~参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。~~ ~~なお，この場合の計量器の取付けは，56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。~~ ~~(5)　公差をこえる誤差により修正する場合~~ ~~計量電力量 / 100パーセント＋(±誤差率)~~ ~~なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。~~ ~~イ　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月~~ ~~ロ　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月~~	
~~9~~　日割計算の基本算式 (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 1月の該当料金×（日割計算対象日数 / 検針期間の日数） ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， （日割計算対象日数 / 検針期間の日数）は，（日割計算対象日数 / 暦日数）といたします。 ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (ｲ)　従量電灯Ａ 最低料金適用電力量＝7キロワット時×（日割計算対象日数 / 検針期間の日数） なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃ 第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×（日割計算対象日数 / 検針期間の日数） なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	**8　日割計算の基本算式** (1)　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 1月の該当料金×（日割計算対象日数 / 検針期間の日数） ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， （日割計算対象日数 / 検針期間の日数）は，（日割計算対象日数 / 暦日数）といたします。 ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (ｲ)　従量電灯Ａ 最低料金適用電力量＝7キロワット時×（日割計算対象日数 / 検針期間の日数） なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ﾛ)　従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃ 第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×（日割計算対象日数 / 検針期間の日数） なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。 (ﾆ)　26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)および(ﾛ)の$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。 ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Ａのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3)　定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の	第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第2段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ﾊ)　(ｲ)または(ﾛ)によって算定された最低料金適用電力量，第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1 位で四捨五入いたします。 (ﾆ)　26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)および(ﾛ)の$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。 ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力Ａのお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (ｲ)　26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ﾛ)　26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ　電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ　需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3)　定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の

特定小売供給約款 新旧比較表

<table>
<tr><th>特定小売供給約款 令和元年10月1日実施</th><th>特定小売供給約款　2023年4月1日実施</th></tr>
<tr><td>日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。
イ　電気の供給を開始した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。</td><td>日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。
イ　電気の供給を開始した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
ロ　需給契約が消滅した場合
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。</td></tr>
<tr><td>~~10~~　**標準設計基**
~~⑴　適　　用~~
~~この標準設計基準は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。~~
~~この標準設計基準に明記していない場合は，技術基準その他関係法令，当社設計基準等にもとづき，技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合，その設計を標準設計といたします。~~
~~⑵　単　　位~~
~~この基準においては，単位を次の記号で表示いたします。~~
<table>
<tr><th>~~単　　位~~</th><th>~~記　　号~~</th></tr>
<tr><td>~~ボルト~~</td><td>~~V~~</td></tr>
<tr><td>~~アンペア~~</td><td>~~A~~</td></tr>
<tr><td>~~キロアンペア~~</td><td>~~kA~~</td></tr>
<tr><td>~~キロボルトアンペア~~</td><td>~~kVA~~</td></tr>
<tr><td>~~メガボルトアンペア~~</td><td>~~MVA~~</td></tr>
<tr><td>~~ミリメートル~~</td><td>~~mm~~</td></tr>
<tr><td>~~メートル~~</td><td>~~m~~</td></tr>
<tr><td>~~キロメートル~~</td><td>~~km~~</td></tr>
<tr><td>~~平方ミリメートル~~</td><td>~~mm²~~</td></tr>
<tr><td>~~平方センチメートル~~</td><td>~~cm²~~</td></tr>
<tr><td>~~ミリグラム~~</td><td>~~mg~~</td></tr>
</table>
~~⑶　高圧または低圧電線路~~
~~イ　一般基準~~</td><td></td></tr>
</table>

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~(イ)　電圧降下の許容限度~~ ~~高圧または低圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は，次によるものといたします。~~ ~~電圧降下の許容限度の標準値~~ ~~電線路の公称電圧（V）　電圧降下の許容限度の標準値（V）~~ ~~100　6~~ ~~200　20~~ ~~3,300　300~~ ~~6,600　600~~ ~~ただし，既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。~~ ~~(ロ)　経過地~~ ~~高圧または低圧電線路の経過地は，技術上，地形，用地事情および保守，保安に支障のない範囲で，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。~~ ~~(ハ)　電線路の種類~~ ~~高圧または低圧電線路の種類は，架空電線路といたします。ただし，架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には，その他の方法によるものといたします。~~ ~~(ニ)　電線路の設計~~ ~~電線路の設計については，その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものといたします。~~ ~~ロ　架空電線路~~ ~~(イ)　電線路の施設~~ ~~a　高圧または低圧架空電線路は，単独の電線路の施設，他の架空電線路との併架，電線の張替え等のうち，技術上著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。~~ ~~b　高圧架空電線路を単独に新設する場合には，原則として1回線といたします。~~ ~~(ロ)　支持物の種類~~ ~~高圧または低圧架空電線路の支持物には，コンクリート柱または複合柱を使用し，その選定にあたっては技術上，経済上適当なものといたします。ただし，コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の支持物を使用いたします。~~ ~~(ハ)　標準径間~~ ~~高圧または低圧架空電線路の標準径間は，次によるものといたします。~~ ~~標　準　径　間~~ ~~施　設　区　域　標　準　径　間（m）~~ ~~市　街　地　45~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施

~~そ　の　他~~	~~55~~

~~(ニ)　支持物の長さ~~

~~高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは，施設場所の状況に応じた根入れ，電線の弛度，装柱，交叉，建物，引込線，積雪等を考慮し当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。~~

~~支持物の長さ~~

~~支持物の長さ(m)~~	~~10　12　14　16~~

~~(ホ)　がいし~~

~~高圧または低圧架空電線路で使用するがいしは，次によるものといたします。~~

~~がいしの種類~~

~~使用個所別~~ / ~~電圧別~~	~~引通し個所~~	~~引留め個所~~
~~低　　圧~~	~~低圧用一体化ラック~~	~~低圧用一体化ラック~~
	~~低圧ピンがいし~~	~~低圧引留がいし~~
	~~低圧引留がいし~~	~~ＤＶグリップ~~
~~高　　圧~~	~~高圧中実ピンがいし~~	~~高圧中実耐張がいし~~

~~(ヘ)　架空電線の種類および太さ~~

~~a　高圧または低圧架空電線には，硬銅線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。~~

~~b　高圧または低圧架空電線の種類は，絶縁電線を使用いたします。~~

~~c　高圧または低圧架空電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上不適当と認められる場合は，架空ケーブル等，他の適当な電線を使用することがあります。~~

~~電線の種類，太さおよび許容電流~~

~~(単位：A)~~

~~種　類~~ / ~~太　さ~~		~~高　圧 絶縁電線 (ＯＣ)~~	~~低 圧 絶縁電線 (ＯＷ)~~	~~引込用ビニル絶縁電線（ＤＶ）~~	
				~~2心~~	~~3心~~
~~単　線 (mm)~~	~~3.2~~	~~—~~	~~—~~	~~61~~	~~54~~
	~~5.0~~	~~142~~	~~103~~	~~—~~	~~—~~
~~より線 (mm²)~~	~~22~~	~~—~~	~~—~~	~~127~~	~~111~~
	~~60~~	~~276~~	~~206~~	~~—~~	~~193~~
	~~100~~	~~—~~	~~—~~	~~—~~	~~262~~
	~~150~~	~~487~~	~~—~~	~~—~~	~~—~~

~~(ト)　架空電線の配列および変台装柱~~

~~a　高圧または低圧架空電線の配列は，特殊な場合を除き水平または垂直といたします。~~

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~b　柱上に変圧器を施設する場合は，変台装柱または懸垂装柱とし，1次側に使用する開閉器は高圧カットアウトといたします。~~ ~~(チ)　柱上変圧器の容量~~ ~~柱上変圧器の容量は，需要の実情を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。~~ ~~柱上変圧器容量~~ ~~容　　量(kVA)~~ ~~5　10　20　30　50　75　100　50＋30*　100＋50*~~ ~~（注）変圧器容量50＋30kVAおよび100＋50kVAは，灯動共用変圧器の容量といたします。~~ ~~(リ)　電力用変圧器の結線~~ ~~3相供給に対しては，原則として単相変圧器2台を使用したV結線または灯動共用変圧器の使用により供給いたします。ただし，技術上，経済上適当と認められる場合は，単相変圧器3台を△結線により供給することがあります。~~ ~~(ヌ)　高圧負荷開閉器の取付けおよびその種類と容量~~ ~~a　高圧架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。~~ ~~b　高圧負荷開閉器の種類は，気中を標準といたします。ただし，技術上やむをえない場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。~~ ~~c　高圧負荷開閉器の容量は，負荷電流および短絡電流を考慮し，当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。~~ ~~高圧負荷開閉器容量~~ ~~容　　量（A）　300*　400~~ ~~（注）高圧負荷開閉器容量300Aは，ＳＯＧ型開閉器の容量といたします。~~ ~~(ル)　特殊線路~~ ~~a　塩，ちりなどの汚損地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐塩設備を使用いたします。~~ ~~なお，汚損地域の区分は次によるものといたします。~~ ~~塩，塵埃汚損区分表~~ ~~汚損種類：塩~~ ~~汚損区分：海岸からのおおよその距離または想定最大等価塩分付着量~~ ~~軽汚損地区：15km以下または0.06mg/cm²以上~~ ~~中汚損地区：4.0km以下または0.12mg/cm²以上~~ ~~重汚損地区：1.5km以下または0.35mg/cm²以上~~ ~~汚損種類：塵埃~~ ~~汚損区分：想定最大等価塵埃付着量（塩分換算）~~ ~~0.12mg/cm²以上~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。~~ ~~c　雪害，風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には，その程度に応じた耐害設備を使用いたします。~~ ~~ハ　地中電線路~~ ~~(イ)　電線路の施設~~ ~~高圧または低圧地中電線路の施設方式は，原則として管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。~~ ~~なお，暗きょ式にはキャブ（ＣＡＢ）方式および電線共同溝（Ｃ・Ｃ・ＢＯＸ）方式を含むものといたします。~~ ~~a　直接埋設式~~ ~~車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく，かつ，再掘削が容易にできる場合~~ ~~b　暗きょ式~~ ~~当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合~~ ~~(ロ)　ケーブルの種類および太さ~~ ~~a　高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類は，原則としてビニル外装ケーブルといたします。~~ ~~b　ケーブルの太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度等を考慮し，必要最小のものを次の中から選定いたします。~~ ~~ケーブルの太さ~~ ~~電　圧　別 ／ ケーブルの太さ（mm²）~~ ~~低　　圧 ／ 8　14　22　60　150　250~~ ~~高　　圧 ／ 22　38　60　100　150　200　250　325~~ ~~c　ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じて算定いたします。~~ ~~(ハ)　配電塔，高圧キャビネットおよび接続箱の使用~~ ~~a　高圧ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は，配電塔を使用することがあります。~~ ~~b　高圧で電気の供給を受けるお客さま等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合，もしくは，将来困難になることが予想される場合には，π引込用として高圧キャビネットを使用いたします。~~ ~~c　低圧ケーブルを分岐する場合は，接続箱を使用いたします。~~ ~~(4)　変電設備~~ ~~イ　結線法~~ ~~結線法は，次の結線を標準といたします。~~

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
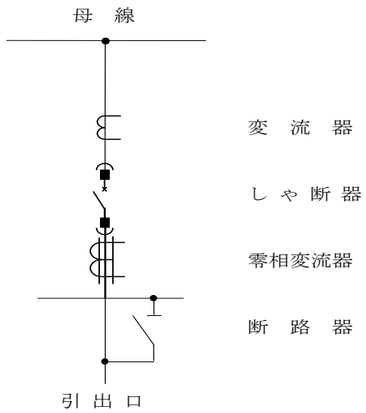 ~~ロ　しゃ断器~~ ~~(イ)　しゃ断器は，当社が通常使用しているもののうち，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，次の中から必要最小のものを選定いたします。~~ ~~し　や　断　器　容　量~~ ~~定格電圧（V）~~ ~~しゃ断器容量~~ ~~kA~~ ~~(MVA)~~ ~~3,600~~ ~~16.0~~ ~~(100)~~ ~~25.0~~ ~~(160)~~ ~~7,200~~ ~~12.5~~ ~~(160)~~ ~~20.0~~ ~~(250)~~ ~~(ロ)　将来の系統構成は，5年程度先を目標といたします。（断路器および変流器についても同様といたします。）~~ ~~ハ　断 路 器~~ ~~断路器は，当社が通常使用しているもののうち，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。~~ ~~ニ　変 流 器~~ ~~変流器は，当社が通常使用しているもののうち，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流および現に構成され，また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し，必要最小のものを使用いたします。~~ ~~ホ　配 電 盤~~ ~~配電盤には，原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ電力計，電圧計，無効電力計等を取り付けます。~~ ~~ヘ　保護継電装置~~	

特定小売供給約款 新旧比較表

特定小売供給約款 令和元年10月1日実施	特定小売供給約款　2023年4月1日実施
~~電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するために必要な保護継電装置を施設いたします。~~ ~~ト　変電設備の設計~~ ~~変電設備の形式，付属設備等は，その変電所において，他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。~~	

３　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第１から第８までにより作成した書類

様式第１（第３条、第４条、第５条、第34条、第37条関係）

第１表

営　業　費　総　括　表

（単位：千円）

項　目	金　額	備　考
役員給与	794,061	
給料手当	98,627,341	平均経費人員：5,184（人）
給料手当振替額（貸方）	-473,411	平均基準賃金：475,248(円/月)
退職給与金	15,170,566	
厚生費	19,556,732	
委託検針費	-	
委託集金費	-	
雑給	3,970,135	
燃料費	3,389,569,830	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	19,709,127	
廃棄物処理費	44,891,996	
特定放射性廃棄物処分費	5,053,177	
消耗品費	7,970,481	
修繕費	260,293,847	
水利使用料	8,022,984	
補償費	1,516,750	
賃借料	33,079,512	
委託費	95,969,064	
損害保険料	2,244,082	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	37,587	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	31,988,061	
普及開発関係費	7,725,589	
養成費	2,885,448	
研究費	10,256,423	
諸費	58,271,453 〈-〉 〈1,548,825〉	
貸倒損	2,570,359	
固定資産税	44,526,843	
雑税	7,355,879	
減価償却費	291,403,450	
固定資産除却費	33,546,478	
原子力発電施設解体費	21,757,431	
共有設備費等分担額	1,240,394	
共有設備費等分担額（貸方）	-52,312	
他社購入電源費	2,688,950,819 (665,709,048)	他社購入電力量：97,889(10^6kWh)
非化石証書購入費	15,988,737	
建設分担関連費振替額（貸方）	-884,334	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-295,377	
原子力廃止関連仮勘定償却費	7,324,347	
電源開発促進税	-	
事業税	55,353,821	
開発費	-	
開発費償却	-	
電力費振替勘定（貸方）	-361,320	
株式交付費	-	
株式交付費償却	-	
社債発行費	1,341,125	
社債発行費償却	-	
法人税等	28,922,985	
合　計	7,315,820,160	

原価算定期間を，2023年４月から2026年３月までの３年として算定した。

（記載注意）

1 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を，備考欄に記載すること。

2 他社購入電源費の購入電力量(10^6kWh)を，備考欄に記載すること。

3 諸費の上段〈　〉内には寄付金に係る費用を，下段〈　〉内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

4 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

［主な項目の内訳］

(1) 燃料費

（単位：千円）

項目		金額	備考
火力燃料費	石炭費	1,505,857,292	
	燃料油費	120,641,530	
	ガス費	1,736,473,653	
	その他	4,783,845	
	小計	3,367,756,320	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	6,901,083	
	濃縮関連費	－	
	小計	6,901,083	
新エネルギー等燃料費		14,912,427	
合計		3,389,569,830	
火力燃料重油換算消費量（10^3kl）		32,880	
火力燃料重油換算単価（円／kl）		102,426	
火力発電電力量（発電端10^6kWh）		161,334	
火力燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）		20.87	
原子力発電電力量（発電端10^6kWh）		12,119	
核燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）		0.57	
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）		－	
新エネルギー等燃料重油換算単価（円／kl）		－	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10^6kWh）		1,942	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価（発電端円／kWh）		7.68	

（参考）主要燃料消費数量、消費価格

項目		数量・価格	備考
消費数量	石炭（10^3t）	28,274	
	重油（10^3kl）	849	
	原油（10^3kl）	－	
	ＬＮＧ（10^3t）	10,654	
平均消費価格	石炭（円／t）	53,164	
	重油（円／kl）	142,098	
	原油（円／kl）	－	
	ＬＮＧ（円／t）	162,889	

(2) 修繕費

（単位：千円）

項目	金額	備考
普通修繕費	260,293,847	
取替修繕費	－	
合計	260,293,847	

(3) 減価償却費

（単位：千円）

項目	金額	備考
水力発電設備	25,569,433	
火力発電設備	123,881,727	
原子力発電設備	118,973,500	
新エネルギー等発電設備	2,353,430	
送電設備	－	
変電設備	－	
配電設備	－	
業務設備	20,625,360	
合計	291,403,450	

第３表

事　業　報　酬　総　括　表

（単位：千円）

項　目			金額（第4条第3項第1号関係）	金額（第4条第3項第2号関係）	金額（第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額）	備　考
レートベース	特定固定資産		8,110,518,922		3,443,183,520	
	建設中の資産		439,158,320		344,007,147	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定		129,276,407		129,276,407	
	核燃料資産		451,136,833		451,136,833	
	特定投資		126,783,007		126,691,995	
	運転資本	営業資本	676,147,340		583,913,806	
		貯蔵品	464,754,355		420,771,029	
		小　計	1,140,901,695		1,004,684,835	
	繰延償却資産		－		－	
（A）：レートベースの額の合計額			① 10,397,775,184	② 4,898,794,447	③ 5,498,980,737	
（B）：報　酬　率（％）			2.8	1.9	電気事業報酬額※	※（④-⑤）×（③/①-②）
（C）：（A）×（B）			④ 291,137,705	⑤ 93,077,094	198,060,611	

原価算定期間を，2023年４月から2026年３月までの３年として算定した。

（記載注意）

第４条第３項第２号関係の金額については，直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり，託送料金算定規則第５条第２項又は旧託送料金算定規則第５条第２項の規定により算定されたレートベースの額の合計額，報酬率及び電気事業報酬の額を，それぞれ（A），（B），（C）に記載すること。

第４表

控　除　収　益　総　括　表

（単位：千円）

項　目	金　額	備　考
他社販売電源料	2,132,008,692	他社販売電力量：　71,970（10^6kWh）
託送収益	－ (－)	
電気事業雑収益	31,564,622	
預金利息	4,118	
賠償負担金相当収益	5,859,782	
廃炉円滑化負担金相当収益	10,749,775	
合　計	2,180,186,989	

原価算定期間を，2023年４月から2026年３月までの３年として算定した。

（記載注意）

1 他社販売電源料の販売電力量（10^6kWh）を，備考欄に記載すること。

2 託送収益の（　）内には，電源線に係る収益を内数として記載すること。

様式第２（第３条，第４条，第５条関係）
第１表

営　業　費　明　細　表　　（単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	264,687	264,687	264,687	794,061	
給料手当	33,347,371	32,924,707	32,355,263	98,627,341	
給料手当振替額（貸方）	−160,067	−158,039	−155,305	−473,411	
退職給与金	2,871,934	6,917,590	5,381,042	15,170,566	
厚生費	6,605,577	6,527,773	6,423,382	19,556,732	
委託検針費	−	−	−	−	
委託集金費	−	−	−	−	
雑給	1,325,423	1,323,453	1,321,259	3,970,135	
燃料費	1,196,119,003	1,070,644,230	1,122,806,597	3,389,569,830	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	1,418,301	10,497,339	7,793,487	19,709,127	
廃棄物処理費	14,495,402	15,707,828	14,688,766	44,891,996	
特定放射性廃棄物処分費	−	2,732,986	2,320,191	5,053,177	
消耗品費	2,692,414	2,785,211	2,492,856	7,970,481	
修繕費	83,434,501	89,765,879	87,093,467	260,293,847	
水利使用料	2,674,328	2,674,328	2,674,328	8,022,984	
補償費	529,354	575,184	412,212	1,516,750	
賃借料	10,735,678	11,080,198	11,263,636	33,079,512	
委託費	35,612,865	30,401,930	29,954,269	95,969,064	
損害保険料	738,563	740,060	765,459	2,244,082	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	12,529	12,529	12,529	37,587	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	10,662,687	10,662,687	10,662,687	31,988,061	
普及開発関係費	3,141,655	2,226,967	2,356,967	7,725,589	
養成費	959,996	957,055	968,397	2,885,448	
研究費	3,426,061	3,507,299	3,323,063	10,256,423	
諸費	20,215,778 <−> 〈516,275〉	19,127,919 <−> 〈516,275〉	18,927,756 <−> 〈516,275〉	58,271,453 <−> 〈1,548,825〉	
貸倒損	1,062,881	752,516	754,962	2,570,359	
固定資産税	12,110,633	14,985,471	17,430,739	44,526,843	
雑税	2,112,301	2,817,247	2,426,331	7,355,879	
減価償却費	83,371,152	104,462,161	103,570,137	291,403,450	
固定資産除却費	12,834,230	11,127,285	9,584,963	33,546,478	
原子力発電施設解体費	7,252,477	7,252,477	7,252,477	21,757,431	
共有設備費等分担額	442,682	423,177	374,535	1,240,394	
共有設備費等分担額（貸方）	−19,025	−14,768	−18,519	−52,312	
他社購入電源費	945,414,403 (235,374,356)	874,918,519 (217,350,794)	868,617,897 (212,983,898)	2,688,950,819 (665,709,048)	
非化石証書購入費	4,147,495	5,342,756	6,498,486	15,988,737	
建設分担関連費振替額（貸方）	−592,392	−187,158	−104,784	−884,334	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	−98,459	−98,459	−98,459	−295,377	
原子力廃止関連仮勘定償却費	2,441,449	2,441,449	2,441,449	7,324,347	
電源開発促進税				−	
事業税	18,900,455	18,023,689	18,429,677	55,353,821	
開発費	−	−	−	−	
開発費償却	−	−	−	−	
電力費振替勘定（貸方）	−120,440	−120,440	−120,440	−361,320	
株式交付費	−	−	−	−	
株式交付費償却	−	−	−	−	
社債発行費	551,147	275,574	514,404	1,341,125	
社債発行費償却	−	−	−	−	
法人税等	9,640,995	9,640,995	9,640,995	28,922,985	
合　　計	2,530,576,024	2,373,942,291	2,411,301,845	7,315,820,160	

原価算定期間を，2023年４月から2026年３月までの３年として算定した。

（記載注意）

１　原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお，原価算定期間の始期を10月１日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。

２　諸費の上段〈　〉内には寄付金に係る費用を，下段〈　〉内には団体費に係る費用を内数として記載すること。

３　他社購入電源費の（　）内には，新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

（１）第３条第２項第１号関係

〔役員給与，給料手当，給料手当振替額（貸方），退職給与金，厚生費，委託検針費，委託集金費及び雑給〕　（単位：千円）

項　目		2021年度（実績）	2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与		464,560	426,786	264,687	264,687	264,687	794,061	
給料手当	基準賃金	30,095,916	29,860,853	29,848,661	29,603,052	29,240,877	88,692,590	
	基準外賃金	4,539,937	4,473,169	4,451,962	4,387,411	4,301,948	13,141,321	
	諸給与金	12,278,120	12,154,407	2,529,102	2,518,532	2,498,180	7,545,814	
	控除口（貸方）	-2,489,891	-2,737,426	-3,482,354	-3,584,288	-3,685,742	-10,752,384	
	小　計	44,424,082	43,751,003	33,347,371	32,924,707	32,355,263	98,627,341	
給料手当振替額（貸方）		-190,755	-210,005	-160,067	-158,039	-155,305	-473,411	
退職給与金	引当金増加額	-7,324,070	-6,998,574	-5,386,954	296,275	-960,485	-6,051,164	
	実払額	4,589,109	3,981,737	4,651,952	5,092,379	4,862,591	14,606,922	
	年金保険料	4,241,392	3,643,936	3,606,936	1,528,936	1,478,936	6,614,808	
	小　計	1,506,432	627,099	2,871,934	6,917,590	5,381,042	15,170,566	
厚生費	法定厚生費	7,121,871	6,873,153	5,094,828	5,030,293	4,944,942	15,070,063	
	一般厚生費	1,651,858	1,513,634	1,510,749	1,497,480	1,478,440	4,486,669	
	小　計	8,773,729	8,386,787	6,605,577	6,527,773	6,423,382	19,556,732	
委託検針費		－	－	－	－	－	－	
委託集金費		－	－	－	－	－	－	
雑給		2,078,856	2,104,631	1,325,423	1,323,453	1,321,259	3,970,135	
合　計		57,056,904	55,086,301	44,254,925	47,800,171	45,590,328	137,645,424	
平均経費人員（人）		5,295	5,247	5,237	5,191	5,125	5,184	
平均基準賃金（円／月）		473,653	474,253	474,964	475,230	475,461	475,248	

（２）第３条第２項第２号関係

〔燃料費〕

（単位：千円）

項　目		2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計			備考
		消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	消費量	単価	金額	
		10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^3Nm^3）	千円	10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^3Nm^3）	千円	10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^3Nm^3）	千円	10^3kl（10^3t，10^6Nm^3）	円／kl（円／t，円／10^3Nm^3）	千円	
火力燃料費	火力発電電力量（発電端10^6kWh）	56,240	－	－	51,876	－	－	53,218	－	－	161,334	－	－	
	火力燃料重油換算消費量（発電端10^3kl）	11,523	－	－	10,629	－	－	10,728	－	－	32,880	－	－	石炭費の消費量は，石炭換算値とする。
	石炭費（10^3t，円／t）	9,750	53,328	519,944,509	9,500	53,025	503,738,986	9,096	53,009	482,173,797	28,346	53,124	1,505,857,292	
	燃料油費（10^3kl，円／kl）	700	142,404	99,682,818	149	140,662	20,958,712	－	－	－	849	142,098	120,641,530	
	ガス費（10^3t，円／t）	3,526	161,360	568,956,314	3,385	158,283	535,787,548	3,762	167,924	631,729,791	10,673	162,698	1,736,473,653	燃料油費の消費量は，重油換算値とする。
	歴青質混合物質	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	助燃費（10^3kl，円／kl）	9	121,469	1,093,220	8	141,066	1,128,525	7	139,142	973,996	24	133,156	3,195,741	
	蒸気料	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	運炭費（円／t）	－	－	524,358	－	－	532,326	－	－	531,420	－	－	1,588,104	ガス費の消費量は，LNG換算値とする。
	小　計（重油換算）	11,523	103,289	1,190,201,219	10,629	99,929	1,062,146,097	10,728	103,972	1,115,409,004	32,880	102,426	3,367,756,320	助燃費の消費量は，重油換算値とする。
核燃料費	原子力発電電力量（発電端10^6kWh）	253	－	－	7,099	－	－	4,767	－	－	12,119	－	－	
	核燃料減損額	－	－	129,752	－	－	3,638,589	－	－	2,461,453	－	－	6,229,794	
	核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））	－	－	515,200	－	－	－	－	－	156,089	－	－	671,289	
	濃縮関連費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	小　計	253	－	644,952	7,099	－	3,638,589	4,767	－	2,617,542	－	－	6,901,083	
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発電端10^6kWh）	669	－	－	655	－	－	618	－	－	1,942	－	－	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量（10^3kl）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	バイオマス燃料費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	廃棄物燃料費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	助燃費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	蒸気料	－	－	5,272,832	－	－	4,859,544	－	－	4,780,051	－	－	14,912,427	
	運搬費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	小　計（重油換算）	－	－	5,272,832	－	－	4,859,544	－	－	4,780,051	－	－	14,912,427	
合　計		－	－	1,196,119,003	－	－	1,070,644,230	－	－	1,122,806,597	－	－	3,389,569,830	

（３）第３条第２項第３号関係

〔使用済燃料再処理等拠出金発電費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績		2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
使用済燃料再処理等拠出金発電費	－	－	－	1,418,301	10,497,339	7,793,487	19,709,127	2020年4月の法的分離を踏まえ，至近実績については2020年度以降を記載している。

〔廃棄物処理費〕

（単位：千円）

項　目		至近実績		2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
		2020年度	2021年度						
火力廃棄物処理費		10,192,634	10,766,157	12,121,086	12,703,828	12,837,495	12,363,278	37,904,601	同上
原子力廃棄物処理費	放射性廃棄物処理費	1,826,262	1,784,638	2,564,664	1,787,829	2,841,830	2,304,124	6,933,783	
	雑廃棄物処理費	416	2,117	1,190	3,745	28,503	21,364	53,612	
新エネルギー等廃棄物処理費		－	－	－	－	－	－	－	
合　計		12,019,312	12,552,913	14,686,940	14,495,402	15,707,828	14,688,766	44,891,996	

〔特定放射性廃棄物処分費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績		2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金（各年の発電対応分）	－	－	－	－	2,732,986	2,320,191	5,053,177	同上
合　計	－	－	－	－	2,732,986	2,320,191	5,053,177	

〔消耗品費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
潤滑油脂費	166,515	146,493	156,504	204,396	269,819	238,058	310,479	818,356	2020年4月の法的分離を踏まえ，至近実績については2020年度以降を記載している。
雑消耗品費	2,543,374	2,022,587	2,282,981	2,299,542	2,422,595	2,547,153	2,182,377	7,152,125	
合　計	2,709,890	2,169,081	2,439,486	2,503,938	2,692,414	2,785,211	2,492,856	7,970,481	

〔補償費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
定期的補償費	410,127	411,599	410,863	456,794	490,435	444,269	393,571	1,328,275	同上
臨時的補償費	146,960	233,384	190,172	44,061	36,548	128,544	16,270	181,362	
損害賠償費	695	2,934	1,815	1,950	2,371	2,371	2,371	7,113	
合　計	557,783	647,918	602,851	502,805	529,354	575,184	412,212	1,516,750	

〔賃借料〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
借地借家料	6,420,806	6,508,382	6,464,594	6,660,498	6,526,709	6,523,793	6,523,455	19,573,957	同上
道路占用料	13,628	14,369	13,999	14,512	14,834	14,834	14,834	44,502	
水面使用料	72,610	72,693	72,652	74,266	74,275	74,266	74,266	222,807	
線路使用料	3,658,075	3,666,718	3,662,397	3,578,731	3,482,911	3,837,979	4,048,302	11,369,192	
設備賃借料	27,780	27,838	27,809	27,856	27,856	27,856	27,856	83,568	
電柱敷地料	－	－	－	－	－	－	－	－	
線下補償料	－	－	－	－	－	－	－	－	
機械賃借料	1,550,801	1,723,802	1,637,302	2,060,083	124,299	117,239	91,675	333,213	
雑賃借料	783,995	558,065	671,030	485,400	484,794	484,231	483,248	1,452,273	
合　計	12,527,697	12,571,869	12,549,783	12,901,346	10,735,678	11,080,198	11,263,636	33,079,512	

〔委託費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
委託運転費	519,743	522,882	521,313	546,807	559,008	557,892	560,235	1,677,135	同上
雑委託費	39,035,204	36,489,627	37,762,416	37,589,041	35,053,857	29,844,038	29,394,034	94,291,929	
合　計	39,554,947	37,012,510	38,283,729	38,135,848	35,612,865	30,401,930	29,954,269	95,969,064	

〔損害保険料〕

（単位：千円）

項　目		至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
		2020年度	2021年度	平均						
水力関係		30,126	33,082	31,604	33,099	35,763	35,763	35,764	107,290	2020年4月の法的分離を踏まえ，至近実績については2020年度以降を記載している。
火力関係		67,993	77,443	72,718	76,159	82,290	82,289	82,289	246,868	
原子力関係	法定保険料	597,521	598,131	597,826	600,146	599,443	600,940	626,339	1,826,722	
	その他保険料	－	－	－	－	－	－	－	－	
新エネルギー等関係		5,556	6,367	5,962	6,244	6,747	6,747	6,747	20,241	
その他		12,218	12,977	12,598	13,942	14,320	14,321	14,320	42,961	
合　計		713,416	728,001	720,709	729,590	738,563	740,060	765,459	2,244,082	

〔原子力損害賠償資金補助法一般負担金〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	11,275	12,043	11,659	12,529	12,529	12,529	12,529	37,587	同上

〔原賠・廃炉等支援機構一般負担金〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	11,758,043	10,662,687	11,210,365	10,662,687	10,662,687	10,662,687	10,662,687	31,988,061	同上

〔普及開発関係費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
販売関係普及開発関係費	3,818,058	5,302,921	4,560,490	4,754,806	1,400,214	505,000	505,000	2,410,214	同上
一般普及開発関係費	1,923,659	1,635,162	1,779,411	1,806,077	1,741,441	1,721,967	1,851,967	5,315,375	
合　計	5,741,718	6,938,083	6,339,901	6,560,883	3,141,655	2,226,967	2,356,967	7,725,589	

〔養成費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績		2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
研修施設運営費	152,380	158,329	149,625	154,753	154,753	154,753	464,259	同上
その他養成費	249,009	343,020	605,687	805,243	802,302	813,644	2,421,189	
合　計	401,389	501,349	755,312	959,996	957,055	968,397	2,885,448	

〔研究費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
社内研究費	387,062	292,124	339,593	239,955	313,108	325,730	283,231	922,069	同上
委託研究費	3,387,617	3,035,003	3,211,310	3,735,364	3,112,953	3,181,569	3,039,832	9,334,354	
合　計	3,774,679	3,327,128	3,550,904	3,975,319	3,426,061	3,507,299	3,323,063	10,256,423	

〔諸費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
通信運搬費	4,875,296	4,282,125	4,578,711	4,174,254	4,206,424	3,465,449	3,467,496	11,139,369	2020年4月の法的分離を踏まえ，至近実績については2020年度以降を記載している。
旅費	1,148,726	1,130,721	1,139,724	1,239,531	1,362,184	1,375,444	1,349,309	4,086,937	
寄付金	1,034,067	29,323	531,695	42,090	－	－	－	－	
団体費	1,355,353	1,195,387	1,275,370	1,106,157	516,275	516,275	516,275	1,548,825	
その他諸費	10,188,036	12,909,083	11,548,560	14,664,548	14,130,895	13,770,751	13,594,676	41,496,322	
合　計	18,601,479	19,546,640	19,074,060	21,226,580	20,215,778	19,127,919	18,927,756	58,271,453	

〔貸倒損〕

（単位：千円）

項　目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
貸倒損引当額	272,703	−50,257	111,223	70,407	310,293	－	1,311	311,604	同上
貸倒損発生額	439,919	391,699	415,809	538,196	752,588	752,516	753,651	2,258,755	
合　計	712,623	341,441	527,032	608,603	1,062,881	752,516	754,962	2,570,359	

〔固定資産除却費〕

（単位：千円）

項　目		至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
		2020年度	2021年度	平均						
水力発電設備	除却損	979,109	548,272	763,691	468,627	936,243	723,233	458,765	2,118,241	同上
	除却費用	889,900	1,442,834	1,166,367	1,082,236	2,751,952	2,096,231	1,456,388	6,304,571	
火力発電設備	除却損	1,092,418	697,545	894,982	2,897,044	1,086,919	452,549	355,896	1,895,364	
	除却費用	6,671,117	3,331,977	5,001,547	3,548,878	3,153,712	6,160,663	3,702,249	13,016,624	
原子力発電設備	除却損	378,278	678,778	528,528	1,487,552	1,092,563	358,404	1,196,311	2,647,278	
	除却費用	686,607	557,837	622,222	1,662,249	3,486,207	715,144	1,585,678	5,787,029	
新エネルギー等発電設備	除却損	19,098	6,252	12,675	95,399	77,339	64,198	117,052	258,589	
	除却費用	22,477	72,102	47,290	138,855	79,857	386,631	425,946	892,434	
送電設備	除却損	－	－	－	－	－	－	－	－	
	除却費用	－	－	－	－	－	－	－	－	
変電設備	除却損	－	－	－	－	－	－	－	－	
	除却費用	－	－	－	－	－	－	－	－	
配電設備	除却損	－	－	－	－	－	－	－	－	
	除却費用	－	－	－	－	－	－	－	－	
業務設備	除却損	207,247	232,822	220,035	242,250	141,445	145,792	170,172	457,409	
	除却費用	37,630	35,664	36,647	6,588	27,993	24,440	116,506	168,939	
合　計	除却損	2,676,152	2,163,670	2,419,911	5,190,872	3,334,509	1,744,176	2,298,196	7,376,881	
	除却費用	8,307,733	5,440,415	6,874,074	6,438,806	9,499,721	9,383,109	7,286,767	26,169,597	

〔原子力発電施設解体費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績		2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
解体費	434,516	1,544,075	958,493	1,885,919	535,733	892,397	3,314,049	同上
資産除去債務計上	7,593,615	7,813,476	7,252,477	7,252,477	7,252,477	7,252,477	21,757,431	原子力発電施設解体引当金に関する省令に係るものに限る。
資産除去債務取崩し（貸方）	−434,516	−1,544,075	−958,493	−1,885,919	−535,733	−892,397	−3,314,049	
合　計	7,593,615	7,813,476	7,252,477	7,252,477	7,252,477	7,252,477	21,757,431	

〔共有設備費等分担額，共有設備費等分担額（貸方）〕

（単位：千円）

項　目		至近実績		2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
		2020年度	2021年度						
共有設備費等分担額	水力発電設備	384,416	439,660	450,073	426,041	407,270	360,456	1,193,767	2020年4月の法的分離を踏まえ，至近実績については2020年度以降を記載している。
	火力発電設備	1,360	3,699	2,764	2,616	2,501	2,214	7,331	
	原子力発電設備	－	－	－	－	－	－	－	
	新エネルギー等発電設備	11,318	15,809	14,815	14,025	13,406	11,865	39,296	
	小計	397,096	459,168	467,652	442,682	423,177	374,535	1,240,394	
共有設備費等分担額（貸方）	原子力発電設備	−31,785	−20,738	−8,612	−19,025	−14,768	−18,519	−52,312	
合　計		365,311	438,430	459,040	423,657	408,409	356,016	1,188,082	

（記載注意）

（何）の欄には，共有設備について種類別に整理すること。

〔開発費，開発費償却〕

（単位：千円）

項　目	至近実績		2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
開発費	－	－	－	－	－	－	－	同上
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	
合　計	－	－	－	－	－	－	－	

〔電力費振替勘定（貸方）〕

（単位：千円）

項　目	至近実績		2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
建設工事用	−151,557	−225,206	−41,074	−40,680	−40,680	−40,680	−122,040	同上
附帯事業用	−83,489	−88,881	−87,232	−79,760	−79,760	−79,760	−239,280	
合　計	−235,047	−314,087	−128,306	−120,440	−120,440	−120,440	−361,320	

〔株式交付費，社債発行費〕

（単位：千円）

項　目	至近実績		2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度						
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	同上
社債発行費	534,119	429,721	1,872,792	551,147	275,574	514,404	1,341,125	
合　計	534,119	429,721	1,872,792	551,147	275,574	514,404	1,341,125	

（４）第３条第２項第４号関係

〔修繕費〕

（単位：千円）

項　目		至近実績						2021年度	2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計		備考
		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	平均修繕費率（%）							平均修繕費率（%）	
水力発電設備	平均帳簿原価	565,016,567	578,228,715	589,655,093	599,204,600	574,232,827		580,698,710	588,718,337	598,234,857	610,381,270	629,500,542	1,838,116,669		2019年度以前の実績は，一般送配電事業者に係る額を除く。
	普通修繕費	11,424,312	11,814,244	9,839,838	10,807,049	8,862,231	1.81%	10,076,268	13,858,364	14,754,972	14,291,255	14,336,640	43,382,867	2.36%	
火力発電設備	平均帳簿原価	1,775,569,829	1,795,118,781	1,770,593,354	1,773,199,363	1,818,219,650		1,831,775,180	1,852,683,241	1,911,398,189	1,873,797,717	1,869,461,833	5,654,657,739		2019年度～2022年度には災害特別損失として計上した修繕費を含む。
	普通修繕費	45,961,824	45,020,278	38,019,537	31,180,952	38,873,189	2.23%	32,026,526	37,160,749	38,349,718	39,093,085	42,051,740	119,494,543	2.11%	
原子力発電設備	平均帳簿原価	1,374,494,948	1,387,618,234	1,404,774,610	1,414,222,777	1,423,826,648		1,429,718,611	1,422,429,056	1,575,111,282	1,975,814,549	1,990,166,033	5,541,091,864		平均帳簿原価は，資産除去債務除き。
	普通修繕費	12,788,452	16,767,147	14,919,631	18,829,828	15,376,185	1.12%	13,913,693	17,294,883	27,929,861	33,512,870	28,316,601	89,759,332	1.62%	
新エネルギー等発電設備	平均帳簿原価	65,370,578	65,513,419	65,804,994	65,984,396	66,078,090		65,862,657	61,776,165	57,685,300	58,484,993	60,455,455	176,625,748		
	普通修繕費	1,022,876	1,862,738	969,829	966,676	805,454	1.71%	1,599,481	841,526	1,532,377	1,976,659	1,387,069	4,896,105	2.77%	
送電設備	平均帳簿原価	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－		
	普通修繕費	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	－	
変電設備	平均帳簿原価	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－		
	普通修繕費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
配電設備	平均帳簿原価	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	－		
	普通修繕費	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－	
業務設備	平均帳簿原価	117,050,719	117,126,225	109,904,002	94,777,164	74,353,103		78,728,672	76,399,911	73,977,154	78,238,567	82,002,296	234,218,017		
	普通修繕費	2,098,738 (－)	2,040,187 (－)	1,794,528 (－)	1,964,353 (－)	2,288,538 (－)	1.98%	2,365,255 (－)	2,597,438 (－)	867,573 (－)	892,010 (－)	1,001,417 (－)	2,761,000 (－)	1.18%	
合　計	平均帳簿原価	3,897,502,644	3,943,605,376	3,940,732,055	3,947,388,302	3,956,710,320		3,986,783,831	4,002,006,710	4,216,406,782	4,596,717,096	4,631,586,159	13,444,710,037		
	普通修繕費	73,296,204	77,504,596	65,543,366	63,748,860	66,205,599	1.76%	59,981,226	71,752,960	83,434,501	89,765,879	87,093,467	260,293,847	1.94%	

（記載注意）

送電設備，配電設備及び業務設備の普通修繕費の（　）内には，取替修繕費を内数として記載すること。

（５）第３条第２項第５号関係

〔水利使用料〕 （単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	2,674,328	2,674,328	2,674,328	8,022,984	

（６）第３条第２項第６号関係

〔減価償却費〕 （単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	普通償却費	7,596,742	8,648,009	9,324,682	25,569,433	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	－	－	－	－	
火力発電設備	普通償却費	44,490,601	39,917,087	39,474,039	123,881,727	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	－	－	－	－	
原子力発電設備	普通償却費	23,539,540	47,766,521	47,667,439	118,973,500	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	－	－	－	－	
新エネルギー等発電設備	普通償却費	620,622	797,754	935,054	2,353,430	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	－	－	－	－	
送電設備	普通償却費	－	－	－	－	
	特別償却費	－	－	－	－	
変電設備	普通償却費	－	－	－	－	
	特別償却費	－	－	－	－	
配電設備	普通償却費	－	－	－	－	
	特別償却費	－	－	－	－	
業務設備	普通償却費	7,123,647	7,332,790	6,168,923	20,625,360	
	特別償却費	－	－	－	－	
合　計	普通償却費	83,371,152	104,462,161	103,570,137	291,403,450	
	特別償却費	－	－	－	－	
	試運転償却費	－	－	－	－	

（７）第３条第２項第７号関係

〔固定資産税，雑税，電源開発促進税及び事業税〕 （単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	12,110,633	14,985,471	17,430,739	44,526,843	
雑税	2,112,301	2,817,247	2,426,331	7,355,879	
電源開発促進税	－	－	－	－	
事業税	18,900,455	18,023,689	18,429,677	55,353,821	
合　計	33,123,389	35,826,407	38,286,747	107,236,543	

（８）第３条第２項第８号関係

〔他社購入電源費，非化石証書購入費〕

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社購入電力料	他社購入電源費	料金計	945,414,403 (235,374,356)	874,918,519 (217,350,794)	868,617,897 (212,983,898)	2,688,950,819 (665,709,048)	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量（10^6kWh）		33,742	32,369	31,778	97,889	
	非化石証書購入費	料金計	4,147,495	5,342,756	6,498,486	15,988,737	
	非化石証書購入費に係る電力量（10^6kWh）		5,675	7,212	8,919	21,806	

（記載注意）

他社購入電源費の（　）内には，新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

（９）第３条第２項第９号関係

〔建設分担関連費振替額（貸方），附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）〕

（単位：千円）

項　目		至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
		2020年度	2021年度	平均振替率（%）						
建設分担関連費振替額（貸方）	総工事資金	52,051,456	79,351,033	0.40%	144,766,903	148,098,181	46,789,491	26,196,099	221,083,771	2020年4月の法的分離を踏まえ，至近実績については2020年度以降を記載している。
	振替額	−208,206	−317,423		−580,200	−592,392	−187,158	−104,784	−884,334	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	附帯事業営業費用	10,913,465	15,345,934	0.63%	30,468,767	17,569,836	17,569,836	17,569,836	52,709,508	
	振替額	−78,559	−83,779		−72,661	−98,459	−98,459	−98,459	−295,377	

(10) 第３条第２項第10号関係

〔株式交付費償却，社債発行費償却〕

（単位：千円）

項　目	対象交付(発行)費用	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費償却	−	−	−	−	−	
社債発行費償却	−	−	−	−	−	
合　計	−	−	−	−	−	

(11) 第３条第２項第11号関係

〔法人税等〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
法人税等	法人税	8,862,003	8,862,003	8,862,003	26,586,009	
	法人税割	778,992	778,992	778,992	2,336,976	
合　計		9,640,995	9,640,995	9,640,995	28,922,985	

第２表

事業報酬明細表
（第４条第２項第１号，同条第３項第１号関係）　（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
電気事業報酬	特定固定資産		2,485,472,558	2,833,145,173	2,791,901,191	8,110,518,922	
	建設中の資産		234,938,896	93,105,092	111,114,332	439,158,320	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定		37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	
	核燃料資産		149,386,827	149,647,913	152,102,093	451,136,833	
	特定投資		42,261,002	42,261,002	42,261,003	126,783,007	
	運転資本	営業資本	239,707,645	213,365,580	223,074,115	676,147,340	
		貯蔵品	163,370,716	147,362,830	154,020,809	464,754,355	
		小　計	403,078,361	360,728,410	377,094,924	1,140,901,695	
	繰延償却資産		－	－	－	－	
	合　計		3,353,064,701	3,521,696,370	3,523,014,113	10,397,775,184	
	報酬率（％）		2.8	2.8	2.8	2.8	
	電気事業報酬額		93,885,812	98,607,498	98,644,395	291,137,705	

第４表

事業報酬明細表
（第４条第３項第３号のうち事業者のレートベースの額）　（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
電気事業報酬	特定固定資産		929,694,091	1,277,366,706	1,236,122,723	3,443,183,520	
	建設中の資産		203,221,838	61,388,034	79,397,275	344,007,147	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定		37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	
	核燃料資産		149,386,827	149,647,913	152,102,093	451,136,833	
	特定投資		42,230,665	42,230,665	42,230,665	126,691,995	
	運転資本	営業資本	208,963,134	182,621,069	192,329,603	583,913,806	
		貯蔵品	148,709,608	132,701,722	139,359,699	420,771,029	
		小　計	357,672,742	315,322,791	331,689,302	1,004,684,835	
	繰延償却資産		－	－	－	－	
	合　計		1,720,133,220	1,888,764,889	1,890,082,628	5,498,980,737	

《項目別明細表》

（１）第４条第４項関係（同条第３項第１号関係）

〔特定固定資産〕

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	593,734,251	603,794,746	617,242,260	1,814,771,257	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については，別紙に記載している。
		工事費負担金等	26,630,171	26,693,065	26,766,740	80,089,976	
		減価償却累計額	400,811,712	404,383,363	409,910,470	1,215,105,545	
		差引帳簿価額	166,292,368	172,718,318	180,565,050	519,575,736	
	期中増減額	帳簿原価増加額	15,041,795	17,329,121	25,758,269	58,129,185	
		工事費負担金等増加額	112,077	112,077	112,077	336,231	
		減価償却累計額増加額	7,574,064	8,647,103	9,345,192	25,566,359	
		帳簿原価減少額	4,981,300	3,881,607	2,462,284	11,325,191	
		工事費負担金等減少額	49,183	38,402	24,360	111,945	
		減価償却累計額減少額	4,002,413	3,119,996	1,979,159	9,101,568	
	期末残高	帳簿原価	603,794,746	617,242,260	640,538,245	1,861,575,251	
		工事費負担金等	26,693,065	26,766,740	26,854,457	80,314,262	
		減価償却累計額	404,383,363	409,910,470	417,276,503	1,231,570,336	
		差引帳簿価額	172,718,318	180,565,050	196,407,285	549,690,653	
	平均帳簿価額		168,856,748	175,985,980	188,187,102	533,029,830	
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,900,309,604	1,918,941,267	1,862,310,181	5,681,561,052	
		工事費負担金等	9,416,413	9,505,169	9,593,418	28,515,000	
		減価償却累計額	1,475,959,727	1,516,872,311	1,484,758,911	4,477,590,949	
		差引帳簿価額	414,933,464	392,563,787	367,957,852	1,175,455,103	
	期中増減額	帳簿原価増加額	22,595,912	19,190,603	27,319,833	69,106,348	
		工事費負担金等増加額	91,106	91,106	91,106	273,318	
		減価償却累計額増加額	44,498,686	39,961,924	39,572,610	124,033,220	
		帳簿原価減少額	3,964,249	75,821,689	4,118,322	83,904,260	
		工事費負担金等減少額	2,350	2,857	3,452	8,659	
		減価償却累計額減少額	3,586,102	72,075,324	3,758,974	79,420,400	
	期末残高	帳簿原価	1,918,941,267	1,862,310,181	1,885,511,692	5,666,763,140	
		工事費負担金等	9,505,169	9,593,418	9,681,072	28,779,659	
		減価償却累計額	1,516,872,311	1,484,758,911	1,520,572,547	4,522,203,769	
		差引帳簿価額	392,563,787	367,957,852	355,258,073	1,115,779,712	
	平均帳簿価額		405,159,411	380,418,847	356,374,162	1,141,952,420	
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,433,457,795	1,825,825,754	1,982,189,584	5,241,473,133	
		工事費負担金等	966,503	966,432	966,396	2,899,331	
		減価償却累計額	1,259,421,475	1,277,625,067	1,322,119,904	3,859,166,446	
		差引帳簿価額	173,069,817	547,234,255	659,103,284	1,379,407,356	
	期中増減額	帳簿原価増加額	397,114,670	158,762,951	33,762,839	589,640,460	
		工事費負担金等増加額	－	－	－	－	
		減価償却累計額増加額	22,241,122	46,535,518	46,365,031	115,141,671	
		帳簿原価減少額	4,746,711	2,399,121	8,007,986	15,153,818	
		工事費負担金等減少額	71	36	120	227	
		減価償却累計額減少額	4,037,530	2,040,681	6,811,555	12,889,766	
	期末残高	帳簿原価	1,825,825,754	1,982,189,584	2,007,944,437	5,815,959,775	
		工事費負担金等	966,432	966,396	966,276	2,899,104	
		減価償却累計額	1,277,625,067	1,322,119,904	1,361,673,380	3,961,418,351	
		差引帳簿価額	547,234,255	659,103,284	645,304,781	1,851,642,320	
	平均帳簿価額		307,345,173	673,428,447	644,671,953	1,625,445,573	

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	58,146,428	57,224,172	59,745,812	175,116,412	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については，別紙に記載している。
		工事費負担金等	4,738,267	4,527,333	4,493,287	13,758,887	
		減価償却累計額	43,887,258	43,041,636	43,604,611	130,533,505	
		差引帳簿価額	9,520,903	9,655,203	11,647,914	30,824,020	
	期中増減額	帳簿原価増加額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
		工事費負担金等増加額	147	147	147	441	
		減価償却累計額増加額	620,385	800,450	942,302	2,363,137	
		帳簿原価減少額	1,754,427	284,196	82,233	2,120,856	
		工事費負担金等減少額	211,081	34,193	9,894	255,168	
		減価償却累計額減少額	1,466,007	237,475	68,714	1,772,196	
	期末残高	帳簿原価	57,224,172	59,745,812	61,165,097	178,135,081	
		工事費負担金等	4,527,333	4,493,287	4,483,540	13,504,160	
		減価償却累計額	43,041,636	43,604,611	44,478,199	131,124,446	
		差引帳簿価額	9,655,203	11,647,914	12,203,358	33,506,475	
	平均帳簿価額		9,591,710	10,628,539	11,833,877	32,054,126	
業務設備	期首残高	帳簿原価	70,373,853	76,141,606	80,335,527	226,850,986	
		工事費負担金等	83,900	67,026	49,633	200,559	
		減価償却累計額	32,285,254	38,172,414	44,226,292	114,683,960	
		差引帳簿価額	38,004,699	37,902,166	36,059,602	111,966,467	
	期中増減額	帳簿原価増加額	6,240,547	4,681,245	3,542,353	14,464,145	
		工事費負担金等増加額	－	－	－	－	
		減価償却累計額増加額	6,201,635	6,378,017	5,278,428	17,858,080	
		帳簿原価減少額	472,794	487,324	568,817	1,528,935	
		工事費負担金等減少額	16,874	17,393	20,302	54,569	
		減価償却累計額減少額	314,475	324,139	378,343	1,016,957	
	期末残高	帳簿原価	76,141,606	80,335,527	83,309,063	239,786,196	
		工事費負担金等	67,026	49,633	29,331	145,990	
		減価償却累計額	38,172,414	44,226,292	49,126,377	131,525,083	
		差引帳簿価額	37,902,166	36,059,602	34,153,355	108,115,123	
	平均帳簿価額		38,741,049	36,904,893	35,055,629	110,701,571	
レートベース			929,694,091	1,277,366,706	1,236,122,723	3,443,183,520	

〔建設中の資産〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	4,690,661	5,971,044	7,312,237	17,973,942	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については，別紙に記載している。
	期中増加額	16,318,908	18,670,314	25,005,108	59,994,330	
	期中減少額	15,038,525	17,329,121	25,758,269	58,125,915	
	期末帳簿価額	5,971,044	7,312,237	6,559,076	19,842,357	
	平均帳簿価額	5,980,583	7,531,950	8,932,601	22,445,134	
火力発電設備	期首帳簿価額	2,408,786	2,138,637	2,257,137	6,804,560	
	期中増加額	22,325,763	19,309,103	27,200,833	68,835,699	
	期中減少額	22,595,912	19,190,603	27,320,833	69,107,348	
	期末帳簿価額	2,138,637	2,257,137	2,137,137	6,532,911	
	平均帳簿価額	5,289,722	4,389,307	8,230,422	17,909,451	
原子力発電設備	期首帳簿価額	421,470,488	205,294,807	112,976,823	739,742,118	
	期中増加額	187,533,187	64,484,446	54,395,314	306,412,947	
	期中減少額	403,708,868	156,802,430	32,753,982	593,265,280	
	期末帳簿価額	205,294,807	112,976,823	134,618,155	452,889,785	
	平均帳簿価額	392,932,378	107,623,408	136,661,349	637,217,135	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	期中増加額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
	期中減少額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	72,535	－	72,535	
業務設備	期首帳簿価額	1,107,963	2,975,512	3,211,232	7,294,707	
	期中増加額	8,108,096	4,916,965	6,875,833	19,900,894	
	期中減少額	6,240,547	4,681,245	3,542,353	14,464,145	
	期末帳簿価額	2,975,512	3,211,232	6,544,712	12,731,456	
	平均帳簿価額	2,240,993	3,158,868	4,970,178	10,370,039	
レートベース		203,221,838	61,388,034	79,397,275	344,007,147	

〔使用済燃料再処理関連加工仮勘定〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	期首帳簿価額	35,543,622	40,310,492	45,307,068	121,161,182	
	期中増加額	4,766,870	4,996,576	6,467,004	16,230,450	
	期末帳簿価額	40,310,492	45,307,068	51,774,072	137,391,632	
	平均帳簿価額	37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	
レートベース		37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	

〔核燃料資産〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	146,647,413	147,715,210	147,381,656	441,744,279	
	期中増加額	4,727,647	3,305,752	10,804,326	18,837,725	
	期中減少額	3,659,850	3,639,306	5,367,524	12,666,680	
	期末帳簿価額	147,715,210	147,381,656	152,818,458	447,915,324	
	平均帳簿価額	147,181,312	147,548,433	150,100,057	444,829,802	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	2,214,107	2,196,923	2,002,036	6,413,066	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期中減少額	17,184	194,887	－	212,071	
	期末帳簿価額	2,196,923	2,002,036	2,002,036	6,200,995	
	平均帳簿価額	2,205,515	2,099,480	2,002,036	6,307,031	
レートベース		149,386,827	149,647,913	152,102,093	451,136,833	

〔特定投資〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	486,768	486,768	486,768	1,460,304	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については，別紙に記載している。
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	486,768	486,768	486,768	1,460,304	
	平均帳簿価額	486,768	486,768	486,768	1,460,304	
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
	平均帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
日本原燃	期首帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
	平均帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
原子力損害賠償支援機構	期首帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
	平均帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
燃料調達関係ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ ・ﾊﾗｻﾝ・ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ ・ﾌﾗﾝｽ ｳﾗﾝ濃縮ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ	期首帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	燃料調達関係プロジェクトについては，弊社の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，投資額を纏めて表示している。
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	
	平均帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	
レートベース		42,230,665	42,230,665	42,230,665	126,691,995	

（記載注意）

（何）の欄には，長期投資について投資先ごとに整理すること。

〔運転資本（営業資本）〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	264,687	264,687	264,687	794,061	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については，別紙に記載している。
	給料手当	33,347,371	32,924,707	32,355,263	98,627,341	
	給料手当振替額（貸方）	-160,067	-158,039	-155,305	-473,411	
	退職給与金	2,871,934	6,621,315	5,381,042	14,874,291	
	厚生費	6,605,577	6,527,773	6,423,382	19,556,732	
	雑給	1,325,423	1,323,453	1,321,259	3,970,135	
	燃料費	1,195,474,051	1,067,005,641	1,120,189,055	3,382,668,747	
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	1,418,301	10,497,339	7,793,487	19,709,127	
	廃棄物処理費	14,495,402	15,707,828	14,688,766	44,891,996	
	特定放射性廃棄物処分費	-	2,732,986	2,320,191	5,053,177	
	消耗品費	2,692,414	2,785,211	2,492,856	7,970,481	
	修繕費	83,434,501	89,765,879	87,093,467	260,293,847	
	水利使用料	2,674,328	2,674,328	2,674,328	8,022,984	
	補償費	529,354	575,184	412,212	1,516,750	
	賃借料	10,735,678	11,080,198	11,263,636	33,079,512	
	委託費	35,612,865	30,401,930	29,954,269	95,969,064	
	損害保険料	738,563	740,060	765,459	2,244,082	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	12,529	12,529	12,529	37,587	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	10,662,687	10,662,687	10,662,687	31,988,061	
	普及開発関係費	3,141,655	2,226,967	2,356,967	7,725,589	
	養成費	959,996	957,055	968,397	2,885,448	
	研究費	3,426,061	3,507,299	3,323,063	10,256,423	
	諸費	20,215,778	19,127,919	18,927,756	58,271,453	
	貸倒損	752,588	752,516	753,651	2,258,755	
	減価償却費	2,314,617	2,381,452	2,511,811	7,207,880	
	固定資産除却費	9,499,721	9,383,109	7,286,767	26,169,597	
	共有設備費等分担額	442,682	423,177	374,535	1,240,394	
	共有設備費等分担額(貸方)	-19,025	-14,768	-18,519	-52,312	
	他社購入電源費	945,414,403	874,918,519	868,617,897	2,688,950,819	
	非化石証書購入費	4,147,495	5,342,756	6,498,486	15,988,737	
	建設分担関連費振替額(貸方)	-592,392	-187,158	-104,784	-884,334	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-98,459	-98,459	-98,459	-295,377	
	開発費	-	-	-	-	
	電力費振替勘定(貸方)	-120,440	-120,440	-120,440	-361,320	
	株式交付費	-	-	-	-	
	社債発行費	551,147	275,574	514,404	1,341,125	
	小　計	2,392,771,425	2,211,021,214	2,247,704,802	6,851,497,441	
控除収益項目	他社販売電源料	702,365,054	735,253,251	694,390,387	2,132,008,692	
	電気事業雑収益	13,133,828	9,266,483	9,164,311	31,564,622	
	預金利息	1,372	1,372	1,374	4,118	
	賠償負担金相当収益	1,963,067	1,951,511	1,945,204	5,859,782	
	廃炉円滑化負担金相当収益	3,603,029	3,580,045	3,566,701	10,749,775	
	小　計	721,066,350	750,052,662	709,067,977	2,180,186,989	
合　計		1,671,705,075	1,460,968,552	1,538,636,825	4,671,310,452	
レートベース		208,963,134	182,621,069	192,329,603	583,913,806	

（記載注意）

（何）の欄には，営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

〔運転資本（貯蔵品）〕

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	519,944,509	503,738,986	482,173,797	1,505,857,292	特別関係事業者（一般送配電事業者）のレートベースの額については，別紙に記載している。
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	64,993,064	62,967,373	60,271,725	188,232,162	
	燃料油脂費	消費金額	99,682,818	20,958,712	－	120,641,530	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	12,460,352	2,619,839	－	15,080,191	
	ガス費	消費金額	568,956,314	535,787,548	631,729,791	1,736,473,653	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	71,119,539	66,973,444	78,966,224	217,059,207	
	助燃費	消費金額	1,093,220	1,128,525	973,996	3,195,741	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	136,653	141,066	121,750	399,469	
	小　計		148,709,608	132,701,722	139,359,699	420,771,029	
新エネルギー等貯蔵品	―	消費金額	－	－	－	－	
		平均月数	－	－	－	－	
		計	－	－	－	－	
	小　計		－	－	－	－	
合　計			148,709,608	132,701,722	139,359,699	420,771,029	
レートベース			148,709,608	132,701,722	139,359,699	420,771,029	

（記載注意）

（何）の欄には，火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
社債発行費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
開発費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
レートベース		－	－	－	－	

（別紙）

特別関係事業者（一般送配電事業者）の特定固定資産

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	21,820,784	21,820,784	21,820,784	65,462,351	各年度値については，直近の託送供給等約款の認可にあたり，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則により算定された額の平均値を記載している。なお，レートベース欄については，年度の合計値が原価算定期間計と一致するように調整を行っている。
		工事費負担金等	1,008,330	1,008,330	1,008,330	3,024,990	
		減価償却累計額	14,551,611	14,551,611	14,551,611	43,654,834	
		差引帳簿価額	6,260,842	6,260,842	6,260,842	18,782,527	
	期中増減額	帳簿原価増加額	696,848	696,848	696,848	2,090,545	
		工事費負担金等増加額	3,698	3,698	3,698	11,094	
		減価償却累計額増加額	439,060	439,060	439,060	1,317,179	
		帳簿原価減少額	126,503	126,503	126,503	379,510	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	126,503	126,503	126,503	379,510	
	期末残高	帳簿原価	22,391,129	22,391,129	22,391,129	67,173,386	
		工事費負担金等	1,012,028	1,012,028	1,012,028	3,036,084	
		減価償却累計額	14,864,168	14,864,168	14,864,168	44,592,503	
		差引帳簿価額	6,514,933	6,514,933	6,514,933	19,544,799	
	平均帳簿価額		6,325,178	6,325,178	6,325,178	18,975,533	
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	133,524,884	133,524,884	133,524,884	400,574,652	
		工事費負担金等	260,442	260,442	260,442	781,327	
		減価償却累計額	104,653,357	104,653,357	104,653,357	313,960,072	
		差引帳簿価額	28,611,084	28,611,084	28,611,084	85,833,253	
	期中増減額	帳簿原価増加額	4,473,523	4,473,523	4,473,523	13,420,569	
		工事費負担金等増加額	28,257	28,257	28,257	84,772	
		減価償却累計額増加額	3,897,691	3,897,691	3,897,691	11,693,073	
		帳簿原価減少額	2,598,296	2,598,296	2,598,296	7,794,889	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	1,154,799	1,154,799	1,154,799	3,464,396	
	期末残高	帳簿原価	135,400,111	135,400,111	135,400,111	406,200,332	
		工事費負担金等	288,700	288,700	288,700	866,099	
		減価償却累計額	107,396,250	107,396,250	107,396,250	322,188,749	
		差引帳簿価額	27,715,161	27,715,161	27,715,161	83,145,484	
	平均帳簿価額		28,869,960	28,869,960	28,869,960	86,609,879	
送電設備	期首残高	帳簿原価	1,697,131,591	1,697,131,591	1,697,131,591	5,091,394,772	
		工事費負担金等	231,748,916	231,748,916	231,748,916	695,246,748	
		減価償却累計額	915,428,560	915,428,560	915,428,560	2,746,285,679	
		差引帳簿価額	549,954,115	549,954,115	549,954,115	1,649,862,345	
	期中増減額	帳簿原価増加額	32,384,693	32,384,693	32,384,693	97,154,080	
		工事費負担金等増加額	2,854,239	2,854,239	2,854,239	8,562,718	
		減価償却累計額増加額	33,895,836	33,895,836	33,895,836	101,687,507	
		帳簿原価減少額	5,455,887	5,455,887	5,455,887	16,367,661	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	5,455,887	5,455,887	5,455,887	16,367,661	
	期末残高	帳簿原価	1,724,060,397	1,724,060,397	1,724,060,397	5,172,181,191	
		工事費負担金等	234,603,155	234,603,155	234,603,155	703,809,466	
		減価償却累計額	943,868,508	943,868,508	943,868,508	2,831,605,525	
		差引帳簿価額	545,588,733	545,588,733	545,588,733	1,636,766,200	
	平均帳簿価額		545,588,733	545,588,733	545,588,733	1,636,766,200	

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
変電設備	期首残高	帳簿原価	900,329,401	900,329,401	900,329,401	2,700,988,204	各年度値については，直近の託送供給等約款の認可にあたり，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則により算定された額の平均値を記載している。なお，レートベース欄については，年度の合計値が原価算定期間計と一致するように調整を行っている。
		工事費負担金等	53,871,517	53,871,517	53,871,517	161,614,550	
		減価償却累計額	610,198,497	610,198,497	610,198,497	1,830,595,491	
		差引帳簿価額	236,259,388	236,259,388	236,259,388	708,778,163	
	期中増減額	帳簿原価増加額	27,573,135	27,573,135	27,573,135	82,719,405	
		工事費負担金等増加額	5,005,548	5,005,548	5,005,548	15,016,644	
		減価償却累計額増加額	20,963,635	20,963,635	20,963,635	62,890,904	
		帳簿原価減少額	11,775,413	11,775,413	11,775,413	35,326,238	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	9,420,330	9,420,330	9,420,330	28,260,991	
	期末残高	帳簿原価	916,127,124	916,127,124	916,127,124	2,748,381,371	
		工事費負担金等	58,877,065	58,877,065	58,877,065	176,631,194	
		減価償却累計額	621,741,801	621,741,801	621,741,801	1,865,225,404	
		差引帳簿価額	235,508,258	235,508,258	235,508,258	706,524,773	
	平均帳簿価額		235,508,258	235,508,258	235,508,258	706,524,774	
配電設備	期首残高	帳簿原価	1,685,552,021	1,685,552,021	1,685,552,021	5,056,656,063	
		工事費負担金等	28,367,664	28,367,664	28,367,664	85,102,992	
		減価償却累計額	935,672,877	935,672,877	935,672,877	2,807,018,630	
		差引帳簿価額	721,511,480	721,511,480	721,511,480	2,164,534,441	
	期中増減額	帳簿原価増加額	46,836,006	46,836,006	46,836,006	140,508,019	
		工事費負担金等増加額	626,278	626,278	626,278	1,878,834	
		減価償却累計額増加額	35,624,176	35,624,176	35,624,176	106,872,528	
		帳簿原価減少額	7,248,486	7,248,486	7,248,486	21,745,457	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	－	－	－	－	
	期末残高	帳簿原価	1,725,139,542	1,725,139,542	1,725,139,542	5,175,418,625	
		工事費負担金等	28,993,942	28,993,942	28,993,942	86,981,826	
		減価償却累計額	971,297,053	971,297,053	971,297,053	2,913,891,158	
		差引帳簿価額	724,848,547	724,848,547	724,848,547	2,174,545,641	
	平均帳簿価額		724,848,547	724,848,547	724,848,547	2,174,545,641	
業務設備	期首残高	帳簿原価	54,080,716	54,080,716	54,080,716	162,242,148	
		工事費負担金等	1,732,994	1,732,994	1,732,994	5,198,983	
		減価償却累計額	37,339,087	37,339,087	37,339,087	112,017,262	
		差引帳簿価額	15,008,634	15,008,634	15,008,634	45,025,903	
	期中増減額	帳簿原価増加額	2,421,170	2,421,170	2,421,170	7,263,510	
		工事費負担金等増加額	23,541	23,541	23,541	70,623	
		減価償却累計額増加額	2,182,958	2,182,958	2,182,958	6,548,873	
		帳簿原価減少額	439,134	439,134	439,134	1,317,401	
		工事費負担金等減少額	－	－	－	－	
		減価償却累計額減少額	292,756	292,756	292,756	878,268	
	期末残高	帳簿原価	56,062,752	56,062,752	56,062,752	168,188,257	
		工事費負担金等	1,756,535	1,756,535	1,756,535	5,269,606	
		減価償却累計額	39,229,289	39,229,289	39,229,289	117,687,867	
		差引帳簿価額	15,076,928	15,076,928	15,076,928	45,230,784	
	平均帳簿価額		14,637,794	14,637,794	14,637,794	43,913,383	
レートベース			1,555,778,467	1,555,778,467	1,555,778,468	4,667,335,402	

特別関係事業者（一般送配電事業者）の建設中の資産

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	418,681	418,681	418,681	1,256,042	各年度値については，直近の託送供給等約款の認可にあたり，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則により算定された額の平均値を記載している。なお，レートベース欄については，年度の合計値が原価算定期間計と一致するように調整を行っている。
	期中増加額	718,325	718,325	718,325	2,154,975	
	期中減少額	746,268	746,268	746,268	2,238,805	
	期末帳簿価額	390,737	390,737	390,737	1,172,212	
	平均帳簿価額	394,684	394,684	394,684	1,184,052	
火力発電設備	期首帳簿価額	8,742,028	8,742,028	8,742,028	26,226,085	
	期中増加額	6,091,239	6,091,239	6,091,239	18,273,716	
	期中減少額	4,338,723	4,338,723	4,338,723	13,016,169	
	期末帳簿価額	10,494,544	10,494,544	10,494,544	31,483,632	
	平均帳簿価額	7,338,842	7,338,842	7,338,842	22,016,526	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期中減少額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
送電設備	期首帳簿価額	32,046,811	32,046,811	32,046,811	96,140,433	
	期中増加額	35,436,946	35,436,946	35,436,946	106,310,838	
	期中減少額	34,409,274	34,409,274	34,409,274	103,227,823	
	期末帳簿価額	33,074,483	33,074,483	33,074,483	99,223,448	
	平均帳簿価額	19,687,192	19,687,192	19,687,192	59,061,576	
変電設備	期首帳簿価額	17,730,808	17,730,808	17,730,808	53,192,425	
	期中増加額	30,567,448	30,567,448	30,567,448	91,702,343	
	期中減少額	26,850,378	26,850,378	26,850,378	80,551,135	
	期末帳簿価額	21,447,878	21,447,878	21,447,878	64,343,633	
	平均帳簿価額	16,888,093	16,888,093	16,888,093	50,664,278	
配電設備	期首帳簿価額	19,182,680	19,182,680	19,182,680	57,548,041	
	期中増加額	45,135,719	45,135,719	45,135,719	135,407,157	
	期中減少額	44,619,336	44,619,336	44,619,336	133,858,007	
	期末帳簿価額	19,699,064	19,699,064	19,699,064	59,097,191	
	平均帳簿価額	19,125,305	19,125,305	19,125,305	57,375,914	
業務設備	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期中減少額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
レートベース		31,717,058	31,717,058	31,717,057	95,151,173	

特別関係事業者（一般送配電事業者）の特定投資

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	30,642	30,642	30,642	91,927	各年度値については，直近の託送供給等約款の認可にあたり，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則により算定された額の平均値を記載している。なお，レートベース欄については，年度の合計値が原価算定期間計と一致するように調整を行っている。
	期中増加額	-610	-610	-610	-1,830	
	期末帳簿価額	30,032	30,032	30,032	90,097	
	平均帳簿価額	30,337	30,337	30,337	91,012	
レートベース		30,337	30,337	30,338	91,012	

特別関係事業者（一般送配電事業者）の運転資本（営業資本）

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	201,399	201,399	201,399	604,196	各年度値については，直近の託送供給等約款の認可にあたり，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則により算定された額の平均値を記載している。なお，レートベース欄については，年度の合計値が原価算定期間計と一致するように調整を行っている。
	給料手当	49,433,020	49,433,020	49,433,020	148,299,061	
	給料手当振替額（貸方）	−531,039	−531,039	−531,039	−1,593,117	
	退職給与金	5,776,875	5,776,875	5,776,875	17,330,625	
	厚生費	10,039,879	10,039,879	10,039,879	30,119,638	
	委託検針費	3,054,392	3,054,392	3,054,392	9,163,176	
	委託集金費	92,607	92,607	92,607	277,822	
	雑給	1,409,982	1,409,982	1,409,982	4,229,945	
	燃料費	9,906,457	9,906,457	9,906,457	29,719,371	
	廃棄物処理費	37,872	37,872	37,872	113,616	
	消耗品費	2,549,181	2,549,181	2,549,181	7,647,544	
	修繕費	115,015,440	115,015,440	115,015,440	345,046,319	
	水利使用料	101,259	101,259	101,259	303,776	
	補償費	555,122	555,122	555,122	1,665,365	
	賃借料	19,862,646	19,862,646	19,862,646	59,587,937	
	託送料	1,176,362	1,176,362	1,176,362	3,529,086	
	事業者間精算費	356,104	356,104	356,104	1,068,312	
	委託費	19,283,203	19,283,203	19,283,203	57,849,610	
	損害保険料	39,790	39,790	39,790	119,371	
	普及開発関係費	24,952	24,952	24,952	74,855	
	養成費	670,711	670,711	670,711	2,012,134	
	研究費	1,797,166	1,797,166	1,797,166	5,391,498	
	諸費	4,376,420	4,376,420	4,376,420	13,129,261	
	貸倒損	4,700	4,700	4,700	14,100	
	減価償却費	875,284	875,284	875,284	2,625,852	
	固定資産除却費	6,477,102	6,477,102	6,477,102	19,431,307	
	共有設備費等分担額	43,546	43,546	43,546	130,639	
	共有設備費等分担額(貸方)	−	−	−	−	
	地帯間購入電源費	−	−	−	−	
	地帯間購入送電費	441,817	441,817	441,817	1,325,450	
	他社購入電源費	1,517,085	1,517,085	1,517,085	4,551,254	
	他社購入送電費	87,665	87,665	87,665	262,994	
	振替損失調整額	926,712	926,712	926,712	2,780,137	
	建設分担関連費振替額(貸方)	−52,497	−52,497	−52,497	−157,492	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	−16,309	−16,309	−16,309	−48,928	
	開発費	−	−	−	−	
	電力費振替勘定(貸方)	−62,664	−62,664	−62,664	−187,992	
	株式交付費	−	−	−	−	
	社債発行費	364,421	364,421	364,421	1,093,263	
	使用済燃料再処理等既発電費	2,691,133	2,691,133	2,691,133	8,073,399	
	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	2,651,291	2,651,291	2,651,291	7,953,873	
	小　計	261,179,086	261,179,086	261,179,086	783,537,257	
控除収益項目	遅収加算料金	399,962	399,962	399,962	1,199,885	
	地帯間販売電源料	−	−	−	−	
	地帯間販売送電料	2,997,720	2,997,720	2,997,720	8,993,160	
	他社販売電源料	−	−	−	−	
	託送収益	173,434	173,434	173,434	520,301	
	事業者間精算収益	2,871,936	2,871,936	2,871,936	8,615,809	
	電灯料（離島供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く）	2,131,000	2,131,000	2,131,000	6,393,000	
	電力料（離島供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く）	2,299,487	2,299,487	2,299,487	6,898,460	
	電気事業雑収益	3,846,859	3,846,859	3,846,859	11,540,576	
	預金利息	4,098	4,098	4,098	12,295	
	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	498,500	498,500	498,500	1,495,500	
	小　計	15,222,995	15,222,995	15,222,995	45,668,986	
合　計		245,956,091	245,956,091	245,956,091	737,868,272	
レートベース		30,744,511	30,744,511	30,744,512	92,233,534	

特別関係事業者（一般送配電事業者）の運転資本（貯蔵品）

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	燃料油脂費	消費金額	36,038,323	36,038,323	36,038,323	108,114,968	各年度値については，直近の託送供給等約款の認可にあたり，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則により算定された額の平均値を記載している。なお，レートベース欄については，年度の合計値が原価算定期間計と一致するように調整を行っている。
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	4,504,790	4,504,790	4,504,790	13,514,371	
	小　計		4,504,790	4,504,790	4,504,790	13,514,371	
新エネルギー等貯蔵品	―	消費金額	－	－	－	－	
		平均月数	－	－	－	－	
		計	－	－	－	－	
	小　計		－	－	－	－	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価		1,610,516,287	1,610,516,287	1,610,516,287	4,831,548,860	
	一般貯蔵品払出率		5.045%	5.045%	5.045%	5.045%	
	一般貯蔵品在庫率		12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	小　計		10,156,318	10,156,318	10,156,318	30,468,955	
合　計			14,661,108	14,661,108	14,661,110	43,983,326	
レートベース			14,661,108	14,661,108	14,661,110	43,983,326	

《項目別明細表》

（１）第４条第４項関係（同条第３項第３号のうち事業者のレートベースの額に係るもの）

〔特定固定資産〕

（単位：千円）

項目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	593,734,251	603,794,746	617,242,260	1,814,771,257	
		工事費負担金等	26,630,171	26,693,065	26,766,740	80,089,976	
		減価償却累計額	400,811,712	404,383,363	409,910,470	1,215,105,545	
		差引帳簿価額	166,292,368	172,718,318	180,565,050	519,575,736	
	期中増減額	帳簿原価増加額	15,041,795	17,329,121	25,758,269	58,129,185	
		工事費負担金等増加額	112,077	112,077	112,077	336,231	
		減価償却累計額増加額	7,574,064	8,647,103	9,345,192	25,566,359	
		帳簿原価減少額	4,981,300	3,881,607	2,462,284	11,325,191	
		工事費負担金等減少額	49,183	38,402	24,360	111,945	
		減価償却累計額減少額	4,002,413	3,119,996	1,979,159	9,101,568	
	期末残高	帳簿原価	603,794,746	617,242,260	640,538,245	1,861,575,251	
		工事費負担金等	26,693,065	26,766,740	26,854,457	80,314,262	
		減価償却累計額	404,383,363	409,910,470	417,276,503	1,231,570,336	
		差引帳簿価額	172,718,318	180,565,050	196,407,285	549,690,653	
	平均帳簿価額		168,856,748	175,985,980	188,187,102	533,029,830	
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,900,309,604	1,918,941,267	1,862,310,181	5,681,561,052	
		工事費負担金等	9,416,413	9,505,169	9,593,418	28,515,000	
		減価償却累計額	1,475,959,727	1,516,872,311	1,484,758,911	4,477,590,949	
		差引帳簿価額	414,933,464	392,563,787	367,957,852	1,175,455,103	
	期中増減額	帳簿原価増加額	22,595,912	19,190,603	27,319,833	69,106,348	
		工事費負担金等増加額	91,106	91,106	91,106	273,318	
		減価償却累計額増加額	44,498,686	39,961,924	39,572,610	124,033,220	
		帳簿原価減少額	3,964,249	75,821,689	4,118,322	83,904,260	
		工事費負担金等減少額	2,350	2,857	3,452	8,659	
		減価償却累計額減少額	3,586,102	72,075,324	3,758,974	79,420,400	
	期末残高	帳簿原価	1,918,941,267	1,862,310,181	1,885,511,692	5,666,763,140	
		工事費負担金等	9,505,169	9,593,418	9,681,072	28,779,659	
		減価償却累計額	1,516,872,311	1,484,758,911	1,520,572,547	4,522,203,769	
		差引帳簿価額	392,563,787	367,957,852	355,258,073	1,115,779,712	
	平均帳簿価額		405,159,411	380,418,847	356,374,162	1,141,952,420	
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	1,433,457,795	1,825,825,754	1,982,189,584	5,241,473,133	
		工事費負担金等	966,503	966,432	966,396	2,899,331	
		減価償却累計額	1,259,421,475	1,277,625,067	1,322,119,904	3,859,166,446	
		差引帳簿価額	173,069,817	547,234,255	659,103,284	1,379,407,356	
	期中増減額	帳簿原価増加額	397,114,670	158,762,951	33,762,839	589,640,460	
		工事費負担金等増加額	－	－	－	－	
		減価償却累計額増加額	22,241,122	46,535,518	46,365,031	115,141,671	
		帳簿原価減少額	4,746,711	2,399,121	8,007,986	15,153,818	
		工事費負担金等減少額	71	36	120	227	
		減価償却累計額減少額	4,037,530	2,040,681	6,811,555	12,889,766	
	期末残高	帳簿原価	1,825,825,754	1,982,189,584	2,007,944,437	5,815,959,775	
		工事費負担金等	966,432	966,396	966,276	2,899,104	
		減価償却累計額	1,277,625,067	1,322,119,904	1,361,673,380	3,961,418,351	
		差引帳簿価額	547,234,255	659,103,284	645,304,781	1,851,642,320	
	平均帳簿価額		307,345,173	673,428,447	644,671,953	1,625,445,573	

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	58,146,428	57,224,172	59,745,812	175,116,412	
		工事費負担金等	4,738,267	4,527,333	4,493,287	13,758,887	
		減価償却累計額	43,887,258	43,041,636	43,604,611	130,533,505	
		差引帳簿価額	9,520,903	9,655,203	11,647,914	30,824,020	
	期中増減額	帳簿原価増加額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
		工事費負担金等増加額	147	147	147	441	
		減価償却累計額増加額	620,385	800,450	942,302	2,363,137	
		帳簿原価減少額	1,754,427	284,196	82,233	2,120,856	
		工事費負担金等減少額	211,081	34,193	9,894	255,168	
		減価償却累計額減少額	1,466,007	237,475	68,714	1,772,196	
	期末残高	帳簿原価	57,224,172	59,745,812	61,165,097	178,135,081	
		工事費負担金等	4,527,333	4,493,287	4,483,540	13,504,160	
		減価償却累計額	43,041,636	43,604,611	44,478,199	131,124,446	
		差引帳簿価額	9,655,203	11,647,914	12,203,358	33,506,475	
	平均帳簿価額		9,591,710	10,628,539	11,833,877	32,054,126	
業務設備	期首残高	帳簿原価	70,373,853	76,141,606	80,335,527	226,850,986	
		工事費負担金等	83,900	67,026	49,633	200,559	
		減価償却累計額	32,285,254	38,172,414	44,226,292	114,683,960	
		差引帳簿価額	38,004,699	37,902,166	36,059,602	111,966,467	
	期中増減額	帳簿原価増加額	6,240,547	4,681,245	3,542,353	14,464,145	
		工事費負担金等増加額	－	－	－	－	
		減価償却累計額増加額	6,201,635	6,378,017	5,278,428	17,858,080	
		帳簿原価減少額	472,794	487,324	568,817	1,528,935	
		工事費負担金等減少額	16,874	17,393	20,302	54,569	
		減価償却累計額減少額	314,475	324,139	378,343	1,016,957	
	期末残高	帳簿原価	76,141,606	80,335,527	83,309,063	239,786,196	
		工事費負担金等	67,026	49,633	29,331	145,990	
		減価償却累計額	38,172,414	44,226,292	49,126,377	131,525,083	
		差引帳簿価額	37,902,166	36,059,602	34,153,355	108,115,123	
	平均帳簿価額		38,741,049	36,904,893	35,055,629	110,701,571	
レートベース			929,694,091	1,277,366,706	1,236,122,723	3,443,183,520	

〔建設中の資産〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	4,690,661	5,971,044	7,312,237	17,973,942	
	期中増加額	16,318,908	18,670,314	25,005,108	59,994,330	
	期中減少額	15,038,525	17,329,121	25,758,269	58,125,915	
	期末帳簿価額	5,971,044	7,312,237	6,559,076	19,842,357	
	平均帳簿価額	5,980,583	7,531,950	8,932,601	22,445,134	
火力発電設備	期首帳簿価額	2,408,786	2,138,637	2,257,137	6,804,560	
	期中増加額	22,325,763	19,309,103	27,200,833	68,835,699	
	期中減少額	22,595,912	19,190,603	27,320,833	69,107,348	
	期末帳簿価額	2,138,637	2,257,137	2,137,137	6,532,911	
	平均帳簿価額	5,289,722	4,389,307	8,230,422	17,909,451	
原子力発電設備	期首帳簿価額	421,470,488	205,294,807	112,976,823	739,742,118	
	期中増加額	187,533,187	64,484,446	54,395,314	306,412,947	
	期中減少額	403,708,868	156,802,430	32,753,982	593,265,280	
	期末帳簿価額	205,294,807	112,976,823	134,618,155	452,889,785	
	平均帳簿価額	392,932,378	107,623,408	136,661,349	637,217,135	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	期中増加額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
	期中減少額	832,171	2,805,836	1,501,518	5,139,525	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	72,535	－	72,535	
業務設備	期首帳簿価額	1,107,963	2,975,512	3,211,232	7,294,707	
	期中増加額	8,108,096	4,916,965	6,875,833	19,900,894	
	期中減少額	6,240,547	4,681,245	3,542,353	14,464,145	
	期末帳簿価額	2,975,512	3,211,232	6,544,712	12,731,456	
	平均帳簿価額	2,240,993	3,158,868	4,970,178	10,370,039	
レートベース		203,221,838	61,388,034	79,397,275	344,007,147	

〔使用済燃料再処理関連加工仮勘定〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	期首帳簿価額	35,543,622	40,310,492	45,307,068	121,161,182	
	期中増加額	4,766,870	4,996,576	6,467,004	16,230,450	
	期末帳簿価額	40,310,492	45,307,068	51,774,072	137,391,632	
	平均帳簿価額	37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	
レートベース		37,927,057	42,808,780	48,540,570	129,276,407	

〔核燃料資産〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	146,647,413	147,715,210	147,381,656	441,744,279	
	期中増加額	4,727,647	3,305,752	10,804,326	18,837,725	
	期中減少額	3,659,850	3,639,306	5,367,524	12,666,680	
	期末帳簿価額	147,715,210	147,381,656	152,818,458	447,915,324	
	平均帳簿価額	147,181,312	147,548,433	150,100,057	444,829,802	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	2,214,107	2,196,923	2,002,036	6,413,066	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期中減少額	17,184	194,887	－	212,071	
	期末帳簿価額	2,196,923	2,002,036	2,002,036	6,200,995	
	平均帳簿価額	2,205,515	2,099,480	2,002,036	6,307,031	
レートベース		149,386,827	149,647,913	152,102,093	451,136,833	

〔特定投資〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	486,768	486,768	486,768	1,460,304	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	486,768	486,768	486,768	1,460,304	
	平均帳簿価額	486,768	486,768	486,768	1,460,304	
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
	平均帳簿価額	1,171,383	1,171,383	1,171,383	3,514,149	
日本原燃	期首帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
	平均帳簿価額	34,670,250	34,670,250	34,670,250	104,010,750	
原子力損害賠償支援機構	期首帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
	平均帳簿価額	418,000	418,000	418,000	1,254,000	
燃料調達関係ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ ・ﾊﾗｻﾝ・ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ ・ﾌﾗﾝｽ ｳﾗﾝ濃縮ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ	期首帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	燃料調達関係プロジェクトについては，弊社の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，投資額を纏めて表示している。
	期中増加額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	
	平均帳簿価額	5,484,264	5,484,264	5,484,264	16,452,792	
レートベース		42,230,665	42,230,665	42,230,665	126,691,995	

（記載注意）

（何）の欄には，長期投資について投資先ごとに整理すること。

〔運転資本（営業資本）〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
営業費項目	役員給与	264,687	264,687	264,687	794,061	
	給料手当	33,347,371	32,924,707	32,355,263	98,627,341	
	給料手当振替額（貸方）	-160,067	-158,039	-155,305	-473,411	
	退職給与金	2,871,934	6,621,315	5,381,042	14,874,291	
	厚生費	6,605,577	6,527,773	6,423,382	19,556,732	
	雑給	1,325,423	1,323,453	1,321,259	3,970,135	
	燃料費	1,195,474,051	1,067,005,641	1,120,189,055	3,382,668,747	
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	1,418,301	10,497,339	7,793,487	19,709,127	
	廃棄物処理費	14,495,402	15,707,828	14,688,766	44,891,996	
	特定放射性廃棄物処分費	-	2,732,986	2,320,191	5,053,177	
	消耗品費	2,692,414	2,785,211	2,492,856	7,970,481	
	修繕費	83,434,501	89,765,879	87,093,467	260,293,847	
	水利使用料	2,674,328	2,674,328	2,674,328	8,022,984	
	補償費	529,354	575,184	412,212	1,516,750	
	賃借料	10,735,678	11,080,198	11,263,636	33,079,512	
	委託費	35,612,865	30,401,930	29,954,269	95,969,064	
	損害保険料	738,563	740,060	765,459	2,244,082	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	12,529	12,529	12,529	37,587	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	10,662,687	10,662,687	10,662,687	31,988,061	
	普及開発関係費	3,141,655	2,226,967	2,356,967	7,725,589	
	養成費	959,996	957,055	968,397	2,885,448	
	研究費	3,426,061	3,507,299	3,323,063	10,256,423	
	諸費	20,215,778	19,127,919	18,927,756	58,271,453	
	貸倒損	752,588	752,516	753,651	2,258,755	
	減価償却費	2,314,617	2,381,452	2,511,811	7,207,880	
	固定資産除却費	9,499,721	9,383,109	7,286,767	26,169,597	
	共有設備費等分担額	442,682	423,177	374,535	1,240,394	
	共有設備費等分担額(貸方)	-19,025	-14,768	-18,519	-52,312	
	他社購入電源費	945,414,403	874,918,519	868,617,897	2,688,950,819	
	非化石証書購入費	4,147,495	5,342,756	6,498,486	15,988,737	
	建設分担関連費振替額(貸方)	-592,392	-187,158	-104,784	-884,334	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-98,459	-98,459	-98,459	-295,377	
	開発費	-	-	-	-	
	電力費振替勘定(貸方)	-120,440	-120,440	-120,440	-361,320	
	株式交付費	-	-	-	-	
	社債発行費	551,147	275,574	514,404	1,341,125	
	小　計	2,392,771,425	2,211,021,214	2,247,704,802	6,851,497,441	
控除収益項目	他社販売電源料	702,365,054	735,253,251	694,390,387	2,132,008,692	
	電気事業雑収益	13,133,828	9,266,483	9,164,311	31,564,622	
	預金利息	1,372	1,372	1,374	4,118	
	賠償負担金相当収益	1,963,067	1,951,511	1,945,204	5,859,782	
	廃炉円滑化負担金相当収益	3,603,029	3,580,045	3,566,701	10,749,775	
	小　計	721,066,350	750,052,662	709,067,977	2,180,186,989	
合　計		1,671,705,075	1,460,968,552	1,538,636,825	4,671,310,452	
レートベース		208,963,134	182,621,069	192,329,603	583,913,806	

（記載注意）

（何）の欄には，営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

〔運転資本（貯蔵品）〕

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	519,944,509	503,738,986	482,173,797	1,505,857,292	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	64,993,064	62,967,373	60,271,725	188,232,162	
	燃料油脂費	消費金額	99,682,818	20,958,712	－	120,641,530	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	12,460,352	2,619,839	－	15,080,191	
	ガス費	消費金額	568,956,314	535,787,548	631,729,791	1,736,473,653	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	71,119,539	66,973,444	78,966,224	217,059,207	
	助燃費	消費金額	1,093,220	1,128,525	973,996	3,195,741	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	136,653	141,066	121,750	399,469	
	小　計		148,709,608	132,701,722	139,359,699	420,771,029	
新エネルギー等貯蔵品	―	消費金額	－	－	－	－	
		平均月数	－	－	－	－	
		計	－	－	－	－	
	小　計		－	－	－	－	
合　計			148,709,608	132,701,722	139,359,699	420,771,029	
レートベース			148,709,608	132,701,722	139,359,699	420,771,029	

（記載注意）

（何）の欄には，火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕

（単位：千円）

項　目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
社債発行費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
開発費	期首帳簿価額	－	－	－	－	
	増加額	－	－	－	－	
	償却額	－	－	－	－	
	期末帳簿価額	－	－	－	－	
	平均帳簿価額	－	－	－	－	
レートベース		－	－	－	－	

（２）第４条第５項関係

〔報酬率〕

（単位：％）

項　目		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率	0.52	0.37	0.04	0.14	0.14	-0.00	0.09	－	7.72	
	国債，地方債等公社債の利回りの実績率	9.72	9.06	9.67	10.71	10.43	9.21	7.60	－		
他人資本報酬率	全てのみなし小売事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	－	－	－	－	－	－	－	0.66	0.66	
事業報酬率		－	－	－	－	－	－	－	－	2.8	

（記載注意）

・報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

・項目別明細表のうち、第４条第４項関係については、第４条第２項第１号又は同条第３項第１号関係、同条第２項第２号関係、同条第３項第３号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。

第５表

控除収益明細表

（単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電源料	702,365,054	735,253,251	694,390,387	2,132,008,692	
託送収益	－	－	－	－	
電気事業雑収益	13,133,828	9,266,483	9,164,311	31,564,622	
預金利息	1,372	1,372	1,374	4,118	
賠償負担金相当収益	1,963,067	1,951,511	1,945,204	5,859,782	
廃炉円滑化負担金相当収益	3,603,029	3,580,045	3,566,701	10,749,775	
合　計	721,066,350	750,052,662	709,067,977	2,180,186,989	

《項目別明細表》

（１）第５条第２項関係

［他社販売電源料］

（単位：千円）

項　目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電力料	他社販売電源料	料金計	702,365,054	735,253,251	694,390,387	2,132,008,692	
	電力量（10^6kWh）		23,626	24,901	23,443	71,970	

［託送収益］

（単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
その他託送収益	－	－	－	－	

［電気事業雑収益］

（単位：千円）

項 目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
契約超過金	439,207	359,459	399,333	485,094	485,363	485,363	485,363	1,456,089	2020年4月の法的分離を踏まえ，至近実績については2020年度以降を記載している。
違約金	341	279	310	377	377	377	377	1,131	
諸貸付料	－	－	－	－	－	－	－	－	
受託運転益	－	－	－	－	－	－	－	－	
器具販売益	－	－	－	－	－	－	－	－	
受託工事益	－	64,939	32,470	－	－	－	－	－	
広告料	－	－	－	－	－	－	－	－	
供給雑収	196,217	409,385	302,801	461,069	256,275	256,275	256,275	768,825	
雑口	15,606,761	21,770,287	18,688,524	20,410,110	12,391,813	8,524,468	8,422,296	29,338,577	
合　計	16,242,527	22,604,352	19,423,440	21,356,650	13,133,828	9,266,483	9,164,311	31,564,622	

［預金利息］

（単位：千円）

項 目	至近実績			2022年度（実績見込み）	適用金利(%)	2023年度	適用金利(%)	2024年度	適用金利(%)	2025年度	適用金利(%)	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均残高率(%)										
普通預金利息	1,354	1,090	6.877%	1,031	0.001	1,372	0.001	1,372	0.001	1,374	0.001	4,118	同上
定期預金利息	169	－	1.355%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
譲渡性預金利息	711	－	0.135%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合計	2,235	1,090	－	1,031	－	1,372	－	1,372	－	1,374	－	4,118	
電灯・電力料収入	1,230,260,063	1,176,330,219	－	1,546,539,000	－	2,162,610,210	－	2,162,403,160	－	2,165,663,060	－	6,490,676,430	

（記載注意）

（何）の欄には，預金について種類ごとに記載すること。

［賠償負担金相当収益］

（単位：千円）

項 目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
賠償負担金相当収益	994,504	1,992,028	1,493,266	1,961,317	1,963,067	1,951,511	1,945,204	5,859,782	同上

［廃炉円滑化負担金相当収益］

（単位：千円）

項 目	至近実績			2022年度（実績見込み）	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2020年度	2021年度	平均						
廃炉円滑化負担金相当収益	471,899	2,344,449	1,408,174	3,599,992	3,603,029	3,580,045	3,566,701	10,749,775	同上

注　様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第３（第６条第３項、第20条第３項関係）

部門整理表（１）

（単位：千円）

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	128,558	－	128,558	183,460	－	183,460	217,469	－	217,469
給料手当	15,966,717	11,958,482	4,008,235	22,787,189	17,067,222	5,719,967	27,009,923	20,229,594	6,780,329
給料手当振替額（貸方）	−149,312	−137,696	−11,616	−58,048	−41,471	−16,577	−225,664	−206,014	−19,650
退職給与金	2,456,115	－	2,456,115	3,505,008	－	3,505,008	4,154,763	－	4,154,763
厚生費	3,166,066	2,371,277	794,789	4,518,450	3,384,244	1,134,206	5,355,834	4,011,370	1,344,464
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑給	475,391	57,609	417,782	991,889	395,691	596,198	1,328,881	622,161	706,720
燃料費	－	－	－	3,367,756,320	3,367,756,320	－	6,901,083	6,901,083	－
使用済燃料再処理等拠出金発電費	－	－	－	－	－	－	19,709,127	19,709,127	－
廃棄物処理費	－	－	－	37,904,601	37,904,601	－	6,987,395	6,987,395	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	5,053,177	5,053,177	－
消耗品費	711,067	282,378	428,689	3,535,187	2,923,425	611,762	1,777,389	1,052,220	725,169
修繕費	43,612,720	43,382,867	229,853	119,982,274	119,494,543	487,731	89,964,668	89,759,332	205,336
水利使用料	8,022,984	8,022,984	－	－	－	－	－	－	－
補償費	348,672	348,649	23	1,138,465	1,138,390	75	26,600	26,598	2
賃借料	3,092,008	556,956	2,535,052	4,739,024	1,690,301	3,048,723	5,159,399	2,894,747	2,264,652
委託費	3,815,832	2,662,391	1,153,441	25,146,538	22,699,027	2,447,511	39,706,862	38,676,455	1,030,407
損害保険料	109,384	107,290	2,094	251,687	246,868	4,819	1,862,375	1,826,722	35,653
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	－	－	－	－	－	－	37,587	37,587	－
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	31,988,061	31,988,061	－
普及開発関係費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
養成費	378,358	－	378,358	629,992	－	629,992	1,292,337	－	1,292,337
研究費	278,327	－	278,327	4,051,093	－	4,051,093	4,768,557	－	4,768,557
諸費	5,113,355	2,578,359	2,534,996	6,513,224	2,895,649	3,617,575	14,092,848	9,804,650	4,288,198
貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	6,854,957	6,854,957	－	17,399,491	17,095,484	304,007	19,841,276	19,841,276	－
雑税	450,135	415,055	35,080	1,505,105	1,387,804	117,301	5,340,482	4,924,260	416,222
減価償却費	25,569,433	25,569,433	－	142,605,841	123,881,727	18,724,114	118,973,500	118,973,500	－
固定資産除却費	8,422,812	8,422,812	－	15,480,599	14,911,988	568,611	8,434,307	8,434,307	－
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	21,757,431	21,757,431	－
共有設備費等分担額	1,193,767	1,193,767	－	7,331	7,331	－	－	－	－
共有設備費等分担額（貸方）	－	－	－	－	－	－	−52,312	−52,312	－
建設分担関連費振替額（貸方）	−867	－	−867	−2,522	－	−2,522	−858,425	－	−858,425
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	−9,526	－	−9,526	−240,381	－	−240,381	−33,041	－	−33,041
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	186,604	－	186,604	574,055	－	574,055	562,535	－	562,535
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	932,766	－	932,766	23,537,815	－	23,537,815	3,235,325	－	3,235,325
電気事業報酬	21,965,647	－	21,965,647	58,381,883	－	58,381,883	86,607,639	－	86,607,639
合計	153,091,970	114,647,570	38,444,400	3,862,825,570	3,734,839,144	127,986,426	530,977,388	413,252,727	117,724,661

（記載注意）

１　固有の欄には第６条第１項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第６条第２項又は第５項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

２　その他は、様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第３（第６条第３項、第20条第３項関係）

部門整理表（２）

（単位：千円）

	新エネルギー等発電費			送電費			変電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	28,110	－	28,110	－	－	－	－	－	－
給料手当	3,490,302	2,613,887	876,415	－	－	－	－	－	－
給料手当振替額（貸方）	−2,744	−204	−2,540	－	－	－	－	－	－
退職給与金	537,038	－	537,038	－	－	－	－	－	－
厚生費	692,137	518,354	173,783	－	－	－	－	－	－
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑給	91,350	－	91,350	－	－	－	－	－	－
燃料費	14,912,427	14,912,427	－	－	－	－	－	－	－
使用済燃料再処理等拠出金発電費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
廃棄物処理費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消耗品費	192,652	98,918	93,734	－	－	－	－	－	－
修繕費	4,996,523	4,896,105	100,418	－	－	－	－	－	－
水利使用料	－	－	－	－	－	－	－	－	－
補償費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
賃借料	1,160,492	52,963	1,107,529	－	－	－	－	－	－
委託費	885,137	381,225	503,912	－	－	－	－	－	－
損害保険料	20,636	20,241	395	－	－	－	－	－	－
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
普及開発関係費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
養成費	79,608	－	79,608	－	－	－	－	－	－
研究費	686,528	－	686,528	－	－	－	－	－	－
諸費	888,971	334,685	554,286	－	－	－	－	－	－
貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	400,250	400,250	－	－	－	－	－	－	－
雑税	45,739	42,173	3,566	－	－	－	－	－	－
減価償却費	2,353,430	2,353,430	－	－	－	－	－	－	－
固定資産除却費	1,151,023	1,151,023	－	－	－	－	－	－	－
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
共有設備費等分担額	39,296	39,296	－	－	－	－	－	－	－
共有設備費等分担額（貸方）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設分担関連費振替額（貸方）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	−2,215	－	−2,215	－	－	－	－	－	－
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	17,931	－	17,931	－	－	－	－	－	－
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	216,922	－	216,922	－	－	－	－	－	－
電気事業報酬	2,717,745	－	2,717,745	－	－	－	－	－	－
合計	35,599,288	27,814,773	7,784,515	－	－	－	－	－	－

（記載注意）

１　固有の欄には第６条第１項で各部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第６条第２項又は第５項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

２　その他は、様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第３（第６条第３項、第20条第３項関係）

部門整理表（３）

（単位：千円）

	配電費			販売費			合計
	計	固有	一般	計	固有	一般	
役員給与	－	－	－	236,464	－	236,464	794,061
給料手当	－	－	－	29,373,210	22,000,683	7,372,527	98,627,341
給料手当振替額（貸方）	－	－	－	−37,643	−16,275	−21,368	−473,411
退職給与金	－	－	－	4,517,642	－	4,517,642	15,170,566
厚生費	－	－	－	5,824,245	4,362,354	1,461,891	19,556,732
委託検針費	－	－	－	－	－	－	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－
雑給	－	－	－	1,082,624	314,178	768,446	3,970,135
燃料費	－	－	－	－	－	－	3,389,569,830
使用済燃料再処理等拠出金発電費	－	－	－	－	－	－	19,709,127
廃棄物処理費	－	－	－	－	－	－	44,891,996
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	5,053,177
消耗品費	－	－	－	1,754,186	965,680	788,506	7,970,481
修繕費	－	－	－	1,737,662	－	1,737,662	260,293,847
水利使用料	－	－	－	－	－	－	8,022,984
補償費	－	－	－	3,013	3,013	－	1,516,750
賃借料	－	－	－	18,928,589	－	18,928,589	33,079,512
委託費	－	－	－	26,414,695	17,694,822	8,719,873	95,969,064
損害保険料	－	－	－	－	－	－	2,244,082
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	－	－	－	－	－	－	37,587
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	31,988,061
普及開発関係費	－	－	－	7,725,589	2,410,214	5,315,375	7,725,589
養成費	－	－	－	505,153	－	505,153	2,885,448
研究費	－	－	－	471,918	－	471,918	10,256,423
諸費	－	－	－	31,663,055	26,764,908	4,898,147	58,271,453
貸倒損	－	－	－	2,570,359	2,570,359	－	2,570,359
固定資産税	－	－	－	30,869	－	30,869	44,526,843
雑税	－	－	－	14,418	13,294	1,124	7,355,879
減価償却費	－	－	－	1,901,246	－	1,901,246	291,403,450
固定資産除却費	－	－	－	57,737	－	57,737	33,546,478
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	21,757,431
共有設備費等分担額	－	－	－	－	－	－	1,240,394
共有設備費等分担額（貸方）	－	－	－	－	－	－	−52,312
建設分担関連費振替額（貸方）	－	－	－	−22,520	－	−22,520	−884,334
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	－	－	－	−10,214	－	−10,214	−295,377
開発費	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	－	－	－	－	－	－	1,341,125
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	－	－	－	1,000,157	－	1,000,157	28,922,985
電気事業報酬	－	－	－	28,387,697	－	28,387,697	198,060,611
合計	－	－	－	164,130,151	77,083,230	87,046,921	4,746,624,367

（記載注意）

１　固有の欄には第６条第１項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第６条第２項又は第５項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

２　その他は、様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第４（第６条第４項関係）

販売費整理表

（単位：千円）

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与	76,243	10,255	149,966	236,464
給料手当	9,470,804	1,273,916	18,628,490	29,373,210
給料手当振替額（貸方）	-12,137	-1,633	-23,873	-37,643
退職給与金	1,456,623	195,930	2,865,089	4,517,642
厚生費	1,877,911	252,598	3,693,736	5,824,245
委託集金費	－	－	－	－
雑給	349,070	46,953	686,601	1,082,624
燃料費	－	－	－	－
使用済燃料再処理等拠出金発電費	－	－	－	－
廃棄物処理費	－	－	－	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－
消耗品費	565,602	76,079	1,112,505	1,754,186
修繕費	648,912	42,243	1,046,507	1,737,662
水利使用料	－	－	－	－
補償費	971	131	1,911	3,013
賃借料	7,133,483	465,972	11,329,134	18,928,589
委託費	18,350,273	328,026	7,736,396	26,414,695
損害保険料	－	－	－	－
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	－	－	－	－
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	－	－	－	－
普及開発関係費	－	－	7,725,589	7,725,589
養成費	162,876	21,908	320,369	505,153
研究費	152,161	20,467	299,290	471,918
諸費	10,479,527	1,323,144	19,860,384	31,663,055
貸倒損	2,570,359	－	－	2,570,359
固定資産税	3,075	－	27,794	30,869
雑税	4,649	625	9,144	14,418
減価償却費	189,402	－	1,711,844	1,901,246
固定資産除却費	5,752	－	51,985	57,737
原子力発電施設解体費	－	－	－	－
共有設備費等分担額	－	－	－	－
共有設備費等分担額（貸方）	－	－	－	－
建設分担関連費振替額（貸方）	-7,261	-977	-14,282	-22,520
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-3,293	-443	-6,478	-10,214
開発費	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－
社債発行費	－	－	－	－
社債発行費償却	－	－	－	－
法人税等	322,481	43,377	634,299	1,000,157
電気事業報酬	10,601,102	690,105	17,096,490	28,387,697
合計	64,398,585	4,788,676	94,942,890	164,130,151

（記載注意）　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第５（第８条第１項関係）

送配電非関連費明細表（１）

（単位：千円）

	総水力発電費			総火力発電費			総新エネルギー等発電費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	128,558	128,558	－	183,460	179,699	3,761	28,110	28,110	－
給料手当	15,966,717	15,966,717	－	22,787,189	22,320,052	467,137	3,490,302	3,490,302	－
給料手当振替額（貸方）	-149,312	-149,312	－	-58,048	-56,858	-1,190	-2,744	-2,744	－
退職給与金	2,456,115	2,456,115	－	3,505,008	3,433,155	71,853	537,038	537,038	－
厚生費	3,166,066	3,166,066	－	4,518,450	4,425,822	92,628	692,137	692,137	－
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑給	475,391	475,391	－	991,889	971,555	20,334	91,350	91,350	－
燃料費	－	－	－	3,367,756,320	－	3,367,756,320	14,912,427	－	14,912,427
使用済燃料再処理等拠出金発電費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
廃棄物処理費	－	－	－	37,904,601	－	37,904,601	－	－	－
特定放射性廃棄物処分費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消耗品費	711,067	355,533	355,534	3,535,187	1,731,357	1,803,830	192,652	96,326	96,326
修繕費	43,612,720	43,612,720	－	119,982,274	117,522,637	2,459,637	4,996,523	4,996,523	－
水利使用料	8,022,984	8,022,984	－	－	－	－	－	－	－
補償費	348,672	348,672	－	1,138,465	1,115,126	23,339	－	－	－
賃借料	3,092,008	3,092,008	－	4,739,024	4,641,874	97,150	1,160,492	1,160,492	－
委託費	3,815,832	3,815,832	－	25,146,538	24,631,034	515,504	885,137	885,137	－
損害保険料	109,384	109,384	－	251,687	246,527	5,160	20,636	20,636	－
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
普及開発関係費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
養成費	378,358	378,358	－	629,992	617,077	12,915	79,608	79,608	－
研究費	278,327	278,327	－	4,051,093	3,968,046	83,047	686,528	686,528	－
諸費	5,113,355	5,113,355	－	6,513,224	6,379,703	133,521	888,971	888,971	－
貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	6,854,957	6,854,957	－	17,399,491	17,042,801	356,690	400,250	400,250	－
雑税	450,135	450,135	－	1,505,105	1,474,250	30,855	45,739	45,739	－
減価償却費	25,569,433	25,569,433	－	142,605,841	139,682,421	2,923,420	2,353,430	2,353,430	－
固定資産除却費	8,422,812	8,422,812	－	15,480,599	15,163,247	317,352	1,151,023	1,151,023	－
原子力発電施設解体費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
共有設備費等分担額	1,193,767	1,193,767	－	7,331	7,181	150	39,296	39,296	－
共有設備費等分担額（貸方）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
他社購入電源費	74,525,197	40,146,995	34,378,202	1,865,413,694	103,230,412	1,762,183,282	665,709,048	160,009	665,549,039
非化石証書購入費	12,128,859	－	12,128,859	9,904	－	9,904	3,849,974	－	3,849,974
建設分担関連費振替額（貸方）	-867	-867	－	-2,522	-2,470	-52	－	－	－
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	-9,526	-9,526	－	-240,381	-235,453	-4,928	-2,215	-2,215	－
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	186,604	186,604	－	574,055	562,287	11,768	17,931	17,931	－
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	932,766	932,766	－	23,537,815	23,055,290	482,525	216,922	216,922	－
電気事業報酬	21,965,647	21,965,647	－	58,381,883	57,185,054	1,196,829	2,717,745	2,717,745	－
他社販売電源料	-2,247,000	-1,800,000	-447,000	-2,028,650,063	-146,325,027	-1,882,325,036	-2,367,130	－	-2,367,130
合計	237,499,026	191,083,431	46,415,595	3,699,599,105	402,966,799	3,296,632,306	702,791,180	20,750,544	682,040,636

（記載注意）
その他は、様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第５（第８条第１項関係）

送配電非関連費明細表（２）

（単位：千円）

	総原子力発電費			給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	217,469	217,469	－	10,255	10,255	－	567,852	564,091	3,761
給料手当	27,009,923	27,009,923	－	1,273,916	1,273,916	－	70,528,047	70,060,910	467,137
給料手当振替額（貸方）	−225,664	−225,664	－	−1,633	−1,633	－	−437,401	−436,211	−1,190
退職給与金	4,154,763	4,154,763	－	195,930	195,930	－	10,848,854	10,777,001	71,853
厚生費	5,355,834	5,355,834	－	252,598	252,598	－	13,985,085	13,892,457	92,628
委託集金費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑給	1,328,881	1,328,881	－	46,953	46,953	－	2,934,464	2,914,130	20,334
燃料費	6,901,083	－	6,901,083	－	－	－	3,389,569,830	－	3,389,569,830
使用済燃料再処理等拠出金発電費	19,709,127	－	19,709,127	－	－	－	19,709,127	－	19,709,127
廃棄物処理費	6,987,395	－	6,987,395	－	－	－	44,891,996	－	44,891,996
特定放射性廃棄物処分費	5,053,177	－	5,053,177	－	－	－	5,053,177	－	5,053,177
消耗品費	1,777,389	888,694	888,695	76,079	38,039	38,040	6,292,374	3,109,949	3,182,425
修繕費	89,964,668	89,964,668	－	42,243	42,243	－	258,598,428	256,138,791	2,459,637
水利使用料	－	－	－	－	－	－	8,022,984	8,022,984	－
補償費	26,600	26,600	－	131	131	－	1,513,868	1,490,529	23,339
賃借料	5,159,399	5,159,399	－	465,972	465,972	－	14,616,895	14,519,745	97,150
委託費	39,706,862	39,706,862	－	328,026	328,026	－	69,882,395	69,366,891	515,504
損害保険料	1,862,375	1,862,375	－	－	－	－	2,244,082	2,238,922	5,160
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	37,587	37,587	－	－	－	－	37,587	37,587	－
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	31,988,061	31,988,061	－	－	－	－	31,988,061	31,988,061	－
普及開発関係費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
養成費	1,292,337	1,292,337	－	21,908	21,908	－	2,402,203	2,389,288	12,915
研究費	4,768,557	4,768,557	－	20,467	20,467	－	9,804,972	9,721,925	83,047
諸費	14,092,848	14,092,848	－	1,323,144	1,323,144	－	27,931,542	27,798,021	133,521
貸倒損	－	－	－	－	－	－	－	－	－
固定資産税	19,841,276	19,841,276	－	－	－	－	44,495,974	44,139,284	356,690
雑税	5,340,482	5,340,482	－	625	625	－	7,342,086	7,311,231	30,855
減価償却費	118,973,500	118,973,500	－	－	－	－	289,502,204	286,578,784	2,923,420
固定資産除却費	8,434,307	8,434,307	－	－	－	－	33,488,741	33,171,389	317,352
原子力発電施設解体費	21,757,431	21,757,431	－	－	－	－	21,757,431	21,757,431	－
共有設備費等分担額	－	－	－	－	－	－	1,240,394	1,240,244	150
共有設備費等分担額（貸方）	−52,312	−52,312	－	－	－	－	−52,312	−52,312	－
他社購入電源費	83,302,880	83,302,880	－	－	－	－	2,688,950,819	226,840,296	2,462,110,523
非化石証書購入費	－	－	－				15,988,737	－	15,988,737
建設分担関連費振替額（貸方）	−858,425	−858,425	－	−977	−977	－	−862,791	−862,739	−52
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	−33,041	−33,041	－	−443	−443	－	−285,606	−280,678	−4,928
開発費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
開発費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式交付費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
社債発行費	562,535	562,535	－	－	－	－	1,341,125	1,329,357	11,768
社債発行費償却	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人税等	3,235,325	3,235,325	－	43,377	43,377	－	27,966,205	27,483,680	482,525
電気事業報酬	86,607,639	86,607,639	－	690,105	690,105	－	170,363,019	169,166,190	1,196,829
他社販売電源料	−98,744,499	−98,744,499	－	－	－	－	−2,132,008,692	−246,869,526	−1,885,139,166
合計	515,535,769	475,996,292	39,539,477	4,788,676	4,750,636	38,040	5,160,213,756	1,095,547,702	4,064,666,054

（記載注意）
その他は、様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第６（第９条第３項関係）

送配電非関連需要明細表

	最大電力（10^3kW）	尖頭時責任電力（10^3kW）		発受電量（10^6kWh）	口数
		夏期	冬期		
非特定需要	10,326	9,895	10,326	62,920	22,010,160
特定需要	1,875	1,659	1,608	9,651	53,775,120
合計	12,201	11,554	11,934	72,571	75,785,280

様式第７（第16条関係）

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

（単位：千円）

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費					
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用相当額	託送供給費用相当額	合計				
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
初年度	特　定　需　要																
二年度	特　定　需　要																
三年度	特　定　需　要																
原価算定期間計		158,722,951	2,246,052	160,969,003	540,543,786	12,250,533	552,794,319	45,695,304	1,036,017	46,731,321	287,557,827		744,962,041	15,532,602	287,557,827		1,048,052,470

（記載注意）

固有の欄には第10条第２項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。

施行規則第17条の２に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第８（第18条第７項、第32条第７項関係）

第１表

特定需要原価等と料金収入の比較表

（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
初年度	特定需要									
二年度	特定需要									
三年度	特定需要									
原価算定期間計		160,969,003	552,794,319	46,731,321	287,557,827		1,048,052,470	26,574	39.44	1,048,011,397

（記載注意）

様式第１の注１及び２と同様とすること。

施行規則第17条の２に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。